

令和元年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和元年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第1号 (9月3日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第7号～議案第66号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	17

第2号 (9月5日)

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	19
○議会事務局職員	19
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

10番 綿引孝光君

水郡線利活用について	22
菅谷地区の下水道について	24
市道整備について	25
子育て支援について	31

14番 勝村晃夫君	
自主防災組織について	37
空き家対策について	41
12番 古川洋一君	
健康寿命をのばす事業について	47
那珂ブランドについて	54
公共施設の適正化について	61
7番 花島進君	
東海第2原発に関連して	65
老人性白内障や老人性難聴に対する補助の現状は	71
来年度の臨時職員の給与改定計画について	73
子育て教育の支援策について	75
1番 小泉周司君	
職員の採用と育成について	77
公園の利活用について（静峰ふるさと公園・清水洞の上公園・一の関た め池親水公園）	90
○散会の宣告	96

第3号（9月6日）

○議事日程	97
○本日の会議に付した事件	98
○出席議員	98
○欠席議員	98
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	98
○議会事務局職員	98
○開議の宣告	99
○諸般の報告	99
○議案の差しかえ	99
○一般質問	100
9番 寺門厚君	
待機児童について	100
農業集落排水整備事業について	107
空き家対策について	112
11番 木野広宣君	
年金生活者支援給付金について	118

健康増進について……………	1 2 2
通学路の安全対策について……………	1 2 9
1 6 番 笹 島 猛 君	
ゲリラ豪雨対策について……………	1 3 3
ひとり暮らし高齢者対策について……………	1 4 0
ひきこもりの支援策と「8050問題」について……………	1 4 2
認知症対策について……………	1 4 9
防災行政無線のデジタル化について……………	1 5 2
6 番 富 山 豪 君	
長期休みの子供達の居場所について……………	1 5 4
動物愛護について……………	1 5 8
○議案等の質疑……………	1 6 3
○議案等の委員会付託……………	1 6 8
○請願・陳情の委員会付託……………	1 6 9
○散会の宣告……………	1 6 9

第 4 号 (9月20日)

○議事日程……………	1 7 1
○本日の会議に付した事件……………	1 7 1
○出席議員……………	1 7 1
○欠席議員……………	1 7 2
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 7 2
○議会事務局職員……………	1 7 2
○開議の宣告……………	1 7 3
○諸般の報告……………	1 7 3
○議案第53号～議案第66号及び請願第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	1 7 3
○議案第67号の上程、説明、採決……………	1 7 8
○議員派遣について……………	1 8 0
○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	1 8 0
○閉会の宣告……………	1 8 0
○署名議員……………	1 8 3

那珂市告示第30号

令和元年第3回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和元年8月26日

那珂市長 先崎 光

記

1. 期 日 令和元年9月3日(火)

2. 場 所 那珂市議会議場

令和元年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	9月3日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	9月4日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	9月5日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	9月6日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	9月7日	土		休 会	
第6日	9月8日	日		休 会	
第7日	9月9日	月		休 会	(議事整理)
第8日	9月10日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	9月11日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	9月12日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	9月13日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	9月14日	土		休 会	
第13日	9月15日	日		休 会	
第14日	9月16日	月		休 会	
第15日	9月17日	火		休 会	(議事整理)
第16日	9月18日	水		休 会	(議事整理)
第17日	9月19日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)
第18日	9月20日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	小泉周司君	2番	小池正夫君
3番	石川義光君	4番	君嶋寿男君
5番	關守君	6番	富山豪君
7番	花島進君	8番	筒井かよ子君
9番	寺門厚君	10番	綿引孝光君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	中崎政長君	16番	笹島猛君
17番	助川則夫君	18番	福田耕四郎君

不応招議員（なし）

令和元年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（9月3日）

令和元年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年9月3日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程、説明
- 報告第 7号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 8号 平成30年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第 9号 平成30年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第10号 平成30年度那珂市一般会計継続費精算報告書について
- 報告第11号 平成30年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について
- 議案第53号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第58号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例
- 議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第62号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第63号 令和元年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第64号 大宮地方環境整備組合規約の変更について
- 議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成30年度那珂市水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	小泉周司君	2番	小池正夫君
3番	石川義光君	4番	君嶋寿男君
5番	關守君	6番	富山豪君
7番	花島進君	8番	筒井かよ子君
9番	寺門厚君	10番	綿引孝光君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	中崎政長君	16番	笹島猛君
17番	助川則夫君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	監査委員	城宝信保君
企画部長	大森信之君	総務部長	加藤裕一君
市民生活部長	桧山達男君	保健福祉部長	川田俊昭君
産業部長	篠原英二君	建設部長	中庭康史君
上下水道部長	根本雅美君	教育部長	高橋秀貴君
消防長	山田三雄君	会計管理者	清水貴君
行財政改革推進室長	平松良一君	農業委員会会長	根本実君
総務課長	渡邊荘一君		

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	次長補佐	小田部信人君
書記	小泉隼君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。ただいまより令和元年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、城宝信保監査委員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおり、お手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から令和元年6、7、8月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、富山 豪議員、7番、花島 進議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会寺門 厚委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎報告第7号～議案第66号の一括上程、説明

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、報告第7号から議案第66号まで、以上19件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） おはようございます。

令和元年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。本定例会に提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配を賜っており、心から感謝を申し上げます。

さて、8月4日、初代那珂市長である小宅近昭様が逝去されました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

小宅市長は、平成7年に那珂町長に当選し、在任中は、総合保健福祉センター「ひだまり」の開館、那珂聖苑の設置、秋田県横手市との友好都市盟約の締結、そして一番の功績は那珂市の誕生ではなかったかと思えます。

我々は、小宅市長が作り上げてきた那珂市をさらに発展させ、これからも市民が安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めてまいります。

また、先月24日には、小宅市長の在任のときから始まったひまわりフェスティバルが開催をされました。桜川市の大塚市長をはじめ、埼玉県桶川市、秋田県横田市から副市長が、福島県川内村から副村長が来賓としてお見えになり、改めて、各市町村とのきずなが大きなものであるということを感じました。

今後とも那珂市と友好を結んだ都市の結束を強固なものとし、災害時の相互支援や文化交流など幅広い分野において連携を深めてまいりたいと考えております。議員の皆様には、引き続き市政に対しご助言、ご協力賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

それでは、今定例会に提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

初めに、報告案件ですが、今定例会に提出いたしました報告案件のうち、専決処分についてが1件、平成30年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告が2件、平成30年度継続費精算報告書についてが2件の計5件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明をいたします。議案書をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページをお開き願います。

報告第7号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成30年11月16日及び平成31年2月7日に平野地内で発生した公用車と相手車両による衝突事故、令和元年5月16日に静地内の市道で発生した車両損傷事故並びに同年6月16日に菅谷地内の市道未供用区間で発生した車両損傷事故について、それぞれ賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

続いて、8ページをお開き願います。

報告第8号 平成30年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率を下記のとおり報告をいたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の平成29年度及び平成30年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率でございます。

一つ右の早期健全化基準、また、一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国が定めた基準でございます。早期健全化基準は、いわば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから表示はありません。

続いて、実質公債費比率につきましては、平成30年度は3.8%となり、前年度と比べ0.9ポイント減少しました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは2.7%となり、前年度比4.5ポイント減となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、平成30年度におきましても、那珂市の財政状態は健全な状態であることを示しております。

次のページに、監査委員からの平成30年度健全化判断比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと存じます。よろしくお願いをいたします。

続いて、10ページをお開き願います。

報告第9号 平成30年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告をいたします。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に対象となる公営企業会計である水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水整備事業特別会計がございしますが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。こちらも国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、平成30年度は健全な状態であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの平成30年度資金不足比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いをいたします。

続いて、12ページをお開き願います。

報告第10号 平成30年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

平成30年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものでございます。

庁舎管理事業、上宿大木内線街路整備事業及び公立幼稚園建設事業（施工監理・工事分）に係る継続費について精算が完了し、実績額合計はそれぞれ3,866万4,000円、2,916万円、4億4,766万円でございます。

続いて、13ページをお開き願います。

報告第11号 平成30年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について。

平成30年度那珂市の水道事業会計継続費については、次のとおり精算したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告をするものでございます。

木崎浄水場更新工事監理業務委託及び木崎浄水場電気計装設備工事に係る継続費について精算が完了し、実績額合計はそれぞれ486万円、5億4,561万6,000円でございます。

以上が報告案件でございます。

再び議案一覧をお開き願います。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案のうち、条例の一部改正が6件、条例の制定が2件、令和元年度各種会計補正予算が3件、その他が1件、また、平成30年度各種会計歳入歳出決算の認定についてが1件、平成30年度水道事業会計決算の認定についてが1件の計14件でございます。

続いて、その概要についてご説明を申し上げます。

14ページをお開き願います。

議案第53号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、個人市民税の申告についての見直しと非課税対象の追加、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置と賦課徴収の特例の追加、軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し、法律改正に伴う項ずれの対応等を行うものでございます。

続いて、46ページをお開き願います。

議案第54号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例。

住民基本台帳法施行令の一部改正により、氏の変更があった者が住民票に旧氏の記載を求めることが可能になったことから、住民票に記載された旧氏の印鑑登録や印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の氏名欄に旧氏を記載することができるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、52ページ及び57ページをお開き願います。

議案第55号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例。

議案第56号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、本条例中の消費税について、8%から10%に改正をするものでございます。

続いて、62ページをお開き願います。

議案第57号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布され、成年後見制度を利用していることを理由として資格、職種、業務等から一律に排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する方針が示されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、67ページをお開き願います。

議案第58号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和元年5月24日に公布され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、本条例の危険物事務手数料3件を改正するものでございます。

続いて、72ページをお開き願います。

議案第59号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、令和元年10月1日から、幼児教育が無償化されることに伴い、本条例の全部を改正するものでございます。

続いて、75ページをお開き願います。

議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例。

消費税の税率改正や社会経済情勢の変化を踏まえて、第4次那珂市行財政改革大綱実施計画に基づき受益者負担の適正化の観点から、各種使用料及び手数料の見直しを行うため、関係条例を整備する条例を制定するものでございます。

主な改正内容は、那珂市手数料条例の手数料の額の改正、那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例、那珂市公民館の設置及び管理等に関する条例、那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例及び那珂市都市公園条例の使用料の額の改正を行うものでございます。

続いて、補正予算の予算書をお開き願います。

議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2億3,277万8,000円を追加し、200億782万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業において、申請者の見込み増による補助金を、財産管理事務費において、旧菅谷幼稚園敷地の樹木伐採及びシルバー人材センター事務所増改築実施計画の委託料等を、市税等過誤納還付金において、法人市民税、固定資産税等の還付金を、支所庁舎管理事業において、消防設備等の修繕費を、らぼーる管理事業において、集会ホール内ピアノ保管庫の空調設備の修繕費をそれぞれ増額するものでございます。また、いい那珂サイクルプロジェクト推進事業において、推進計画の策定に係る委託料等を、いい那珂協力隊推進事業において、地域おこし協力隊の募集に係る委託料等をそれぞれ計上するものでございます。

民生費については、民間保育所等児童入所事業において、幼児教育・保育無償化に伴う委託料を、菅谷保育所管理事業において、ブラインド修繕に係る修繕費をそれぞれ増額するものでございます。また、子育てのための施設等利用給付事業において、幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設等利用者への施設等利用給付費を計上するものでございます。

土木費につきましては、市営住宅管理事業において、市営住宅退去時に係る修繕料を増額するものでございます。

教育費については、教育支援センター整備事業において、教育支援センター開設に係る備品購入費等を、小学校及び中学校施設管理事業において、設備故障等に係る修繕料を、総合公園管理事業において、アリーナ棟の雨漏り修繕に係る修繕料をそれぞれ増額するものでございます。

諸支出金につきましては、国庫負担金等返納金において、生活保護扶助費、障害福祉サービス給付事業等の前年度精算返納金を計上するものでございます。

歳入につきましては、主な内容として、税制改正により自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税環境性能割が創設されることから、環境性能割交付金と市税において環境性能割を計上するものでございます。また、幼児教育・保育無償化に伴い、分担金及び負担

金、使用料及び手数料を減額し、国庫支出金を増額するものでございます。

その他、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を増額するものでございます。

続いて、議案第62号をお開き願います。

議案第62号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3,171万5,000円を追加し、57億3,236万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、国民健康保険事業費納付金については、一般被保険者医療給付費、退職被保険者等医療給付費、介護納付金等の額が確定したことにより、それぞれ増額するものでございます。保健事業費につきましては、特定健診未受診者対策に係る委託料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰入金、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第63号をお開き願います。

議案第63号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億2,771万5,000円を追加し、47億3,146万3,000円とするものでございます。

歳出の内容として、諸支出金において、前年度の実績確定に基づき、国庫負担金等返納金及び一般会計繰出金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、支払基金交付金、繰越金を増額するものでございます。

続いて、103ページをお開き願います。

議案第64号 大宮地方環境整備組合規約の変更について。

大宮地方環境整備組合の構成団体である常陸大宮市との協議により、大宮地方環境整備組合規約を変更し、当該一部事務組合の議員定数を見直すため、提案するものでございます。

続いて、106ページをお開き願います。

議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額209億6,915万円、歳出総額199億7,845万3,000円、歳入歳出差引額は9億9,069万7,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源1億324万1,000円を差し引いた実質収支額は8億8,745万6,000円でございます。

概要としましては、歳入歳出それぞれ13億円程度、前年度より増加となっております。

歳入は、地方交付税については、合併算定替えの縮減により普通地方交付税が引き続き減額となり、また、不動産売払収入の減により、財産収入が減額となった一方で、市税につ

いては全体的に堅調でやや増額となっており、市債については、教育費において小中学校空調設備整備事業債や公立幼稚園建設事業債の増、また、繰入金で公共施設整備基金や財政調整基金を取り崩したことにより大幅な増額となっております。

また、歳出は、商工費における静峰ふるさと公園魅力向上事業の減などがある一方で、消防費における防災設備整備事業などの増に加え、教育費における国民体育大会準備事業の増や公立幼稚園建設事業の増により、大幅な増額となっております。

平成29年度と比較しますと、歳入総額が6.4%の増、歳出総額が7.0%の増となっております。

次に、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額58億6,825万4,000円、歳出総額58億2,493万2,000円、歳入歳出差引額は4,332万2,000円でございます。世帯数、被保険者数とも減少傾向となっている中で、1人当たりの医療費の伸びなどにより給付額が増加傾向となっております。

なお、平成30年度から都道府県と市町村との共同運営となり、市町村は県へ納付金を納め、保険給付に対する費用は全額、県から普通交付金で賄われることとなっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額22億2,192万4,000円、歳出総額21億3,573万6,000円、歳入歳出差引額は8,618万8,000円となりますが、繰越明許費に係る財源13万5,000円を差し引いた実質収支額は8,605万3,000円でございます。額田、後台、中里、戸多地区等の実施設計の委託及び管路施設整備工事等を実施しております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,581万6,000円、歳出総額892万3,000円、歳入歳出差引額は689万3,000円でございます。

農業集落排水整備事業特別会計につきましては、歳入総額11億2,134万1,000円、歳出総額10億8,348万6,000円、歳入歳出差引額は3,785万5,000円でございます。酒出地区の実設計委託や管路施設整備工事等を実施しております。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額45億8,770万7,000円、歳出総額43億5,982万8,000円、歳入歳出差引額は2億2,787万9,000円でございます。平成30年度のサービス給付状況につきましては、利用件数、給付額とも高い水準で推移をしているところでございます。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入総額1億432万8,000円、歳出総額1億388万7,000円、歳入歳出差引額は44万1,000円でございます。

なお、平成30年度にて特別会計を廃止いたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額6億1,429万8,000円、歳出総額6億1,251万7,000円、歳入歳出差引額は178万1,000円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

続いて、107ページをお開き願います。

議案第66号 平成30年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

平成30年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基

づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況につきましては、収益的収入及び支出において、総収益12億5,574万2,000円で、対前年度比404万9,000円の増に対し、総費用は9億8,957万5,000円で、対前年度比3億1,741万3,000円の減となり、消費税を差し引き1億9,980万3,000円が当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入が6億5,907万円で、対前年度比1億2,706万3,000円の増に対し、支出10億5,040万6,000円で、対前年度比1億2,462万4,000円の増となり、差し引き3億9,133万6,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填をしました。

以上、水道事業会計決算の概要説明でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（君嶋寿男君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

平成30年度那珂市歳入歳出決算審査意見書及び平成30年度定額運用基金の運用状況に関する審査意見書、平成30年度那珂市水道事業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願ひます。

城宝信保監査委員、登壇願ひます。

〔監査委員 城宝信保君 登壇〕

○監査委員（城宝信保君） それでは、議案第65号、第66号、あわせて審査結果についてご報告申し上げます。

平成30年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

歳入歳出決算書の次をごらんください。

審査対象。平成30年度一般会計歳入歳出決算、以下、年度は省略させていただきます。続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、農業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期間及び場所。令和元年6月19日から令和元年8月19日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査に当たっては、各会計歳入歳出決算証書類、その他政令で定める書類等について、関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施いたしました。

審査結果。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、平成30年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正である

と認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和元年8月20日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 中崎政長。

以上でございます。

引き続き、平成30年度定額運用基金の運用状況に関する審査についてご報告いたします。

歳入歳出決算審査意見書16ページの次をごらんください。

審査の概要。この審査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、現金出納検査の結果を参考として、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査期間及び場所。令和元年6月19日から令和元年8月19日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査結果。審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が適切かつ効率的に行われているものと認められました。

令和元年8月20日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 中崎政長。

引き続き、平成30年度那珂市水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

水道事業決算書の次をごらんいただきます。

審査期間及び場所。令和元年6月19日から令和元年8月19日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査に当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条の規定によって作成された決算諸表及び附属書類等について関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施いたしました。

審査結果。審査に付された決算諸表及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されているものと認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和元年8月20日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 中崎政長。

以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時40分

令和元年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月5日）

令和元年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年9月5日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	小泉周司君	2番	小池正夫君
3番	石川義光君	4番	君嶋寿男君
5番	關守君	6番	富山豪君
7番	花島進君	8番	筒井かよ子君
9番	寺門厚君	10番	綿引孝光君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	中崎政長君	16番	笹島猛君
17番	助川則夫君	18番	福田耕四郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	加藤裕一君	市民生活部長	桧山達男君
保健福祉部長	川田俊昭君	産業部長	篠原英二君
建設部長	中庭康史君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	山田三雄君
会計管理者	清水貴君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会事務局長	根本実君	総務課長	渡邊荘一君

議会事務局職員

事務局長 寺山修一君 次長補佐 小田部信人君
書 記 小泉隼君

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

本日及びあすの本会議においては、この秋に開催されますいばらき国体のPRを兼ねまして、会議出席者が国体ポロシャツを着用して会議に臨んでおりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、あす6日は通告6番から9番までの議員が行います。

以上、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

◇ 綿 引 孝 光 君

○議長（君嶋寿男君） 通告1番、綿引孝光議員。

質問事項 1. 水郡線利活用について。2. 菅谷地区の下水道について。3. 市道整備について。4. 子育て支援について。

綿引孝光議員、登壇願います。

綿引議員。

〔10番 綿引孝光君 登壇〕

○10番（綿引孝光君） 議席番号10番、綿引孝光でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

まず、水郡線利活用について。

上菅谷駅舎建てかえ後の周辺整備について伺います。

区画整理事業地内にあるJA常陸東部支店跡地等市有地の利活用に関する進捗状況について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本年5月に開催されました全員協議会の場におきまして、JA常陸東部支店及び上菅谷駅北有料駐車場跡地とあわせてシルバー人材センター跡地を一体的に売却処分することを報告させていただいたところでございますが、現在の進捗状況といたしましては、JA常陸東部支店跡地及び上菅谷駅北有料駐車場跡地につきましては、建物やアスファルト舗装等の構造物が撤去され、現在、更地の状態になっております。

また、シルバー人材センターにつきましては、8月26日に事務所を旧菅谷幼稚園舎に仮移転し、営業を始めました。これにより旧シルバー人材センター事務所の解体工事に着手することになります。

今後は、これら跡地を一体的に利活用する提案を求め、プロポーザル型により事業者を公募してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 次に、今回利活用を図る市有地には、上菅谷駅北有料駐車場も含まれていました。駐車場を廃止することによって、これまでの利用されていた方への影響が気になります。フォローなどはしたのでしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

上菅谷駅北有料駐車場を利用されている方へのその後のフォローについてというご質問でございます。

今年の1月時点では、上菅谷駅東駐車場と合わせて29台の利用がございました。

駐車場を廃止することに伴い、これまで利用されていた方には支障を来すということにつながりますので、利用者の皆様に対しましては、駐車場を廃止する旨の案内文に加え、駅周辺の民間駐車場の一覧表及び位置図を添付して変更のお願いを郵送させていただきました。

また、郵送した全ての利用者に直接電話連絡も行い、北駐車場及び東駐車場を廃止すること並びに駅周辺の民間駐車場への変更を直接お願いいたしました。

その結果、全ての利用者がスムーズに民間駐車場に変更できたものと考えております。
以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 次に、市内の上菅谷駅以外の駅周辺整備について伺います。

市内の水郡線駅における乗車人員の推移を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

ご承知のとおり、市内には水郡線の駅が9つあり、うち2つが有人、7つが無人駅となっております。無人駅につきましては、利用人数の把握ができてない駅もございますので、上菅谷駅と瓜連駅の1日当たりの乗車人数の推移についてご説明をいたします。

10年前の平成20年度、上菅谷駅が676人、瓜連駅398人、5年前の平成25年度、上菅谷駅660人、瓜連駅315人と、いずれも減少傾向にありましたが、次に直近の3年間の人数でございます。

平成28年度が上菅谷駅737人、瓜連駅286人、平成29年度が上菅谷駅765人、瓜連駅277人、平成30年度が上菅谷駅762人、瓜連駅262人、5年前と比較しますと、上菅谷駅につきましては増加傾向、瓜連駅につきましては減少傾向となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 近年の駅周辺における整備状況はいかがになっておりますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 市としましては、駅利用者の安全で快適な利用環境の向上を図るために、市内の各駅周辺におきまして、これまでさまざまな環境整備等を実施してまいりました。いくつかご説明申し上げます。

平成21年度には上菅谷駅に駐輪場の整備を行ってまいりました。平成26年度には上菅谷駅にトイレの整備、後台駅に駐輪場及びトイレ、中菅谷駅に送迎用駐車場の整備を行いました。平成28年度には額田駅に駐輪場の整備、平成29年度には常陸鴻巣駅に駐輪場の整備を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 次に、駅周辺の整備について、市としては今後どのように考えていくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

水郡線につきましては、市の公共交通の根幹をなすものであり、地域住民の移動手段としての役割は大きく、市におきまして、地域振興や活力向上を図る上でも非常に重要なものであると認識をしているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、水郡線の各駅周辺におきましては、駅利用者の利便性向上や乗車人数の増加を図るため、さまざまな施設整備や環境整備を行ってまいりました。

今後も引き続き利用者や地元自治会等の意見や要望などに耳を傾け、通勤・通学者はもとより、高齢者や障害者等も安心・安全に駅を利用できるよう努めるとともに、観光客が水郡線を利用して気軽に訪れることができる地域のにぎわい創出に向けた施策の展開について、JRや関係機関等と協議を行いながら、水郡線のさらなる利用促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） はい、わかりました。ありがとうございます。

続いて、菅谷地区の下水道について伺います。

まず、市内の下水道の普及率ということですが、当市の公共下水道の人口普及率及び農業集落排水、合併処理浄化槽を含めた普及状況はいかがででしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

平成30年度末の人口5万4,772人のうち、約2万9,200の方が供用開始区域にお住まいであるため、当市における公共下水道の人口普及率は53.2%となっております。

また、農業集落排水は約6,900人、普及率12.5%、合併処理浄化槽は約9,200人、普及率16.8%となっており、合併処理浄化槽を含めました汚水処理人口普及率は、市全体で82.5%となっております。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 次に、菅谷地区の進捗率について伺います。

菅谷地区の普及状況はいかがででしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

菅谷、竹の内、福田から成ります菅谷地区につきましては、平成30年度末人口約2万1,600人のうち、公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域にお住まいの方は約1万8,800人となっており、普及率は87.2%でございます。

このうち菅谷地区の市街化区域につきましては、約1万7,900の方がお住まいであり、既に公共下水道が整備されております。

また、菅谷、福田の一部の市街化調整区域につきましては、約3,700の方がお住まいですが、公共下水道、農業集落排水処理区域内にお住まいの方は約900人、下水道等が未整備の区域にお住まいの方は約2,800人となっております。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 菅谷地区で公共下水道が未整備の地区にお住まいの方については、今後どのような対応をとるのか、予定を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） 未計画地区の今後の整備の方向性につきましては、新たに公共下水道を整備した後も安定して汚水処理が行うことができる経営が可能かどうかを区域ごとに把握した上で、市の実情に応じた公共下水道全体計画区域の見直し案を令和2年度に公表する予定であります。

また、本年度より汚水処理人口普及率向上のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合の宅内配管工事につきましても補助対象としまして、重点的に推進しているところでございます。

本菅谷地区におきましても、公共下水道が未整備の地区につきましては、現時点におきましては整備時期はまだ未定となっておりますが、公共下水道が未整備の地区も含めまして、広く市民の皆様のご意見を得ながら、公共下水道、農業集落排水、そして合併処理浄化槽の役割分担を定めまして、最適な汚水処理手法について決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 続きまして、市道の整備について伺います。

今回の定例会では、那珂市の道路について、現在の整備状況や維持補修に係ること、また渋滞に関する道路の問題について、市当局の考え方をお聞きしたいと思います。

現在、那珂市周辺の県央地区を南北に縦断する国道のうち、349号線は4車線化が完了し、平日の朝晩だけでなく、土・日、祝日の行楽渋滞が解消されるなど、徐々にその投資効果が発揮されつつあります。

また、118号線は常陸大宮市と那珂市境の高架橋部分も部分供用が開始され、JR水郡線から水戸市側の4車線化整備に着手し、順に南進していると聞いております。完成のときが待たれるところでございます。

また、県道や主要な幹線市道などが国道とあわせて那珂市を縦横に網目のように結ぶ道路として、市民の生活を支える重要な機能を担っております。このように、那珂市周辺の幹線道路や那珂市、ひたちなか市の後背地として、ますます利便性の高い地域となっております。

那珂市は、中心部に菅谷地区、北西部に瓜連地区が位置しており、それぞれの市街化区域

の中の都市計画道路の整備も着々と進行しております。それら市の幹となる幹線道路の整備は限られた予算の中で進めていただいておりますが、一方で、生活道路に目を向けますと、幅員も狭く、舗装されていない道路も見受けられます。十分でないような印象を受けます。

幹線道路の投資効果が周辺地域に発揮されるためには、市民の方々の日常生活の移動手段としての道路、幹線道路へのアクセスルートなどの生活道路を早期に整備することで、高齢者や生徒・児童など交通弱者の交通事故やけがなどが減り、安心して安全な生活環境を確保することができます。それらを実現するために、予算や人材を投入することが必要ですが、市の財政も厳しく、限られた職員の中で事業を進めるために苦勞されていることと思います。

道路をつくること、直すこと、安全確保をテーマに、初めは市道の現在の整備状況から質問をさせていただきます。

未舗装状態の市道はどのくらいあるのか。今後の計画整備につきまして、旧瓜連町と旧那珂町が合併してから15年ほどが経過し、旧瓜連町と旧那珂町の道路整備状況の地域差は縮む方向になっていると思いますが、那珂市の道路の整備状況はどのようになっているか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

平成30年度末の整備状況でございますが、市道として認定された道路の総延長約1,161キロメートルのうち約309キロメートル、全体の約27%の区間で拡幅改良が完了しております。

また、総延長に対しまして約596キロメートル、全体の約51%の区間で舗装整備が完了している状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 拡幅は全延長に対しておおむね3分の1ほどが終わっていることはわかりました。

では、その中で碎石の状態、もしくは土の状態の未舗装の市道はどのくらいあるのでしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

総延長約1,161キロメートルのうち、舗装済み区間の延長を差し引きました約565キロメートル、全体の約49%の区間が未舗装の状況となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 整備の状況はわかりました。

一般的に、社会インフラの整備は、国や地方自治体などの行政が行政区域内の全体のまちづくりを鑑みながら主導的に計画実施する部分と、地元の地域事情やニーズに合わせきめ細

やかに計画実施する部分とに分けることで、行政と地域が両輪となった質の高いインフラをつくることができますが、現在の那珂市において、生活道路の整備にはどのようなものがありますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市道の整備としましては、地域間の連絡道路や周辺団地を結ぶような幹線道路を対象に、市が主体的に計画整備を進める方法と、自治会からの申請を受けまして、地元の要望や考え方を踏まえながら、生活道路として整備を進める方法がございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） ほかの自治体においても、地元からの申請を受け付けて生活道路を整備しているようですが、那珂市の場合、自治会より申請を受けて進める事業にはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

自治会からの申請を受けまして整備を進める事業としましては、3つの手法がございます。

1つ目は、道路幅員について、5.5メートル以上を確保する整備基準道路の整備になります。この整備では、幹線道路の補助機能の役割を有する小・中学校の通学路や生活サービス道路などの路線において、道路の側溝整備もあわせた拡幅改良を行います。

2つ目は、4メートル以上5.5メートル未満の幅員を確保する後退敷地及び狭あい道路の整備でございます。後退敷地、いわゆるセットバック部分を利用して拡幅改良を行います。

最後に3つ目でございますが、2.5メートル以上4メートル未満の幅員で整備をする暫定舗装道路の整備でございます。新たな拡幅整備が困難な道路につきまして、暫定的に舗装整備を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 具体的に、道路整備の申請から事業着手までの流れはどのようになっていますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

整備を希望します道路の関係地権者の同意が得られた上で、自治会より道路整備の申請をしていただきます。その後、申請を受けた路線につきまして、市の狭あい道路整備審査会に諮り、採択された路線が整備対象路線になります。

また、整備の優先順位につきましては、毎年6月ごろに各自治会と協議をしながら、次年度以降の事業を着手する路線につきまして決定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） それらの手続を経て上げられた申請路線の選択状況や工事の着手状況はどのようになっていますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

平成30年度の申請路線でございますが、7自治会から10路線の申請があり、そのうち8路線が採択をされております。

また、工事及び委託の実施状況でございますが、今年度は新規路線、継続路線を合わせて23の路線に着手する計画をしており、そのうち10路線が完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 毎年採択されている路線が累積していけば、相当な数になると思うのですが、まだ整備されていない路線の今後の計画をどのように考えていますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

令和元年度末におきまして完了していない採択道路の件数は、約160路線になる見込みでございます。これらの路線を完了させるには、かなりの期間と予算を要するところではございますが、今後も道路整備の進め方につきましては、各自治会とも協議をしながら、早期完成に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 次に、那珂四中の周辺の市道について伺います。

市内の道路は、その完成後、車両などのたび重なる通行により徐々に劣化が進行していきます。また、道路の使用状況や取り巻く環境の影響から、その劣化の進みぐあいや壊れ方には大小があります。

そこで、既存の道路の舗装にでこぼこがある場所は、那珂市においてどのように対応しているのでしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

小規模なものや簡易的な道路の補修につきましては、自治会からの申請などにより対応しているところでございます。

なお、緊急性のある場合など、市へ直接ご連絡をいただき、対応しているものもございません。

また、大規模な補修が必要となる場合には、計画的に業者に発注しながら対応していると

ころでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 規模の大小や緊急性により対応を変えているということは理解できませんでした。

それでは、那珂市内の学校施設、とりわけ人口が密集している菅谷地区にある那珂四中周辺の道路においても舗装がでこぼこしていますが、どのように対応するのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

那珂四中北側の道路につきましては、今年度約400メートルの区間の舗装補修工事を発注する予定でございます。それ以外の道路につきましても、今後の現場状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 次に、菅谷地内の道路が狭いために歩道の整備ができていないところについて伺います。

最近多発しております歩行者を巻き込んだ交通事故を見ておりますと、安心・安全な生活環境の確保という観点から、道路において車道と歩道を分けた通行区分を設けることの重要性が再認識されます。

那珂市内においても、車道と歩道の分離がうまく進まず、高齢者や児童・生徒など交通弱者のそばを勢いよく車がすり抜ける状況に遭遇し、冷や冷やすることもあります。

ここで、那珂市内の道路の歩道はどのような場所に設置するのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

歩道の設置につきましては、道路の沿線住民や児童・学生の通行など歩道の利用があり、危険度の高い場所や車道と歩道を分離する必要がある幹線道路などに設置をしております。

また、用地の確保が困難であるとか建物などの大規模な移転が必要な場所におきまして歩道の設置が困難な場合には、歩道設置にかわる手法としまして、グリーンベルトなどで対応する場合もございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 市道の対応はわかりました。

一方で、県道の中でも道路が狭い場所がありますが、那珂市額田地区からひたちなか市田彦地区を結ぶ額田南郷田彦線の幅員が狭い場所において、歩道整備の計画はあるのでしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

堤地内の県道額田南郷田彦線は、歩道もなく狭あいな道路の上、朝夕の車の交通量も多く、歩行者には大変危険な状況となっております。そのようなことから、現在、堤地区の公民館前から菅谷地区の東組地内にかけて、歩道整備もあわせたバイパス道路の整備が計画されております。茨城県常陸大宮土木事務所が事業主体となって進めており、先月8月27日には関係地権者への地元説明会が開催されたところでもございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 次に、ひばりが丘交差点の渋滞対策について伺います。

市の道路整備の進捗状況を踏まえると、まだまだ市全体の整備には時間がかかることが理解できました。

幹線道路へのアクセスルートとしての生活道路整備は、目的地までの移動時間を短くすることも重要な要素であり、結果的に経済効果も期待できます。

ここで那珂市内の道路の渋滞の状況について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市内道路の渋滞状況でございますが、国道や県道、また市道が接続する交差点などにおきまして、朝晩の通勤・退勤時間帯による交通量増加や、右折レーンの有無、また陸橋、踏切など道路の形状形態に起因しました慢性的な渋滞が発生をしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 時間帯による交通量の増加だけでなく、道路の構造的な要因によって渋滞が発生することがわかりました。

それを踏まえますと、県道瓜連馬渡線のひばりが丘交差点における渋滞状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

県道瓜連馬渡線のひばりが丘交差点におきましては、交差点の形状が5差路であることや、交差点に接続する市道に右折レーンが確保されていないことから、交通の流れが複雑となり、信号待ちの時間も長くなるため、渋滞が発生しやすい状況となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） その渋滞対策のための今後の対応はどのように考えますか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） 渋滞対策といたしましては、交差点に接続する道路に右折レーンを設置するなど、交差点を拡幅改良する方法が考えられます。

しかしながら、現状としましては、交差点を改良するための用地などがスムーズに確保できる状態にはないため、抜本的な渋滞解消には至ってないところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 生活道路の整備は、市民の悲願であり、皆さんの希望でございますので、どうかスムーズな事業進行をお願いをいたします。

続きまして、子育て支援について伺います。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、那珂市でも子ども・子育て支援事業計画を策定し、さまざまな子育て支援政策を行っていると思います。

また、今年5月に子ども・子育て支援法の一部が改正され、10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

今回の法改正の趣旨は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るためのものであり、今後ますます子育て支援の重要性が増していくところと考えているところではあります。

子育て支援対策について。

そこで、那珂市ではいろいろな子育て支援を行っていると思いますが、現在行っている子育て支援策がどのようなものなのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市の子育て支援に関する事業の主なものをご説明をいたしますと、子育ての相談や情報の提供を行いながら仲間づくりの支援を行います地域子育て支援センター事業、それから児童の預かりや家事援助などを会員が相互に援助活動を行いますファミリー・サポート・センター事業、家庭におきまして保育をすることが一時的に困難になったときに保育などを利用できる一時預かり事業、また急な発熱等で保育所を利用できず、保護者自身も仕事を休めないときに利用することのできる病児病後児保育事業などがございます。

また、家庭等の生活の安定や児童の健やかな成長に資することを目的とした児童手当事業、子育て世代の費用軽減事業としまして小児医療福祉費助成、いわゆるマル福制度事業でございますが、こちらを実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 今の答弁で、那珂市ではいろいろな事業を実施していることが改めてわかりました。

今説明のありました子育て支援策の中で、病児病後児保育の需要が多いのではないかと思われます。そこで、病児病後児保育の概要や那珂市内ではどういったところを実施しているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

病児保育でございますが、子供が発熱など急な病気になり、保育所等を利用できないような場合、病児保育専門士や看護師が子供の体調を見ながら一時的に保育をする事業になります。

市では現在、病児病後児保育を那珂キッズクリニックの「しろやぎさんのポシェット」で実施をしております。隣接する保育施設の中に設置してあります病児病後児保育室でお預かりをしているほか、ほかのお子さんについてやすい病気で、より医療スタッフの近くで診たほうがよいお子さんの場合には、クリニックの2階の病児保育室でお預かりをしているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 那珂市では、那珂キッズクリニックの「しろやぎさんのポシェット」の1カ所で万全の体制で実施しているわけですね。

それでは、「しろやぎさんのポシェット」での利用状況について伺います。何人ぐらいの方が利用しているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

利用状況につきましては、全て延べ人数でございますけれども、平成28年度は897人、平成29年度は911人、平成30年度は869人というように多くの方がご利用をされております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） かなりの方が利用されているわけですね。

小さなお子さんを持つ親としては、いざというときに預けられる施設があるということは安心できるものだと思います。

それでは、今後那珂市では、この病児病後児保育事業をどのように展開していくのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

病児病後児保育の需要は今後も多いというふうに考えております。今のところ、那珂キッズクリニックの「しろやぎさんのポシェット」で市内の子育て世代の方が必要なときにはご利用いただけている状態であるかとは思っておりますが、需要に応じて対応をしていきたい

というふうに考えております。

市では現在、事業者に対し子ども・子育て支援交付金という国・県の補助金を交付しております。今後も引き続き補助金という形で運営の支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） わかりました。

これからも病児保育を利用する方がふえていくと思いますので、市のほうでも引き続き支援をしていただけたらと思います。

次に、18歳までの医療費助成について伺います。

子育て中というものは、とても費用がかかってくる時期です。生まれたばかりの小さなお子さんばかりでなく、中学、高校と進むにつれ、塾やクラブ活動などさまざまな面で出費がかさみます。市として、そういった経済的な負担の軽減を少しでも図り、病気になったときにも安心して医療機関にかかれるように制度を充実しておく必要があると考えます。

そこで、現在の小児医療費の助成の内容はどのようなになっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

小児医療福祉費の助成につきましては、お子さんが安心して医療機関を受診できるよう、医療費の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、受診者の健康保持増進を図るものでございます。

ゼロ歳から18歳までのお子さんが対象でございまして、1医療機関ごとに外来が1回600円で月2回まで、入院につきましては、1日300円で月3,000円を限度に自己負担額としてお支払いをいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 今年の4月から高校生世代まで小児医療費が該当になったと聞いています。

県の制度による助成のほかに、市の独自制度としては助成金を入れているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

茨城県の制度では、外来に係る医療費の助成を小学生までというふうにしておりますけれども、市の独自制度としましては、中学生及び高校生も対象としております。

さらに、県の制度におきまして助成対象となるには、所得制限が、こちらがございしますが、市の独自制度としましては、平成28年10月からは県の所得制限を超過した方につきましても助成の対象としております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 次に、市立ひまわり幼稚園について伺います。

子育て支援に関連して、幼稚園についても伺います。

これまでの5つの幼稚園を統合して、4月に新たにひまわり幼稚園が開園いたしました。これまでの幼稚園に比べると、広々とした園舎や園庭を備えたすばらしい幼稚園ができたと思いますが、通っている園児の人数はどれくらいなのでしょう。

また、今回の開園の特色の一つとして、給食を提供していると聞いていますが、給食とお弁当との違いは、みんなが同じものを食べるという点があるかと思いますが、何か変化は見られるのか、2点をあわせて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ひまわり幼稚園の園児数でございますが、現在、4歳児73名、5歳児76名の計149名で保育のほうを行っております。

また、週に2回実施しております外部搬入の給食については、全員で同じものを食べるという環境の中で、食べたことのない食材を積極的に経験しようとしたり、苦手な野菜も、友達が食べているからとチャレンジする姿が見られるなど、教育上の効果が出てきているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 園児の数は、おおむね想定した人数が集まっているところでしょうか。

また、給食の提供により、いい効果が出始めているということで、こちらはいい取り組みだと思います。

次に、これまでも何度か一般質問などでも聞いてきたことではございますが、市民から送迎バスはないのかという声が聞こえることがございます。ここで改めて送迎バスの実施の有無について伺います。

また、同様に、現在は4歳児、5歳児が対象となっているかと思いますが、ひまわり幼稚園で3歳児保育をしていない理由と今後の方針についてもあわせて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

これまでも議会の一般質問や教育厚生常任委員会の場でご説明してきましたとおり、送迎バスと3歳児の保育につきましては、実施しないということで開園を迎えたところでございます。

理由でございますが、バスにつきましては、保護者による送迎であれば、朝と夕の2回保

護者と直接顔を合わせて子供の様子について情報交換をすることができます。これによりきめ細かな保育が実現できるためでございます。

また、3歳児の保育につきましては、民間の保育園で受け入れが可能であるため、公立幼稚園は、当時現状でありました4歳、5歳児保育ということで施設整備を行ったという経緯がございます。

以上の方針は、民間の有識者も交えて那珂市幼稚園対策協議会の中で協議し、決定した事項であり、開園してまだ半年でございますので、現時点におきましては、これを継続していく考えでございます、

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） これまでの経緯についてはわかりました。

確かに開園してまだ間もない時期でありますので、しばらくはこのままの状況を見るということもあるかと思いますが、市民のニーズも変化していく部分があると思いますので、そういう変化については、的確にとらえていただきたいと思います。

今後も少子化が進み、保育料が無償化となることもあり、保護者としては選択肢がふえるという方もあるかと思いますが、今後ひまわり幼稚園に入園する園児が減少しないよう、また特色をPRしながら、より魅力ある幼稚園運営に努めていただきたいと思います。

最後に、待機児童について伺います。

待機児童とは、保育所への入所申請を行い、入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない児童のことです。待機児童の解消については、全国的に課題となっていると思います。待機児童の問題については、両親ともに働いている家庭の増加や家庭環境の多様化なども社会構造が大きく変化したこと、また年々保育のニーズが増加していることも保育需要が増加している理由であると思われます。

そこでお伺いします。現在、那珂市には何人の待機児童がいるのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市の待機児童につきましては、いずれも4月1日基準日の人数でございますけれども、平成29年が6人、平成30年度が27人と待機児童が発生しましたことから、事業者を募集しまして、民間保育園1園、定員は130人ということで本年4月に開園をし、待機児童の解消を図りました。

しかしながら、本年4月におきまして13人の待機児童が発生しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） 保育園を1園増設しても、待機が出てしまうということで、待機児童の解消というのは簡単にはいかないものなのかもしれません。しかし、早く保育所に入り

たいと待ち望んでいる方もいるのですから、何とか早く解消できる方策を考え、実施していくべきと考えます。

そこで、市としてどのように考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ただいま答弁申し上げましたが、待機児童を解消しようと本年4月に民間保育園を開園しましたが、残念ながら待機児童が出てしまいました。

また、本年10月からの幼児教育・保育の無償化によりまして、保育のニーズがより一層高まることが予想をされております。

市といたしましては、早急に待機児童解消を図る必要があると考えております。そのため、市内にある認可の可能性のある認可外保育施設の認可化移行につきまして支援を行い、認可する施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

また、長期的な対策といたしましては、現在、第2期那珂市子ども・子育て支援計画を、こちらを策定中でございまして、計画の中で保育の需要の見込み、それから供給体制の確保を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 綿引議員。

○10番（綿引孝光君） よくわかりました。

早急に待機児童が解消できるよう、対策を進めていただけたらと思います。

これで綿引の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告1番、綿引孝光議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 勝 村 晃 夫 君

○議長（君嶋寿男君） 通告2番、勝村晃夫議員。

質問事項 1. 自主防災組織について。2. 空き家対策について。

勝村晃夫議員、登壇願います。

勝村議員。

〔14番 勝村晃夫君 登壇〕

○14番（勝村晃夫君） 議席番号14番、勝村晃夫でございます。

開会から来ていた方はわかるかと思うんですが、後から来られた方、何できょうは全員ポロシャツで、議場の中カラフルで、どうかなと思うんで、このマークは国体、馬術競技、那珂市で開催されますので、そのPRというか、それを兼ねてこういった服装で今回定例会を開催しているということでございますんで、あしからずよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、自主防災組織についてということで、その運営状況、そういったことについて質問をいたします。

まず、最近、地震、そしてまた先日は北九州の台風による水害とか、いろいろな災害が頻発しております。こういったときに、やはり自分の身を守る、そして地域を守る、こういったことには自主防災組織が必要ではないかということで質問をさせていただきます。

まず、市民生活部長にお伺いいたします。

那珂市における自主防災組織は、いつから結成が始まり、現在、この那珂市においてはどのくらいの組織が結成されているのかお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

那珂市内の自主防災組織は、平成18年から結成が始まりまして、令和元年8月現在で68自治会中、67の自主防災組織が結成されているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） 68自治会中67。もう一つの自治会の中で自主防災組織が結成されていないということでございますが、これは自主防災組織結成については、結成の呼びかけは随分前からしていると思います。そして、毎年結成の呼びかけ、補助金などによる支援はしているかと思いますが、この辺はいかがでしょうかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

自主防災組織結成につきましては、毎年自治会へ呼びかけをしておるところでございます。

補助金につきましては、結成時に結成補助、そして資機材整備補助、そして結成後に運営補助、そして防災士資格取得補助を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） これ、自主防災組織が毎年呼びかけをして、結成補助、そして運営補助をしているということですが、もう一個の自治会でできていないんですけれども、多分

この結成補助ですか、これは今年度で最終年度でしたよね。ちょっと確認します。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 議員おっしゃるとおり、本年度で結成補助については終了という予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） 今年度で終わりですから、もう一つの自治会さんについても、この結成を急ぐように働きかけをよろしくお願いいたします。

そして、運営補助については、これはその後の、結成後の運営、活動についてのことです。

そして、防災士の資格取得の、これは防災士資格というのは、地域の防災のリーダーを育成するためにやっているんですが、防災士資格取得の補助は、この辺についてはどのようになっているのか。そして、その防災士資格取得補助というのはどういうものなのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

地域におきまして防災力向上の担い手となる人材の育成を目的といたしまして、防災士の資格取得に要する費用の補助を行っているものでございます。

平成30年度の実績といたしましては、7人に対して補助を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） 防災士資格者が今、全国で大体17万か18万人くらいいるかと思えますね。そして、茨城県で、先日新聞でしたかで見ましたら、多分6,000人くらいの防災士資格者が茨城県内にいるということです。

たまたま防災士の資格を持っている方に先日聞いたんですが、那珂市でも防災士会というのがあって、60人くらいの会員がいるというふうに伺っております。どうぞこの防災士資格取得補助ですか、これを有効に使って、防災士をたくさんつくっていただきたいとか、そのようにお願いいたします。

それでは、自主防災組織結成され、その後の状況、運営状況ですね。活動状況についてはどういう状態なのかをお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

各自主防災組織では、防災訓練の実施や防災マップの作成を実施しているところでございます。

また、訓練費用及びマップの作成費用の一部につきましては、先ほど申し上げました組織運営補助が活用されているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） それでは、実際この自主防災組織の運営、活動、そういった状況について、市のほうではこの活動状況は把握できているでしょうかお伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

自主防災組織の活動状況につきましては、全てを把握しているところではございませんが、防災訓練を実施する場合、計画書を提出していただいておりますので、それにより把握しているところでございます。これによりますと、毎年約4割の自主防災組織で訓練を実施しているようでございます。

そのほか、市に計画書の提出を行わずに、消防本部へ消火訓練やAEDの訓練等の申し込みをしている自主防災組織もございます。

防災マップにつきましては、結成当初に作成をお願いしており、全自主防災組織で作成されているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） 防災マップについては、結成当初に作成をしておりますので、全自主防災組織で防災マップというか、これは防災・防犯マップですね。各自主防災組織のほうでつくっているかと思えます。

これは那珂市の防災マップ、これは主に土砂災害に対する防災マップになっておりますが、自主防災組織のほうでは、これに防犯も組み合わせた、その地域地域のものでありますので、そういったものも活用しているかと思えます。

そして、4割、これ、毎年この自主防災組織も訓練を積み重ねて初めて活動ができる、うまく避難誘導とか、そういったことができるというのが自主防災組織のもともとの目指すところかなと思えますが、4割の組織でしか訓練が実施されていないというところでございますが、結成しました、ただ、その後は何にもしませんというようなところがあっては、やっぱりもし災害が発生した場合には、活動がおろそかになるということでございますので、なかなか自主防災ですから、自主的にやっているところに市のほうからもっと訓練やれよとかというような強制はできないかと思えますが、その辺も、これから結成されているところには、何らかの機会を持ったときには、そういったものを訓練やってくださいとか言わないと、多分皆さんどこの自主防災組織でも、当初結成費用でいただいた補助金で発電機を購入しているかと思うんです。発電機は、もう結成してしばらくたつわけですから、全然使っていないところもあるかと思えます。そうすると、発電機はガソリンですから、まず発災したときに使おうと思ったときに使えない、そういう状況もあるかと思えます。そういった状況にならないようにするためにも、やはり1年に1回の訓練は必要かと思えますので、そういった

指導といいますか、そういったことをお願いしたいと思います。

消防本部へ消火訓練とか、AEDの訓練の申し込みとか、直接やって、市のほうでは担当部署のほうではわからないということもあるかと思います。それはなるべく市のほうに連絡をくださいよとか言っていただきたいと思います。

これ、先日、消防本部のほうで、消防長、これ、消防本部のほうですよ。そうですね、これね。先日の「なかお知らせ版」、あれに入ってきました。こういったことも消防本部と一緒に連携しながら、これからもやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、防災マップについてもそうですね。防災マップというのは、各自主防災組織においては、防災と防犯のマップになって、組み合わせているわけですから、そうすると、例えばここに1本道路ができたとか、そうすればまた地形が変わってきた。そういったことで、マップについては2年ないし3年に1回ぐらいの更新というか、もう一度再確認をする、マップをつくっていく、そういったことも必要かと思いますので、その辺のご指導もよろしく願いいたします。

ちょっとそれちゃってごめんなさいね。実際の自主防災組織の運用状況について、もうちょっとよその防災マップもそうですが、見直し状況について、これは市のほうでは、見直し状況ですね、防災マップの。これは把握はしておりますでしょうか。わかりますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

防災マップの見直しにつきましては、いくつかの自主防災組織で見直しを行っているようでございます。しかし、実際の実施につきましては、基本的に自主防災組織にお任せしているところなので、完全な数はちょっと押さえてないところで、申しわけございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） わかりました。

各自主防災組織で見直しを行っているという、これはおそらくこの4割、毎年訓練を行っているところの4割の自主防災組織がそういった見直しをして、一生懸命やっているのではないかと思います。

なぜ自主防災組織が必要かということですが、まず自助、よく言われますね、自助、共助、公助と。自助は自分の身を守る。そして、共助、地域とか隣近所の人が協力して助け合う。そして、最後に公助、国とか市町村やそういった方の助けをもらうということで、自助、共助、公助と言われます。

ただ、この公助っていうのは一番最後ですから、助けに来るのには随分時間がかかるわけですよ。その中で、自分の身を守って、そして共助、隣近所で助け合う、これが一番早い。発災した場合の災害を受けた場合には、共助が一番大事だということで、これは茨城県です

ね。こういったもの、自主防災組織を結成しようと。自分たちの地域を自分たちで守るために、こういったことをしましよよというような、県のほうでも一生懸命こういったことをやっております。

そしてまた、これ、茨城県というか、全国の県庁所在地の今後30年以内に震度6弱以上の揺れに、地震に見舞われる確率というのが、これは日本損害保険協会から出ておまして、2018年版でいきますと、水戸市、隣ですね。那珂市の隣の水戸市、県庁所在地だけを調べたものですが、これでいくと、30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は81%ですよということが言われております。

30年以内だから、30年後になるわけじゃないんですよ。あしたかもしれません。こういった確率が、81%という高い確率で出ております。

これ、かなり高いほうですよ。秋田とか、東京で48%、千葉市で85%、2番目くらいに高い確率で水戸市は震度6弱以上の揺れが来るとというのが損害保険協会の予測でございますんで、そういったことも踏まえて、自主防災組織の訓練、こういったものは毎年行っていただきたいと思っております。

また、各自治会、自主防災組織の訓練は、おのおの組織で行っていることがわかりましたんですが、最後に、市としまして、地域住民との合同の総合防災訓練、第1回やりましたんで、第2回の総合防災訓練はいつごろ行うのかお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

総合防災訓練につきましては、来年度の実施に向けまして、現在調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） まだ予算の前ですから、来年度のことはまだ言えないかと思いますが、できるだけ3年ないし5年に1回ぐらいのことで防災訓練をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、続いて空き家対策についてお伺いをいたします。

現在、那珂市の空き家、大分ふえております。私の地域でも大変空き家がふえております。こういったことで、空き家についてお伺いをいたします。

現在、那珂市において、空き家となっている、その空き家の状況について、数とかはどのような数になっておりますかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

市内の空き家の数につきましては、平成27年の各地区自治会による調査時におきましては877戸、その後、取り壊して更地にした物件及び使用中の物件が22戸、新規の空き家の情報

が11件ありまして、平成31年4月1日現在で866戸になりました。

このうち市街化区域が199戸、市街化調整区域が667戸になります。

また、地区別では、神埼地区が111戸、額田が84戸、菅谷が184戸、五台が169戸、戸多が50戸、芳野が95戸、木崎が56戸、そして瓜連が117戸ということになります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） 減りましたね。新規、更地にしたとか、取り壊したとか、使用中とか出てきましたので、877戸から866戸に11戸減ったということですが、これらの空き家の数、たくさんありますが、これらの空き家の近隣からの苦情とか、そういったものがあるかと思いますが、どのような処理の仕方をしているのかお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

苦情があった空き家の適正管理につきましては、助言や指導を行っているところでございます。

まず現地確認を行い、所有者及び管理者を調査し、電話や訪問でお話ができる場合は直接説明や助言、指導をしているところでございます。

また、直接お話ができない場合は、文書送付による指導を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） この適正管理については、助言、指導を行っておるようですが、この空き家にですね、これからですよ、今後。しっかりとした管理をしていただくための対策として、市としての方針、計画、そういったことをどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

適正管理につきましては、広報、ホームページ、メルマガ等を用いまして、周辺の住環境への影響が出ないように適正に管理していただくことの周知を徹底してまいりました。今後とも引き続き実施してまいりたいと思っております。

また、市としては、空き家等に対する基本計画といたしまして、「那珂市空家等対策計画」の策定を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） わかりました。

「那珂市空家等対策計画」ですね、これの策定を現在進めているということですが、これを早目に策定をしていただいて、空き家対策に当たっていただきたいと思いますが、その現

を進めている「那珂市空き家等対策計画」には、空き家等に関する特別措置法での空き家の指導、勧告、代執行などの手順ものをせるのですか。のせるのであれば、その代執行までの手順を教えてくださいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

この計画は、市の全空き家対策についての基本計画になりますので、特別措置法での特定空き家等に対する措置についても掲載する予定でございます。

手順につきましては、空き家等の情報把握から現地確認、所在者の調査をいたしまして、その後、特定空き家等となるおそれがあるものについては、所有者に対して適切な管理をしていただく助言、指導をしております。

その結果、空き家等が改善されない状態が悪化し、周辺への影響があり、危険が伴う空き家等に対しましては、特別措置法による対応になり、特定空き家の認定作業になるところでございます。

認定につきましては、那珂市空き家等対策協議会で意見を聞き、市が実施していくところでございます。

認定がされますと、先ほど議員がおっしゃいましたように、勧告、命令、行政執行の順で進められていくところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） わかりました。

「那珂市空き家等対策計画」、そして空き家に対する措置についてはわかりましたが、この那珂市の空き家対策協議会というものは、結成されたと思っておりますが、この空き家対策協議会のメンバーはどのようなメンバーで構成されているのかお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

協議会のメンバーにつきましては、空き家対策の推進に関する特別措置法の規定によりまして、市町村長のほか、地域住民などを含めた学識経験者をもって構成することとなっております。

本市では、市長、市民の代表、そして弁護士、法務局、宅地建物取引士、建築士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士の10名で構成されているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） これは、この空き家等対策協議会というのは、国で定めた特別措置法第7条の2に基づいて進めているということですね。

それはわかりましたので、もう一つ、空き家の対策として、市が事業化をされております

空き家バンクについてお伺いをいたしますが、この空き家バンクの現状、今後の方針、これについてお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

今年度より空き家バンク関連の事業につきましては建築課が担当窓口となったところでございます。

現在までの登録状況でございますが、空き家を売りたい、貸したいという空き家の登録物件はなく、買いたい、借りたいという利用登録者は累計で1名となっている状況でございます。

そこで、制度の認知度を上げるために、市の広報紙やお知らせ版、ホームページで制度の概要を周知するとともに、自治会に加入している世帯や市外への転出者及び公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会の各会員の方々に制度概要のチラシを配付しているところでございます。

また、市役所のロビーや瓜連支所、各コミュニティセンター、図書館などの公共施設のほかにも、上菅谷駅構内や市内の不動産会社、金融機関などに同様のチラシを設置をいたしました。

今後は、さらなる空き家バンク制度の周知方法といたしまして、市内に建物等を所有されている市外在住者に対しまして、固定資産税の納税通知書の中に制度概要のチラシを同封するなどの検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） この空き家バンク制度、まだなかなか周知されていないと。昨年からですからね。そしてまた、今までは2つの部署でやっていたのが、やっと1つでまとめる。来年度からでしょうけれども、1つでしっかりとした対応をしていくということだと思いますが、また空き家バンク制度の周知方法についても、これ、8月の「広報なか」、これにも掲載していただいたようです。那珂市空き家バンクということで、活用しませんかというように、こういった周知もしているということがわかりました。

また、これは那珂市内の方だけですので、市外在住者に対してどうなのかというのが懸念されていたところですが、今後は固定資産税の納税通知書の中に制度のチラシを同封するなどの検討をしているということですね。検討ですね。実施をしていただきたい。よろしくお願いたします。検討で、もう実施をしていただきたいということをお願いいたします。

そしてまた、この空き家バンクについて、周知も足りないんでしょうけれども、制度的に問題があると思っております。市街化調整区域内の空き家ですね。こういったものには入居制限があるかと思えます。

ここにも出ておりましたね。空き家の登録要件。空き家が市街化区域内または市街化調整

区域内における区域指定内に所在していると。また、こういったところに出ていくこの区域指定とは、市街化調整区域内でも、出身者でない方が家を建てられるものです。こういった市街化調整区域、これの空き家が結構最近ふえてるんじゃないかと思えますんで、この辺の入居制限がどのようになっているのか、再度確認をしたいと思えますんで、建設部長、お答えをお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、市街化調整区域内の空き家につきましては、誰でも住めるわけではございません。現在の市の空き家バンク制度では、市街化調整区域における区域指定区域内の空き家を対象とした売買目的での登録のみとなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） 難しいんですね。この市街化調整区域の空き家は、なかなか入居が困難であるということがありますので、これ、制度的にそういう制度、これ、国の法律でなっているものですから、なかなか大変かと思いますが、那珂市としては、できないのかな。今後、この運用の見直し、そういったところの考えは、建設部のほうとしては見直し等について考えはございますか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

制度の運用開始からまだ間もないところではありますが、今後の状況や関係機関との意見を聞きながら、登録対象の範囲等につきましては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 勝村議員。

○14番（勝村晃夫君） この空き家で一番最終的に問題となってくるのが、この市街化調整区域の空き家はどうするんだっていうのが一番の問題になってきます。企画とかそういったところでは、一生懸命那珂市に来てください。那珂市だけじゃありませんよ。各市町村で、どうぞ自分のまちへいらっしゃってくださいと言っておるんですが、じゃそこに空き家があるから、そこに住みたいです。じゃ、そっちへ引っ越ししようといったときに、この都市計画法、ここにひっかかって、そこに入居できないというようなことがございます。

現に私も、私の知り合いが、他の市なんですけれども、そっちへ住みたいな、空き家あったら教えてよと言われたんですが、何とも市街化調整区域なんで、家は新しくいいんですが、ここに来れないというような現状もあります。こういったことは、那珂市だけではなくて、各市町村もそういうことになっているかと思えますが、市街化調整区域内におけるこれはいたし方ないと。

片や、一生懸命うちのまちにいらっしゃい。でも、こっちは空き家があっても入れません、

だめですという2つになってしまっている。いらっしやい。いや、法律的にだめです。これにも困るわけですよ。

これは、空き家特措法なんていうのができたのは、これ、国のほうがつくったわけですから、国のほうにもこういった問題は投げかけて、那珂市だけではなくて、また県や国のほうへもこういったものは、もうこれは国のほうでも承知をしてやっているかと思うんですが、この辺の解消法も、見直し等を含めて投げかけをしていただきたいと思いますので、よろしく、要望としておきますので、お願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告2番、勝村晃夫議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 古川洋一君

○議長（君嶋寿男君） 通告3番、古川洋一議員。

質問事項 1. 健康寿命をのばす事業について。 2. 那珂ブランドについて。 3. 公共施設の適正化について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

午後一番ということで、眠くなる時間ではございますが、国体をPRするポロシャツを着させていただきまして、頑張っていきたいなというふうに思います。

この馬術競技をPRするだけではなく、私のこのピンクは八重桜をイメージしておりますので、そちらもほうもあわせてPRのつもりでございます。黄色いポロシャツを着ている方は、多分おわかりになると思いますが、ヒマワリをPRされているのかなというふうに思います。ということで、今回も頑張っていきたいと思っております。

那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
最初は、健康寿命をのばす事業についてお伺ひしてまいります。

健康寿命を延ばすためには、私は日ごろの運動、これは高齢になってからということではなく、若いときから運動する習慣をつけるということが大切であるということ、もう一つは健康診断により、悪い芽は早目に摘み取ることが大切であると考えております。今回は、その2つの観点からお伺ひしてまいりたいと思います。

厚生労働省では、平成24年から生活習慣病予防の啓発活動の奨励、普及を図るため、「健康寿命をのばそう！アワード」を創設しました。先月、本市の友好都市である秋田県横手市から横手市議会の訪問団がひまわりフェスティバルの開催に合わせて来訪されましたけれども、その際、横手市の健康の駅よこてという事業がこの「健康寿命をのばそう！アワード」の優良賞を受賞されたということをお伺ひしました。その議員は、この事業は我々の自慢なんですというようなことをおっしゃってございました。

議長からお許しをいただきまして、横手市の健康の駅事業の概要について、横手市のホームページから抜粋した資料を配付資料1として皆様にお配りいたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

この健康の駅よこてという事業は、健康をテーマとした交流拠点をメインコンセプトに、子供から高齢者まで全ての市民を対象にした事業構想であり、具体的には働き盛り世代の生活習慣病予防、介護予防、子育て支援、幼児・学童の健全育成といったように、全てのライフステージにおいて健康をテーマとした活動に取り組み、活動継続の支援をしていくというものだそうです。

さらに詳しくご紹介いたしますと、健康の駅を全市に展開するに当たり、規模の大きさによって、大規模駅、中規模駅、小規模駅の3段階で市民の皆さんの継続的な健康づくりをサポートするもので、市内に3カ所ある大規模駅は、専門の運動指導スタッフが常駐し、筋力トレーニングマシンのほか、さまざまな運動用具を用いた安全で効果的な運動方法をアドバイスしてくれるトレーニングセンターでありまして、先々月の7月に横手市を視察されたばかりのお隣の常陸太田市議会の議員の方も、お会いしましたら、「いや、民間のジムのような立派な施設で、おったまげたよ」というふうにおっしゃってございました。その「おったまげた」という言葉だけで、いや、これはびっくりのその上のレベルのすごさだったんだなということを感じ取りました。

また、公民館やコミセンを中規模駅、町内の集会所等を小規模駅と称し、いずれも大規模駅の専門スタッフが直接指導に来てくれるそうでもあります。

そのような事業が本市にはないのはわかりますが、何か健康づくりの交流拠点の施策として何かございますでしょうか、まずお伺ひいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

当市におきましては、健康寿命の延伸を目指しまして、平成30年3月に那珂市健康増進計画を策定をいたしました。その中で、「身体活動及び運動習慣の向上の推進」を掲げ、取り組み内容としまして、「本市の各部局が行うスポーツ推進事業の周知及び参加推奨」ということで推進をしておるところでございます。当計画をもとに、健康づくりの施策をおのおのの各課室が展開をしているというところでございます。

まず、市民協働課で所管するらぼ一には、市民の健康維持、体力増進を目的といたしまして、機能回復訓練室に筋力トレーニングマシンやエアロバイク等を設置をしております。

また、総合型スポーツクラブであるひまわりスポーツクラブでは、各コミセン等で太極拳、スポーツ吹き矢、卓球、グラウンドゴルフなど幅広く活動をしております。

一方、社会福祉協議会では、シルバーリハビリ体操の出前講座などを行っておりまして、平成30年度の実績で824回と、各地区単位で開催をされております。

また、ふれあい・いきいきサロンとして、身近な場所に集まり、仲間づくりや生きがい活動のできる居場所を提供し、介護予防や閉じこもり防止を図っております。今現在、サロンの数につきましては、8月末の現在の箇所数でございますが、56カ所でございます。

また、生涯学習課スポーツ推進室では、総合公園におきまして、子供から高齢者まで年齢、性別を問わないスポーツ教室を開催し、平成30年度実績では、33教室、1,388人が参加をしているというような状況でございます。

以上申し上げましたとおり、今、さまざまな健康づくり、スポーツ教室等をおのおのの各課が、また、さらには市内の各団体を含めまして、それぞれの地区、地域で開催をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） さまざまな健康づくりやスポーツ教室をそれぞれの地区単位で開催していただいているというところでございますが、ご紹介した横手市の健康の駅事業がすばらしいのは、高齢者間の交流だけではなく、健康をテーマとして、子供から高齢者まで全ての市民が交流できる拠点施設があるということだと私は思っております。

同じものを那珂市でもつくれとは申しませんが、幅広い世代の交流拠点という観点での施策を今後考えていただきたいなというふうに思います。

それから、私は以前からマラソン大会の開催をお願いしてまいりましたがけれども、健康寿命を延ばす事業というのは、高齢者に限ったものではございませんから、老若男女が参加、交流できるスポーツ大会の開催なども今後考えていただきたいなというふうに思います。

ところで、今のご答弁の中にごございました総合センターらぼ一の機能回復訓練室の運動器具についてですが、前回、富山議員からも早く直してほしいというようなご要望がございましたけれども、執行部のご答弁では、今後どうするか検討するというふうなことだったと思いますが、その後進展はございますでしょうかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

総合センターらぼーの機能回復訓練室の今後の方針につきましては、まだ決定してないところでございます。現在も引き続き検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

引き続き検討中ということでございますので、私からも、器具の整備とか修繕だけではなく、できればインストラクターの配置ということもお願いしておきたいなということでお伝えしておきます。

次に、高齢者の健康診断についてお伺いをいたします。

冒頭、健康寿命を延ばすためには、健康診断により悪い芽は早く摘み取ることが大切だと申し上げましたけれども、手おくれにならないためにも、市民全員が年最低1回は健康診断を受診してほしいなと思いますし、担当課のほうでも受診率のアップに努力をいただいているところだと思います。

そのような中、私の知り合いの男性、高齢の男性から次のようなことを言われました。「75歳になって健康診断を受けたら、それまで受けられていた検査項目がなくなっているんだよ。後期高齢者は検査なんかしないでいいから、早く死ねってということなのかな」と、憤慨ではなく、悲しそうにつぶやかれました。

そこで、まず特定健康診査にあって高齢者健診にない検査項目は何なのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

高齢者健診でございますが、75歳以上の方と65歳から74歳の方で一定以上の障害をお持ちの後期高齢者医療保険加入者の方が無料で受けられる健診、こちらが高齢者健診でございます。

それで、特定健康診査にあって高齢者健診にない検査科目というものは、総コレステロール、尿酸、尿潜血、心電図検査、クレアチニンの5つの項目でございます。

なお、高齢者健診の対象者は、希望によりまして心電図検査、貧血検査、眼底検査、クレアチニン検査が自己負担で受けられますが、総コレステロール、尿酸、尿潜血の検査につきましては受けることはできません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 配付資料の2といたしまして、市が配付している平成31年度の健診ガイドを皆様にもお配りをいたしました。

基本健診の検査内容のところにも記載されておりますけれども、総コレステロール、尿酸、尿潜血、心電図検査、クレアチニンは高齢者健診の検査項目には含まれていない。心電図検査、貧血検査、眼底検査、クレアチニン検査については、希望者はオプションとして自己負担でも受けられますが、総コレステロール、尿酸、尿潜血については、希望があっても受けることはできないということでもあります。

では、特定健康診査にあって高齢者健診にない検査項目がある理由というのは何なんでしょうとお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

特定健康診査と高齢者健診の項目につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、生活習慣病や生活習慣病予備軍の減少を目指すための標準的な検査項目が定められておりまして、どちらの健診、特定健診についても、高齢者健診についても、同様の検査項目というふうになっております。

市の国民健康保険の特定健康診査としましては、重症化予防、さらには医療費の抑制の観点からも、特に働き盛りの方の心臓病や腎臓病等の早期発見を目指すために、総コレステロール、尿酸、尿潜血、心電図検査、クレアチニンの項目を追加しております。そのため、特定健診に比べ高齢者健診の検査項目が少ないというふうに感じられるかもしれませんが、国の基準を満たしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

高齢者健診の検査項目を減らしているわけではないんだと。これが法定上の標準であって、むしろ特定健診に対しては、市の配慮によって検査を追加しているんだということでもあります。

よかれとってのご配慮で、追加ということでしょうけれども、75歳、後期高齢者になられた方にとっては、今まで受けられていたものが、いざ受けられなくなると、基本に戻った、標準に戻ったということではなく、減らされたというふうに思ってしまうんだと思います。

例えは違うかもしれませんが、どこかの国に対する輸出規制で、ホワイト国から除外したということだけで、決して冷遇したわけではないんだというふうなことと一緒なのかなというふうにちょっと感じました。

ということですから、高齢者の方は、申しわけありませんが、ご理解くださいというふうにお伝えしなければならぬのかもしれませんが、私の要望は、これまでと変わらず受けられる検査項目に入れてほしいということでもあります。

受けられない検査、総コレステロール、尿酸、尿潜血を検査項目に入れる方法はないのでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

高齢者健診に総コレステロール、尿酸、尿潜血をセットに入れるということになりますと、検査項目は充実しますが、全員に自己負担が発生するということになりまして、受診者の負担がふえることとなります。

また、この項目につきましては、県内でも追加している市町村はなく、委託している健診機関においても、現在のところシステムの改善等、高齢者健診で実施をできる体制がないということで、仮にオプションとして自己負担をいただいても、検査項目の追加は非常に難しいという状況でございます。

健診項目の件につきましては、担当課である健康推進課にも問い合わせや意見をいただいておりますので、今後も市民の皆様の声に耳を傾けながら、健康づくりに寄与するために、健診体制の充実について方策を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） セットにしてしまうと、私は受けなくていいんだというような方まで全員に負担を強いることになるということですが、それは一理あると思います。

であれば、セットにしないで、心電図検査のように希望者のみのオプションにして、自己負担で受けられるようにすればいいじゃないかというふうに思いますが、これについても、今ご説明がございましたとおり、実施している市町村はほかになく、また健診機関におけるシステムや体制上も、追加は難しいということのようです。

しかし、現在でも市民からお問い合わせやご意見をいただいているということでもありますし、自己負担でもいいからぜひ受けたいという方がもし多数いらっしゃるのであれば、健診機関と協議も含めて、ぜひ今後ご検討いただきたいというふうに思いますが、ではそういった市民の要望が多数あるのかどうかをお聞きするために、把握する手段としては、担当窓口だけではなく、ほかにもございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、健診の委託先は、那珂市の健診の委託先でございますけれども、茨城県健診協会に委託をしております。その際に、ご意見、ご要望箱を設置をしているところでございます。

また、健康推進課の窓口や電話相談においても、健診に関する意見等を伺える体制でおりますので、要望等がある場合には、お気軽に投函をしていただく、またはご相談いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

ただ、先ほど健診機関、つまり委託先の健診協会さんのシステムや体制上、追加は厳しいんだというご答弁でありますから、健診協会の健診が終わったときに、その健診協会さんのところにあるご要望箱と言うんですか、これに例えば投函をしたとしても、それが反映されるのかは甚だ疑問であります。

それでも、市の健康推進課の窓口でもご意見を伺える体制でいるので、お気軽にということでもありますので、健康寿命を延ばすために、つまり元気で長生きしていただくための健康診断ですから、市としても重要視していただきたいなというふうに申し上げておきたいと思えます。

では、がん検診については、年齢の上限はございませんでしょうかお伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市で行っている検診の中で、がん検診に分類される検診につきましては、胃がん、結核・肺がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検査がございます。胃がん検診、こちらは対象者は40歳から74歳までというふうに決めております。これは、バリウム誤嚥の問題がありますことから、年齢を制限をさせていただいておるというところがございます。それ以外は40歳以上ということですが、前立腺がんの検診につきましては、50歳以上の方であれば、年1回は受けられるということがございます。

また、女性がん検診につきましては、乳がん検診と子宮頸がん検診がございまして、乳がん検診の中には超音波検査、こちらが30歳から56歳、年1回の検査、マンモグラフィ2方向、こちらが40歳から49歳で2年に1回の検査、それからマンモグラフィ1方向、こちらが50歳以上で2年に1回の検査がございます。子宮頸がん検診は、子宮頸部細胞診、こちらが20歳以上で年1回の検診になりますが、こちらにつきましては、集団検診と医療機関検診がございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 胃がん検診のほうは、バリウムの誤嚥の問題があるので、74歳までに制限しているが、それ以外は年齢の上限はないというようなことで、安心をいたしました。

私も、バリウムを飲んでの胃がん検診を毎年受診しておりますが、やった方はわかると思いますが、検査台の横のバーですね、これを握って、ほぼ逆さまにされたときは、これ、筋力とか握力がない人は、いわゆる高齢者って一言で言っていていいかどうか、では無理だよなというふうなことをいつも思います。

とはいいいましても、75歳以上でも、いや、私は大丈夫だよと、そういう方も中にはいらっしゃるのではないかと思いますので、年齢だけで制限するのはいかがなものかなというふうに思いますけれども、万が一の事故が起きたときでは遅いので、この点は理解しなければなら

らないのかなというふうに思っております。

ちょっと話それますけれども、ちょっと思い出したんですけれども、どこか何かほかの自治体で、健康診断の結果、異常があったにもかかわらず、本人に対しては異常なしということで誤って通知をしてしまって、その後、その方ががんで亡くなられたというニュースを、一、二カ月前ぐらいでしょうかね、見ましたけれども、本市ではそのようなミスはないですよ。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

おそらく議員のおっしゃった話は、岐阜県であった事件といたしますか、事故だと思います。当市におきましては、そのようなことはないということでございます。

那珂市のほうでは、健診協会からいただいたその結果をそのまま住民のほうに通知をしているということで、市がいただいたデータをそのままそれを取り込んでいるということで、市担当者が直接そのデータを入力とか修正をするというようなことはまずしないので、そのまま健診協会のデータ、そこで打ち出された通知をあわせて各個人のところに通知をされるということになっているということでございます。

あわせて、この件につきましては、やはり住民の中でも、こういったことが那珂市でもあるのかなということでご心配になって、お問い合わせがあった、お問い合わせというか、実際に来庁して、このような話がないのかということでお話があったようです。それについては、今のような話で、そういったことは那珂市では大丈夫ですよということでお答えをしておきました。

これにつきましては、当然国のほうでも、厚労省のほうでも、こういった不適切なことはやらないよということで、8月9日に通知を出してしまして、それを受けて、県からも同じように各市町村のほうにそういった通知が流れているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） そのようなミスは、今のお話で、那珂市では、岐阜県ですか。岐阜県の例は、健診協会から送られてきたものを転記して、転記したものを送ったということで、その転記ミスということですよ。ですから、そういうことは那珂市ではしてないということなので、安心はいたしますけれども、そういったミスは、もう本当にごめんなさいじゃ済みませんよね。ですから、そういうのはないにしても、くれぐれも慎重に、かつ、その岐阜県の例では、二重チェック、本当は2人でチェックするはずだったのが、転記したお一人だけしか見てなかったというようなことであったようですので、そのようなことにも注意していただきたい。

仮に、送られてきたものをそのまま本人あての封筒に入れかえて送るとしても、ほかの人のやつを入れてしまうなんていうことも、もしかしてなきにしもあらずでしょうから、そう

いったところはくれぐれも慎重にお願いをしたいなということでお伝えしておきたいと思います。

以上でこの項目の質問を終わりにいたします。

それでは、次の質問事項に移ります。

那珂ブランドについてお伺いいたします。

まずは、昨今、何かと話題のふるさと納税ですが、先月、8月15日の茨城新聞の1面に、昨年度の茨城県内へのふるさと納税の寄附受入額が前年度の1.5倍になったと。しかしながら、半数の自治体は赤字であるというようなことで報道されておりました。

お配りいたしました配付資料3をご参照いただきたいと思います。

寄附額がふえた原因は、返礼品などの規制強化を控えての駆け込み需要によるものだというふうに書かれております。

では、本市ではどうだったかといいますと、寄附受入額は1,999万円、前年度比マイナス5.2%で、収支額は1,787万円の赤字というふうにございます。

では、このまず収支が赤字になる理由をご説明いただけますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさと納税の収支につきましては、那珂市への寄附額から那珂市のお住まいの方が他市町村へ寄附したことによる住民税減収分や運用経費を差し引いたその結果において、このような赤字となっているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） いくら那珂市に寄附をいただいても、那珂市民の他市町村への寄附がそれを上回れば、つまり那珂市の税収が減るということで、さらには返礼品の調達やポータルサイトの利用料、また人件費などを差し引いた結果、赤字になったということだと思えます。

では、その収支状況のこれまでの推移を教えてくださいませんか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさと納税の収支につきましては、平成28年度は584万5,000円のプラス、平成29年度は941万円のマイナス、平成30年度は1,786万5,000円のマイナスとなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 平成28年度は黒字だったものの、29年度は赤字になってしまった。そして、さらに昨年度は、冒頭私からもお伝えしましたとおり、さらにマイナスになったということでもあります。

では、黒字が赤字になり、さらに赤字額が膨らんだという理由についてはどうお考えになっておりますかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

平成29年度のマイナスになった要因でございますが、総務大臣通知等によりまして、平成29年の12月から市内の方が那珂市に寄附した場合、その場合、返礼品の送付が認められなくなったため、寄附額が減少したものと考えております。

平成30年度につきましては、寄附額は平成20年度から大きく減ってはおりませんが、議員のおっしゃるとおり……

〔「29年」と呼ぶ声あり〕

○総務部長（加藤裕一君） 失礼しました。平成29年度からは大きく減っておりますが、議員おっしゃるとおり、ふるさと納税制度が注目されたことによりまして、近年の返礼品競争が過熱したことによる過当競争のあおりを受けまして、那珂市の方が他自治体へ寄附する金額、機会が増加したものと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

どうしても私たちはいくら寄附されたのか、そしてそれを何にいくら使うのかということに気にするわけでありますが、赤字ではどうしようもありません。

この制度そのものの趣旨は、自分が生まれ育ったふるさとに対して寄附という形で恩返しするものであるというふうに思っておりますし、そのかわりに居住地での住民税が控除されるということであって、本来は返礼品を当てにして寄附するものではなかったはずではないでしょうか。

ですから、東京をはじめとする大都市や、県内でも都市部においては、最初から赤字になることは予想されておりましたけれども、本市においても赤字だということを知り、少なからずショックを受けた次第であります。

純粹に寄附をしてくださって、返礼品は要らないよというふうに言ってくれる方も中にはいるんだというふうに伺ってはおりますけれども、今では少しでも寄附をしていただくというか、寄附をかき集めるための返礼品競争となり、過熱してしまった結果だと思います。ふるさとを思う気持ちどころか、今はまさにネットショッピング状態です。

現在でも、本市の返礼率は上限の30%だということですから、これ以上上げることはできない。逆に、返礼率を下げれば、寄附も減ってしまうでしょう。

ただ、今年6月からは規制を強化して、返礼品は地場産品に限った上で、返礼率の上限も法律で定められましたので、今後も過当競争も多少落ちついてくるのかなというふうには思います。

とはいえ、楽観視をして、少し様子を見ましようとのんびりしている場合ではありません。既に他の自治体では、体験型などの返礼品を充実して、市の魅力を発信する手段としたいということで取り組みを始めておるところもあります。

那珂市としても、何か新しいことをつくることも必要かとも思いますけれども、今は今あるもののブランド化を図って認知度を上げ、販路を拡大するといったことが急務なのではないかなというふうに思いますし、それがふるさと納税の寄附にもつながってくれることを期待するわけであります。

以前、私は一般質問でT P P問題についてを取り上げまして、その中で、那珂市における農業との関連においては、T P Pが導入されてから考えるのではなく、その対策をしっかり練っておく必要があるというふうに訴え、執行部からは、農産物のブランド化や6次産業化に取り組む必要があると考えており、それは今後の農業の活性化にもつながるんだというようなご答弁がございました。

では、その6次産業化の推進は、このたび先崎市長がまとめられた「那珂ビジョン」の中にも盛り込まれておりますけれども、その推進に向け、現状としてはどのような施策を進めていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

6次産業化の推進につきましては、市内で生産されました農産物や加工品につきまして、農家の方が直接販売する場所の提供であったり、あるいは市農産物を利用しましたドライトマトや米ゲルを使用したパスタやパン、あるいは高級干し芋では、エピソードXⅢの商品開発支援、それからそのパッケージデザインなどの付加価値のある高い商品となるような支援を現在まで行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

では、今取り組まれている施策というのは市民に認知されているのか、販売などについてもどのような工夫を行っているのか、あわせて再度お伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

市民への認知度ということでございますが、平成29年12月から農業生産者等で組織します「フェルミエ那珂」が曲がり屋におきまして「曲がり屋マルシェ」を開催してございます。

平成31年、今年からは場所を図書館に移しまして、「いい那珂マルシェ」と名前も変更しまして、市の農産物や加工品等の販売、P R等を毎月実施しているところでございます。

また、市の産業祭であったり、県のアンテナショップである「IBARAKI sense」や水戸の百貨店などへの出店、さらには市内外で開催をしますイベントなどへも積極的に参

加し、PR等を実施しているところでございます。

なお、販売に当たりましては、生産者と消費者が直接顔合わせをしますので、コミュニケーションをとりながらの販売、そして、その商品のよさを十分にお伝えしながら販売をしているという工夫をしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

それと、TPP問題を取り上げた一般質問の際に、執行部では6次産業化の推進に当たっては、JAさんとも連携をしていくというようなご答弁をされておりますけれども、現在、JAさんとはどのような連携をされているのでしょうか。

また、それが販路拡大等の結果に結びついているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

6次産業におけます農協との連携している取り組み、販路拡大につきましては、平成29年度から那珂市産のカボチャをもっと広めていきたいということで、生産者、それから関係団体、そして農協さんなどで組織しますカボチャプロジェクトというものを立ち上げまして、カボチャペーストや新たな加工品づくりについて、現在も協議を進めているところでございます。

那珂市の農産物をより対外的に販路拡大を推進するため、農作物の認知度の向上や競争力の強化を図るため、農協とのさらなる連携強化はもとより、生産者と実需者をつなげる機会でもございます、こちらはもう3回実施をしておりますが、マッチングフェアの開催であったり、食農セミナーなどの参加も含めまして、消費者のニーズも把握しながら、さらなる販売戦略の構築や安定的な農作物の生産支援を進めていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

JAさんとは連携して新しい加工品づくりなどを進めてはいるが、対外的な販路拡大については、さらなる連携とともに、生産者と実需者をつなげる機会が必要だというようなことでありますね。

いずれにいたしましても、新たな加工品を開発したとしても、販路拡大には農産物のブランド化がどうしても必要不可欠であるというふうに思うのですが、ブランド化を推進するためには今後どうすればいいのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

那珂市農産物のブランド化を進めるためには、消費者に対して市農産物の価値を高めながら、どのように提供していくのかを考えたブランド戦略というものの策定が必要であるというふうに考えてございます。

この戦略策定につきましては、那珂ビジョンの推進計画に位置づけられておりますので、できるだけ早く策定をしていければというふうに考えてございます。

なお、策定に当たりましては、生産者はもとより、農協、商工会、民間事業者からのご意見やアイデアをいただきながら、市農産物のブランド化、販路拡大に向けた戦略を練り上げていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ブランド戦略の計画策定が必要だということであります。

計画は、今、部長がおっしゃったように、那珂ビジョンの中でも位置づけられているわけでございますから、民間事業者も含めて、総力を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思います。

計画が策定されましたらというか、早急に計画策定していただいて、策定されましたら、議会にもお示しいただけるようお願いをしておきたいと思います。

では、次に那珂市特産品ブランド認証品についてお伺いいたしますけれども、まずブランド認証制度の推進に向け、現状としてどのような施策を進めていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

那珂市特産品ブランド認証制度につきましては、地域資源のブランド化を効率的に推進し、地場産業の活性化に資することを目的に平成25年度から事業を実施してございます。

那珂市産の農産物を使用した加工食品を対象に、現在は32品目を認証してございます。那珂かぼちゃや米ゲルを使用した商品も認証しており、さまざまなPR活動を展開しているところでございます。

また、広報紙によるブランド品とその事業者さんの紹介記事を掲載、それから市内スーパーに協力をいただきまして特産品のコーナーを設置していただくなど、市民にも身近に感じてもらえるような施策を進めております。

さらには、近隣のイベントに事業者が同行しての販売、それから市役所ロビーでサンプルの展示、観光協会のホームページでの紹介等々、あと産業祭での認証式なども実施してございます。

また、市外におきましては、銀座にございます県のアンテナショップ「IBARAKI sense」でのPR販売をはじめ、県内外のさまざまなイベントに出向きまして、商品の紹介、販売等を実施してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ブランド認証品についても、6次産業化の推進とあわせて、さまざまな場面での紹介や出品をしているということなのですが、その6次産業化に関しては、どちらかというと、現在は加工品等の販売以前のご紹介というか、味見をしていただくという段階なのかなというのが、正直そういう感じがいたしましたけれども、一方、ブランド認証品については、もう既に市内のスーパーや銀座のアンテナショップの「IBARAKI sense」等でも常時商品陳列をして、販売をしているということですが、実際に、じゃ売れているのかということが大変気になるわけでありまして。その辺は部長、おわかりになりますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 特産品ブランド認証後の商品につきまして、各事業者さんに対して販売実績等の状況を確認をしてございませんので、数字としてどれぐらい効果があったのかということとはちょっとわかりかねますが、先ほども答弁しました市内スーパーさんからは、毎月販売実績等の報告がございます。金銭的な面は申し上げられませんが、毎月コンスタントな売り上げで、「ひまわりっこ」や「つぼ焼き」、「かぼちやまんじゅう」など約22種類、毎月1,800から2,000品目の販売実績がございます。ブランド認証品を直接お店に行かなくても手軽に手に入り、リピート率も高いのではないかとというふうに分析をしております。販路拡大の推進に一定の効果があったものと考えてございます。

また、この認証制度につきましては、市の認知度アップばかりではなく、市内事業者の意欲の向上につながる施策であると考えてございます。

先月開催しました認証委員会でも、新規1商品、継続9商品を新たに認証したところでございます。再申請が9つもあったということは、事業者がそのブランド商品を市の特産品として自信を持って販売しているんだという、そういう意気込みのあらわれだというふうに感じてございます。

市長の掲げる「活力ある那珂市」を実現するためには、産業の活性化が不可欠となっております。このような意欲のある事業者が一つでも多くふえるということが産業の活性化につながる第一歩だと考えてございますので、ある程度効果が、ある程度、失礼しました。一定の効果が得られたというふうに感じてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） いくら販路を開拓したところで、売り上げがなければ意味がない。とはいえ、今のご説明のように、一定の効果はあったと思われるということですから、安心をいたしました。

ですから、6次産業化による産品や、市のブランド認証品の認知度を上げて、販路を開拓

し、どんどん購入していただくといった努力が必要であり、このブランド認証品の認知度や売れ行きが、最初にお話ししたふるさと納税制度においても、仮に返礼品目的の寄附であったとしても、本市への寄附に大きく関係してくるのではないかというのが私の考えであります。

そのようなことを含めて、ブランド認証制度の今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

認証制度開始から5年が経過しまして、少しずつではございますが、市民にも認知されつつあるというふうに認識はしております。

また、最近では、菓子類を製造する事業者の一部で組織をされました菓子工業組合からの提案で、お土産用のお菓子の詰め合わせを商品化いたしまして、商工会で販売するなど、事業者の機運も徐々に高まりを見せているのかなというふうに感じているところでございます。

しかしながら、まだまだ認証品の認知度は低いと。認証委員会の中でもそういったご意見が出されました。

今後、事業者ともさらなる連携を深めながら、地道なPR活動を続け、特産品ブランド認証基準に適合した地場産品であるあかしをアピールし、消費者の信頼を高め、ほかの商品との差別化を図ることで、認証制度の目的でございます地場産業の活性化、販路の拡大につなげていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 認知度アップについては、既存のPRだけではなく、別の発想での新しいアイデアが必要なんじゃないかなというふうに思います。市民だけではなく、市外や全国の皆さんに認知していただくんだと、そういった気概を持って取り組んでいただきたい。

それから、市外で開催されるイベントに赴くだけではなくて、市外の方々を市内に呼び込んでのPRにも力を入れていただきたい。

例えば、先月ひまわりフェスティバルがあった日に、東京から農業体験で何名かいらしていますよね、那珂市に。あれは企画のほうのご担当でしたっけ。

例えば、ああいうせっかく那珂市に農業体験ということもあって来てくださった方に、せっかくの機会に那珂市の認証品だったり、そういったものをPRしてほしいなというふうに思うんですけども、そのときにはどうでしょうか、そういったものをご紹介したりとか、販売されたりとかされましたか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

ひまわりフェスティバルと同じ日にお越しいただいたときに、そういったものを販売した

り、お渡ししたりということはしておりませんが、こちらの農業体験の交流会を実施した参加に際して、一定の出席回数基準を満たした方にはブランド認証品をはじめとしたお土産品をお渡しするという企画で募集をしておりますので、そういった部分では、趣旨に沿っているのかなと感じているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。すみません、突然の質問で申しわけございませんでした。

いずれにしても、私が言いたいのは、せっかく来てくださった方を手ぶらで帰すなどということなんですよ。

ですから、那珂ブランドというものを総力を挙げてつくっていただきたいということを切にお願い申し上げ、この項の質問を終わりにしたいと思います。

では、最後の質問事項、公共施設の適正化についてに移ります。

公共施設の適正化については、これも那珂ビジョンの中に位置づけられておりますので、まず最初に公共施設の適正化とはどういうことなのか、内容を確認させていただきたいと思っております。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

人口減少、少子高齢化が進む中、学校施設を含め、公共施設の利用需要が変化していくものと予想しております。公共施設の利用実態や利用状況、維持管理コスト等を考慮しながら、必要なサービス水準を確保し、適正に公共施設を配置していくことが公共施設の適正化ということになるかと思っております。

市では、平成27年度に那珂市公共施設等マネジメント計画を策定し、平成27年度から令和6年度までの10年間の第1期行動計画と位置づけ、公共施設の継続活用、複合化、集約化、転用、廃止の基準等の基本方針を定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

では、今後、特に公共施設ですから、学校、図書館、中央公民館、瓜連体育館などの生涯学習施設、それからコミュニティセンターの改修とか建てかえなどがどうこれから計画されていくのか大変気になるところですので、順番にお伺いしてまいります。

まず、学校の適正化についてですが、基本的な考えと、大規模改修なのか、建てかえなのか、それについては統廃合という問題も考えなくてはいけないと思っておりますけれども、今後の計画について、現時点ではどのような感じになっておりますでしょうかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

学校施設の大規模改修につきましては、現在、築年次の古い建物から順に、およそ築後30年を目安に実施しております。今後も、小規模な修繕をはじめ、計画的な大規模改修により長寿命化が必要だとは考えております。

しかしながら、本市においても、少子化の影響により学校の小規模化が進んでおり、児童・生徒の人間関係の固定化や多様な価値観との触れ合いの減少、学級数の減少に伴う教職員の減少など、教育上のさまざまな課題が指摘されているところでございます。

このような状況がございまして、単純に順番で大規模改修を行って現在の学校を維持していくばかりでなく、将来の人口推計などを見通した適正規模や適正配置について検討した上で、改修の必要性を判断してまいりたいというふうには考えております。

議員おっしゃるとおり、適正な配置には、統廃合を伴うケースもあるかとは思いますが、逆に小規模校のよさを生かした学校づくりを行うなどの手法もあるかと思っております。

いずれにしましても、本市の現状を分析し、児童・生徒の教育環境をより向上させるために、慎重に検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 計画はこれからっていうことに聞こえるんですが、ただ、現在でも、今年度はどこの学校が、来年度はどこの学校がということで、順番で学校の大規模改修計画があるというふうに以前聞いていたんですけども、これはいつまで、どの学校の大規模改修計画があるのか、ちょっと確認をしたいと思っております。それとも、全て白紙に戻して一から考えるということなんでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在、長寿命化を図る上で、建築年数の古い順から、各学校における校舎や体育館などの対象施設ごとに年次的な改修計画のほうは作成しておりますが、校舎の大規模改修については、今お話しした今後検討する適正規模・適正配置の計画と連動するものでありますので、大規模改修、建てかえなど二重の支出とならないよう、計画とあわせて慎重に検討していきたいというふうに考えております。

しかしながら、今年度実施しましたエアコンの設置や、またトイレの洋式化など早急に実施しなければならない課題については、今後整備のほうは続けていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

では、ただいま教育部長から、学校の適正な配置には、統廃合を伴うケースもあるかと思うというようなご答弁がございましたけれども、統廃合について、市長の考えをお伺いした

いと思います。

実は、ここ最近、市民の方々から、学校の統廃合というのは考えているのかと。具体的には、次は何々小学校が廃校になるのかというふうに聞かれる機会がふえております。7月に開催いたしました「議員と語ろう会」の場でもやはり聞かれました。

我々も、そうなるのであれば、当然事前に検討する場できると思いますが、現時点ではまだそのような話が出ていないというふうに答えつつも、これはプライベートな中でのお話ですけれども、先崎市長は、以前は廃校には何か反対しているような話もしていましたねなんていうようなことも話しました。

そこで、それは正確な情報ではございませんから、学校の統廃合について、市民にも正確な情報をお伝えするためにも、改めて先崎市長のお考えをお聞きしておきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 学校のことについて、以前にもいろいろな話を聞いたことがあるということで、古川議員さん初め、市議員さんもいろいろなところで聞かれる関心がある課題だと思っています。

一応基本的には、小・中学校は教育の場でありますんで、それと同時に、子供たちの個性や能力を伸ばし、社会において自立的に生きる基礎を培うという重要な役割を持っております。そのためには、一定規模の集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することに、そういうことを通じて思考力や表現力、問題解決能力などをはぐくみ、社会性や規範意識を身につけることが重要であるというふうに考えております。

少子化の流れが避けられない現状の中では、将来の人口推計を見通した適正規模や適正配置、そういったことも検討することはやはり必要なのかなというふうに思っております。

しかし、一方で、学校は地域のコミュニティのやっぱり中心という側面もありますんで、防災拠点とか、いろいろな役割も有しています。やはり保護者の方、あるいは地域の皆さんとたくさんの議論をして、そしてそういった皆さんとの合意点、了解が得られなければ、やはりそういう適正規模・適正化というのは考えられないんじゃないか、私はそのように考えております。

そういったさまざまな視点から、本市における適正規模・適正配置について、検討をいざしなければならぬかな、そういう時期も来るんじゃないかなというふうに思っております。

ただ統合すればいいとか、あるいは大規模化すればいいとか、先ほど部長からも答弁ありましたけれども、小規模校のよさというのもありますし、いろいろな可能性を含めて検討して、住民の皆さんと合意ができるような適正配置・適正規模を目指していくべきかなというふうに思っております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

ただいまのご答弁は、学校は地域コミュニティの中心、核であるということですが、とはいえ適正規模や適正配置を検討する必要があるんだというようなことなんですが、私の解釈では、市長は、そういった保護者の方や地域の住民の方と合意ができれば、統廃合を行う考えも少しはあるというふうにもとれるわけなんですけれども、あくまでも現時点ではっきり言えることは、市長はいずれにしてもこれから検討はしなければならないということでしょうか。再度お伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員おっしゃるように、検討しなければならない時期はいずれ来るだろう。それは先ほど言ったように、老朽化だったり、あるいは少子化だったり、いろいろな課題が出てきます。そういった中で、統合したほうがいいのか、あるいは残すべきなのか、そういったことも含めて検討をする時期はいずれ来るだろうと思っています。

ただ、そのときには、やはりみんなが合意できる、情報も開示して、たくさんの情報を集めてみて、小規模校だっていいところがたくさんあります。そういったことも含めて、地域のコミュニティの核として、あるいは子供たちの教育の場として、学校をどうしていくか、そのことは考えなくちゃいけない、そのように考えております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） わかりました。

この問題は、市民にとって、本市の教育関連の大きな関心ごとというのか、切実な問題でありますので、これからもし検討を始める場合には、慎重なる検討をお願いしたいなというふうに思います。

では、次に生涯学習施設の今後の適正化と、あとコミセンの今後の適正化について、どのような計画でいるのか、どのように考えているのかということをお伺いする予定だったんですが、時間がちょっと間もなく来ますので、いずれにしても、お答えをいただいておりますけれども、全般的には、学校、生涯学習施設、コミセン等の公共施設は、計画的な修繕や改修工事によって長寿命化を図っていくということになるかと思えます。

ちょっと急な話で恐縮ですが、建設部長、一般論で言えば、例えば建物や道路なんかでも、長寿命化を図るためには、修繕や改修をする以前の定期的な点検というものも重要なことというふうに思うんですが、そう思われますか。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ですよ。

ですから、保健福祉部長、元気で長生き、健康寿命を延ばすには、高齢者であっても、ふだんの点検、つまり健康診断が大事だということが改めておわかりになったというふうに思

います。

私は以前から、施設そのものや施設備品の修繕とか買いかえが補正予算に盛り込まれてくることがございますよね。そういった際に、なぜもっと計画的に、補正予算じゃなくて、計画的に行わないんですかというふうに苦言を呈したこともございます。

そのような意味でも、施設の適正化については、大変大切なことだと思いますので、今後の計画策定についてはしっかりお願いをしたいということを申し上げ、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告3番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（君嶋寿男君） 通告4番、花島進議員。

質問事項 1. 東海第2原発に関連して。2. 老人性白内障や老人性難聴に対する補助の現状は。3. 来年度の臨時職員の給与改定計画について。4. 子育て教育の支援策について。
花島進議員、登壇願います。

花島議員。

〔7番 花島進君 登壇〕

○7番（花島進君） おおむね通告に沿って質問いたします。

まず、東海第2原発に関連してです。

福島事故の関連の理解について、最近ある記事が「文藝春秋」という雑誌に載せられまして、その反響、特に原発にもともと反対の方から結構大きな反響があつて、正直私も驚きました。何を驚いたかという、そんなこと前からっていう気持ちでして、それについてはこれから話します。

「文藝春秋」9月号に元東京電力の技師さん、木村俊雄という方の「福島第一原発は津波の前に壊れた」というタイトルの文章が載りました。津波以前に地震動によって原子炉内の水循環がとまり、炉心溶融に至った。循環がとまった原因は、ジェットポンプ計測配管の破損である可能性が高いという意見なんです。ジェットポンプ計測配管というのは、原発全体

から見たら非常に小さな部分です。そういうところから事故が起きたという説なんですね。

この「文藝春秋」の記事が出て、驚いた人がいたわけですが、そもそもいろいろな事故、いろいろな可能性で原発事故が起き、福島の事故については、一体どういうことが起きたのか、細かい経緯が実際には解明されてないという意見はもともとあったわけです。

そういう私は認識でいたわけですから、木村氏の意見は、一つのあり得ることと考えているわけなんですけれども、多くの方が、むしろ木村さんの論文に驚き、というのは、電力会社や国が福島事故の教訓として、津波の予測を間違った、それから津波によって全電源喪失した、この2点に小さく絞る考えを言っている。そして、そういう宣伝もしているわけです。

私の今回の質問の意図は、東海第二原発の問題を考える場合に、そういう小さい認識でいたんでは事実を見誤ると思ひまして、認識を問いたいということでこの質問を入れたわけです。

木村さんが指摘するように、主な配管だけでなく、細かい配管なども耐震性、耐震性だけじゃないんですけれども、何かのときの健全性ということを検証しないと、安全を保てないということは私は同じ考えです。

実例を挙げれば、1979年3月の米国スリーマイル島原発事故、これは全体から見れば小さな部分のトラブルから炉心溶融に至りました。にもかかわらず、多くの原子力関係者たちは、そのような小さなトラブルから大きな障害に至る事故のシナリオ、道筋ですね。それを読み取る力が不足していると私は日ごろから考えています。

ところで、国や原子力規制委員会、あるいは東京電力などは、福島事故の技術的な原因について、先ほど言いましたように、想定外の津波、それからそれにより全ての電源喪失としています。ですが、福島原発事故については解明されてないという意見が前からありました。

福島事故の後、国家がつくった事故調査委員会、これの委員の一人であった田中三彦氏は、「1号機は津波以前に地震動によって非常用復水器が機能しなくなっていた可能性が高い」と言っていました。

事故要因について私の考えを述べれば、まず第1には、津波、地震と津波ですね。そういうものについて十分な想定ができなかったこと。第2には、原子力発電にかかわるもろもろんについて、どのような異常時にどのようなことが起きるか把握できない技術の弱さがあったと考えています。

補足して言えば、地震や津波について十分な想定ができなかったというのは、単に数値が10メートル、12メートル予測したのに17メートル来たとか、そういう問題ではないです。原子力発電の特質を考えれば、そういった想定は万全でなきゃいけないのですが、簡単に数値で超えられてしまうということがそもそもあってはならないという点で、想定をつくるところの能力と言ったらいいんですかね、見識が不十分だったと考えています。ですから、この間17メートルのそれが来たから、例えばの数字ですが、今度は22メートルでいいかといえば、そういう問題じゃないということです。

東海第二原発を考えるときには、まず大きな事故が起こり得るのか、どのくらいきちんとつくられ、そして管理されるのかが重要ですが、繰り返しになりますけれども、電力会社が市民に信じさせたがっていることを、それだけをうのみにするのか、あるいは科学や技術の視点、それからこれまでの規制がどのように行われていて、そしてどのように福島で破綻したかを認識する視点を持つのが分かれ道になると考えています。

そこでお伺いしたいことです。東海第二原発は、原子力規制委員会から規制基準に適合するとの判定を受けましたが、東海第二の安全はそれで担保できると考えていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（松山達男君） お答え申し上げます。

この福島第一原発事故につきましては、過去の日本で起きたことのない大災害で、万が一東海第二発電所で同規模の事故が起これば、その影響は広範囲に及ぶとことが明らかになりました。

また、原発、一たび重大事故が起これば、原因がいずれにしろ、平穏な生活が根こそぎ奪われるというリスクを那珂市を含む周辺市町村の住民が実感したという現実が事故の教訓ではないかと痛感しているところでございます。

東海第二発電所は、国の審査に全て合格し、国の手続上、2038年11月27日まで運転の延長が可能となりました。しかし、原子力規制委員会は、合格により安全性を確保できるわけではないと言っていることから、市といたしましても、担保できるものではないと考えているところであります。

つきましては、市民の安全・安心を最優先に考え、本市にも策定義務のある万が一の原子力災害に備えた広域避難計画の策定につきまして、引き続き粛々と作業を進めてまいり次第でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 一定の危険認識があると伺って、安心というわけじゃないですが、了解いたしました。

実に残念なことは、原子力規制委員会というのは、安全を守るための委員会というよりは、何だか知らない規制基準というものをつくって、それに沿っているかどうかだけを審査するというところは、実は非常に残念なところなんです。

ですが、それは直接市が関与することではないので、そういう規制機関の、現在の国の規制基準なり、規制機関の限界を認識している立場に立っていただくのは心強いと感じています。

次にお伺いしたいことは、東海第二周辺の6市村の協議の現状等です。

東海第二原発は、防潮堤の建設などを進めるためには、1,000億円以上、いろいろな数字が言われますが、1,700億円とかいろいろ聞いて、ころころ変わりますので、いくらとはは

つきり言えませんが、そういう金額が必要です。

また、航空機激突事故や同様のテロ攻撃などへの対策で、それ以外に建物や設備を建設することも運転に必要とされる可能性が非常に高いと思っています。

それらは、原発を動かさないことを決め、しかるべき処置をすれば、ずっとお金のかからない小規模なもので許されるもの、これは非常に大事なところです。

例えば、東海第二原発を運転しないことが確定して、全ての核燃料が保管用の容器におさまれば、避難計画が必要とされるのは5キロメートル圏内までです。今、30キロと言われている範囲が5キロになるということですね。

この5キロが、そういう状態で妥当かどうかは別問題として、運転するか、あるいはしないか、そのどちらかで、必要な事故対策は全く違うことは確かです。運転しないことを決めれば、津波対策、テロ対策についても、必要な対策はかなり小さくなると思います。

放射能や核燃料があるから、安全対策は必要ですけれども、同じ規模の対策が必要なわけではありません。ですから、企業経営として見れば、6市村と県の承認がなければ運転できない原発に、運転できる目途が立たないうちに多くの資金を注ぎ込むのは、本来は許されないと私は考えます。

しかし、一方、資金を注ぎ込んでから、資金を注ぎ込んだんだから動かせろと迫る態度に出る可能性もあります。

そこで、東海第二原発の諸工事の進行状況と運転再開に関連する6市村の協議についてお伺いしたいことで、まず6市村の協議はどうなっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

東海第二発電所につきましては、平成31年の2月28日に開催いたしました原子力所在地域首長懇談会におきまして、日本原子力の社長より6市村の首長に対し、東海第二発電所の再稼動を目指していききたいと事業者としての意思表示を受けたところであります。

これに対しまして6市村では、住民及び議会に対する丁寧な説明をお願いするとともに、1自治体でも同意できなければ再稼動できない、また再稼動表明の行為が新安全協定のスタートであるとの統一的な考えを伝えたとところでございます。

さらに、お互いに情報提供・共有を図る場として、課長レベルの連絡会を設置していくことを申し合わせたところであります。

その後、6市村の首長での会合はございませんが、本年3月と7月の2回の課長レベルの連絡会を開催いたしまして、日本原電から東海第二発電所の安全性向上対策及び工事の概要や4月から6月にかけて開催いたしました状況説明会の内容及び実施結果などの説明を受け、適宜各首長に報告をし、6市村間での情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 首長レベルの会合は行ってないけれども、課長レベルの情報交換の会合を連絡会をつくって開催しているということかと思います。

また、一番大事なことなんですが、6市村のどこでも全部が一致できなければ、再稼働はできないという認識を示したとおっしゃるんですね。

次に、防潮堤の建設についてですが、はっきりした情報じゃないんですが、防潮堤を建設するための組織を日本原電がつくったかのような情報が若干入っています。これについては、安全対策のかなり大きな部分が防潮堤の建設だと思っています。

それで、非常にお金のかかる工事をやっちゃってから、先ほど言いましたように、これだけお金を使ったんだからやらせろなんて言ったら、けしからんというふうに思うわけですが、工事の現状と6自治体の一部としての那珂市の見解をできれば伺いたい。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

東海第二発電所につきましては、現在、新規規制基準への対応として、安全性向上対策工事を進めておるところでございます。

その中で、新防潮堤の建設工事につきましては、現状、防潮堤設置場所周辺の干渉物撤去作業や地盤改良作業を行っており、令和3年3月までに工事を完了させる予定で工事を進めているとの報告を受けたところでございます。

日本原電に対しましては、6市村共通の意見として、防潮堤に限らず、本格的な工事がなし崩しに着工することは当然ながら容認できないこと、さらには住民の理解を得る行為を事業者の責任でしっかり対応することを伝達しておるところでございます。

その上で、今後さらなる詳細な説明をしていただき、6市村が連携して安全対策の追求するとともに、協議をしていくことをさらなる考えとしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） なし崩しはだめだと言っていますけれども、問題はどのくらい進んでいるかということですが、それはちょっとわからない部分があるので、今後注目していくつもりです。

もう一つ、次に、今の回答にありました中に、住民の理解を得る行為を事業者の責任でしっかり対応してほしいと伝えたということがあります。

今年の4月にこういう、何って言うんですかね、こういうの。宣伝物が日本原電から配られました。「東海第二発電所からお知らせ」ということで、4月から6月にかけて行われたこの周辺の自治体での説明会の概要を報告しています。別にこれを報告することは構わないんですが、中身を見ると、これはいかがなものかと思うことが書いてあります。

質問に対する回答で、精神論ばかり言っていて中身がないというのは、それはそういう回答をしたというから、そうなんだろうが、一番問題だと思うのは、アンケートの結果とい

うのが書いてありまして、その中に説明資料、あるいは安全性向上対策、防潮堤の構造、こういう項目について、アンケートで「わかりやすかった」とか「おおむねわかりやすかった」という回答した方の数が表示されています。合わせると大体半分以上なんですね。

私もこの説明会の一つに出席しましたし、ほかの説明会でどういう状況だったかというのは、いろいろな情報から聞いています。それと突き合わせると、アンケートのこの割合が、回答の割合がこうだったというのは、うそだと言うつもりは全くないんですが、ただ、説明内容や資料について「わかりやすかった」とか、安全性向上対策について「わかりやすかった」、防潮堤の構造について「わかりやすかった」という回答は、それで納得したというのと違いますよね。

私も、これに対しては、説明は何を言っているかはわかったというふうに多分答えたと思います。それなのに、こういう資料を大々的に書いて住民に配るというのは、ある意味で説明会の内容について理解を誤って導く、誤導という言い方らしいですけども、そういうものだと思いますね。

これについては、先ほどの住民理解という点でいうと、まあ不誠実な態度と言ったらいいんですかね、というふうに私は思います。

もともと日本原電は、回答が、中身の無い精神論みたいなことを安全対策の中で言っているんで、その点では不信を持っているわけですけども、その部分は、技術的の能力の問題とかである程度そうかなと思うんですが、そういう答えになっちゃうのかなと思うんですけども、ちょっとこれは、ちょっとじゃないな。大分おかしいなと思います。

そういう不誠実だと思っているわけですが、市としては、これを多分ごらんになっていると思いますので、どうお考えでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

民間事業者の発行物に関しまして、基本的に自治体として意見はできないものと認識しておりますが、今回のお知らせの内容につきましては、住民にも関心があることで、状況を正確に住民に伝えることが市といたしましても望むべきことであることから、議員ご指摘のことにつきましては、連絡会等を活用しながら、適宜日本原電に対してお伝えしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 原発の賛否とは別にして、基本的な態度の誠実さというのはきっちり求めていただきたいと思います。

ちなみに、議会のほうでは、昨日勉強会を開きました。市の職員の方はご存じだと思います。これからも、まず原発に反対の意見の方の意見をじっくり聞き、それから次に今度18日ですが、容認される方の話を聞き、双方の意見を聞いて、議会としてはみんなで考えていく

つもりです。

私はもともと原発反対論ですが、反対の考えだけじゃなくて、容認する方の考えも聞きながら、みんなで議論していきたいと思っています。

原発については以上で、次の質問に移らせていただきます。

老人性白内障、老人性難聴というものを最近私の身近でいくつか見かけまして、最近だけじゃないですけども、何か市としてやるべきじゃないかと考えるようになりました。

一般的に視覚障害とか聴覚障害については、行政として一定の支援があるということは認識しています。そうなんですけれども、何か老化によって、例えば認知症なんかもそうなんですけど、何らかの能力が落ちたことについて、老化じゃないものと何か同じなのか、区別されるのか、世間によってちょっと感覚が違うところがあると思います。

ちなみに、さる知人です。この方はほかの市の市議員なんですけれども、最近白内障の手術をしたんだそうです。手術前は、夜は車を運転しなかったそうですね、危ないから、まぶしくて。このような生活にかなり不自由になってしばらくたってから治療したというのがあるんですよ。

難聴にしても、白内障にしても、大概の方は徐々に進行していて、ここ、例えば急に目の前に霧がかかれば、これは即慌てて医者へ行くと思うんですけども、徐々になってくるとわからないということもあって、だんだん後手後手に回って、不自由な時間を過ごしてしまうこともあるかなと思います。

手術すれば治るという場合もあるかもしれませんが、そうばかりも言えないということもありまして、聞くわけです。

まず、視覚障害とか聴覚障害について、行政として一定の支援はあるというのはわかっていますが、先ほど言いましたように、老化によるものとそうでないもの、つまり若いときからのものと支援の上で区別はありますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

老化による視覚障害や聴覚障害に対する支援につきましては、身体障害者手帳の交付を受けていただいた上で、障害の程度、区分によって障害福祉サービス給付事業、それから地域生活支援事業の利用が可能となっております。

具体的例で言いますと、障害福祉サービス給付事業におきましては、外出支援や盲人安全つえ、めがね、補聴器など補装具費の給付を受けることができます。

また、地域生活支援事業におきましては、移動支援や盲人用時計、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用の通信受信装置、それから人工内耳用電池などの日常生活用具の給付を受けることができるということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 身体障害者手帳の交付を受ければという答弁ですが、それはその受け
るときの基準があると思いますが、年だからという基準でほかの人と区別されることはない
と、おっしゃってはいませんが、言外にそうとらえてよろしいですか。いいですか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 年だからということではなくて、あくまでも行政のほうでは
障害の程度でそれを見るということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） わかりました。

次に、視覚障害とか難聴は、言わずもがなですけれども、コミュニケーションの障害にな
りますよね。それ自体不自由なんですけれども、それが次にコミュニケーションがちゃんと
できなくなって、元気がなくなったり、認知症が進行するおそれもあるという話を最近聞い
ています。

先ほど言いましたように、難聴も白内障による視覚障害もゆっくり進んでくると、本人が
対策を早くすればいいのに、しないで、長く進んでしまうということもあると言いましたが、
そういう面で、対策とか健診の状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在のところ、市におきましては、加齢による白内障や難聴の方に特定の対策は実施はし
ておりません。

市民対象の健診につきましても、法定上の検査項目に入っておらず、また健診の委託先で
あります健診機関においても、実施体制がないというような状態でありますことから、実施
につきましても難しいものというふうに考えております。

しかしながら、白内障や難聴等につきましても、症状の異常に気がついてからの早期対応
がその後の状態に影響することがございますので、早期の医療機関への受診勧奨につきまし
て、周知、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 健診はないというし、難しいという話です。ただ、早期に受診するな
どの啓発はしたいということです。

啓発はぜひやっていただきたいんですが、私がもと勤めていた職場では、定期健診の中に
目の検査とか聴覚の検査も入っていたんですよね。ですから、特別難しいことじゃないと思
うんです。

もちろんそれをやるにはお金もかかるし、その手配するための準備も必要だと思います。
ですから、今おっしゃったように難しいというのはわかりますが、今後の課題として、ぜひ

頭の隅に入れておいていただきたいと思います。

これが体制ができれば、本人もそうだし、周りの人間も随分助かる部分があると思います。なかなか年とってくると、なかなか人のアドバイス聞かない人が結構いまして、耳であなたはちゃんと聞こえてないから、何とか考えろと言っても、なかなか動かない人が結構多いんです。先ほど紹介した例も、車は自分でもう夜は運転しないと決めるまで危なくなつて、それでもすぐにはやめなかったんです。

そういうこともありますので、早期に対応して、それで進行がおさまればもっといいですが、仮にそうでなくても、しかるべき対応をとって、より健康に生きる時間が長くなるように考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

来年度の臨時職員の給与改定結果についてお伺いします。

まず、8月7日に今年度の人事院勧告が出ました。市職員の処遇への反映について、どのようにするのでしょうか。平均改定率は0.1%と小さいものでしたが、どうするのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市の正規職員の給与は、毎年人事院勧告に従いまして給与改定を実施しております。本年度も、人事院勧告に従いまして給与や期末手当などの改正を実施していく予定でございます。

なお、給与改定の実施時期につきましては、国家公務員の給与改定が国会で議決されたことを確認してから実施するというふうに考えておりますので、本年の12月の議会に給与改定の議案を提出する予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 国会の議決、国家公務員への適用を見てからということですので、人事院勧告に、国会が勧告どおり決めればそうなるけれども、結局国会の勧告ですよ。勧告じゃない。国会と国の取り扱いの決まり、決定でということかと思えます。考えはわかりました。0.1%というちいちゃい率でも動かすということです。

一方、臨時職員のことを考えるために、茨城の最低賃金というのが非常に気になる場所です。毎年10月に変わっているのですが、今年も変わる見通しはどうなっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

茨城労働局の報道によりますと、茨城県の最低賃金は、前年度の時給単価822円より27円引き上げられまして、849円となる予定とのことでございます。

なお、参考までに、最低賃金の推移ということになりますと、平成28年が771円、平成29年が796円、平成30年が822円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 前にも同じ関連で質問しまして、臨時職員の給与の見直し、特に上げるための見直しは小まめにやってくれとお願いして、このところそうやっていただいているところです。

ですが、次に臨時職員の処遇を今度どうするつもりかを聞きたいと思っています。

臨時職員が十分な報酬を得るということは、当人のためもありますが、市の仕事に関して言えば、要するに何かを進めるには、どのような能力持つ人が進めるかは非常に重要な要素です。いろいろな物事は、お金を払えば何でもできるというものではないというのは皆さんもご承知だと思います。その点で、優秀な職員を得ることが大切。

では、どうすれば優秀な職員を得て、働いてもらうか。それには、1つはやりがいのある仕事であることですね。次に、仕事にしかるべき位置づけがされ、そしてしかるべき報酬があることだと思っています。それはトップレベルの人材だけでなく、また正職員に限ったことでもなくて、臨時職員にもある程度言えると思っています。

その観点も踏まえて、市職員の給与改定は、茨城県の最低賃金の状況も踏まえて、那珂市の臨時職員の処遇をどのようにお考えでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市の臨時職員の賃金につきましては、毎年最低賃金を上回る金額を設定しており、現在の最低賃金822円に対しまして、現在、880円というふうに行っているところでございます。

来年度以降につきましては、新たな任用制度を適用し、現在の臨時職員から会計年度任用職員として任用していく予定でございます。これは、任用、勤務条件など全国統一的な取り扱いを定めるために地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月から施行されることに伴い実施するもので、この会計年度任用職員制度によりまして、雇用条件はこれまでの臨時職員より処遇改善がされるものと思っております。

給与面では、通勤手当の改善、または新たに期末手当などを支給する予定でもございます。休暇におきましても、制度が拡充され、労働条件も改善されていくものと思っております。以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 臨時職員の単なる時給ではなく、処遇が大幅に改善する見込みだということととらえたいと思っております。

処遇を改善するには、当然のことながら財政負担がふえるということになると思いますけれども、ぜひ頑張って進めていただきたいと思います。

地方公務員法とか地方自治法の改定については、私自身知識不足なので、これからちょっと勉強したいと思っています。

最後に、子育て教育の支援策についてお伺いします。

前にもいろいろ伺いました。子育て支援の一つとして、新入学小学生にランドセルを支給している自治体があります。身近な例では日立市です。近年、貧富の差が大きくなっており、単に経済負担の軽減ということではなく、皆にほとんど同じランドセルを使ってもらい意味もできているというふうに考えます。

また、ランドセルは、多分校制とかにはないでしょうけれども、ほぼ必要なものというふうに考えます。那珂市でも無償による支給を考えてほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今お話がありましたランドセルですね。県内の支給状況でございますが、県内10の自治体で実施していると把握しております。各自治体、負担額としては、オリジナルデザインのもものは比較的安価で、1万6,000円ぐらい、高いものでは5万円ということでなっております。

仮に本市で実施した場合の費用につきまして、実施している自治体の平均額で算出いたしますと、約800万円程度になるものと思っております。

現在、所得が低い生活困窮世帯に対しましては、就学奨励事業により、ランドセルを含め、新入学用品に係る費用の支給をしているところでございます。

この質問は、今お話がありましたとおり、昨年12月の定例会でも質問がありましたが、市のほうの厳しい財政事情を考慮しますと、緊急性に鑑みながら優先順位をつけ教育事業に取り組んでいく必要がある中で、現時点におきましては、ランドセルの無償支給につきましては、実施のほうは難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 430人という数字が出ていますけれども、これはあれですよね。

新入学生全員の数と見ていいですね。ということは、もう既に困窮世帯等で支給している分があれば、若干プラスの歳出は少なく済むということかと思えます。

いずれにせよ、結構な金額なんで、簡単にできるとは思っていませんし、物の性質上、やるっていうときに、いきなり予算を組んでやるわけにもいかない。もう既に予約している方がいらっしゃるとか、そういうことがあります。それはわかりますが、現在の事情はわかりましたが、要求として引っ込めているわけじゃないので、今後も機会あったらやれるように努力していただきたいと思えます。

次に、学校給食無償化の検討についてお伺いします。

一言で言えば、現在、学校給食は、食材費を保護者が負担していますが、子育て支援の観点から、無償化してほしいと思っています。かなりお金がかかることではあるとは承知しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

学校給食のほうの現況でございますが、学校給食につきましては、学校給食法に経費の負担区分のほうが定められており、食材料費の購入に係る部分は保護者負担として、現在、学校給食費のほうを徴収しているところでございます。

この学校給食費徴収金でございますが、本年度の歳入として2億678万円、こちらを計上し、給食の食材、賄い材料費のほうの購入に充当しておりますが、議員ご提案の無償化を実施することとなれば、この部分を一般の財源のほうから負担することとなり、市の財政を考慮しますと、非常に大きい金額というふうには考えており、難しい状況かなと考えております。

なお、所得のほうが低く、給食費の負担が困難なご家庭に対しましては、先ほどご説明いたしました就学奨励事業による支援のほうは実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 実は私、神奈川県出身なんですが、中学のとき給食ありませんでした。弁当持参とかでしたね。どっちがいいのかというと、一言で言えませんが、ある限りは、やっぱり低く抑えてやったらい。そして、義務教育の中で、やっぱり学校のトイレ代とか、そんなもの取ってはいませんからね。ですから、ぜひ実現したいと思っています。

ただ、回答にありましたように、2億円を超えるお金というのは、市の一般予算を1%を超えるわけなので、簡単な話じゃないと思っています。市の財政事情も楽じゃないんですけども、多くの保護者にとっては、消費税増税の中にあつて、苦しくなるときもあります。今すぐやれとまでは言い切れませんが、ぜひ無償化を検討してほしいと思っています。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告4番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時5分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 小 泉 周 司 君

○議長（君嶋寿男君） 通告5番、小泉周司議員。

質問事項 1. 職員の採用と育成について。2. 公園の利活用について（静峰ふるさと公園・清水洞の上公園・一の関ため池親水公園）。

小泉周司議員、登壇願います。

小泉議員。

〔1番 小泉周司君 登壇〕

○1番（小泉周司君） 議席番号1番、小泉周司でございます。

3月、6月に続いて3回目の一般質問になります。よろしくお願いいたします。

今回私は、職員の採用と育成、それから公園の利活用、この2点について、執行部の皆様と議論をしていきたいというふうに思います。

これまでと同様に、まず現状を認識しまして、その上で、課題、問題点をお聞きして、最後にそれに向けた解決策を議論していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、早速職員の採用と育成について質問を始めさせていただきたいと思います。

こちら、市長が5月にまとめました「可能性への挑戦—那珂ビジョン」という形で、さまざまな提案がされているところでございます。市長の思いが伝わった「那珂ビジョン」であるというふうに思いますけれども、私はこの中で、特に市長が人材の育成、そして那珂市の職員の意識改革というところを非常に意識されているなというところを私も共感しますし、大変うれしく思うところです。

その中で、まさしくこのビジョンを実行していく中でも、まず職員のスキルアップを図っていく、このことが本当に必要なことじゃないかなというふうに思いますし、それにあわせて意識改革というところもしっかりとやっぴりやる必要があるんだろうなというふうに思います。

那珂市の職員の状況ですけれども、平成17年1月21日に合併をしました。そのときの職員数が533人でございます。現在までの50人職員を削減しまして、現在、483人という状況かと思えます。

50人職員が減っている中で、じゃ仕事の量はどうかというと、地方分権、それから特に権限委譲ですよね。県から、国からさまざまに権限が委譲される中で、当然に仕事量というのはふえている状況がある。職員が50人減るところに仕事量がふえているわけですから、職員一人一人にかかる負担というのは、これは非常に大きくなっているというのがこれ、現状であると思います。

その中で、一人一人の能力を高める、このことでやはりこの現状を乗り切る必要があるんだろうなというふうに思うんですね。

なかなかこの財政難の中で、職員数をふやしていくというのは難しい状況があるのかなというふうに思います。その中では、やはり職員の能力を高めていくということが私はやはり必要なんだろうなというふうに思っているところでございます。

まず、職員の育成について聞きたいところなんです、もちろん職員を育成していくことも大事なんです、その前の入り口として、職員の採用、この入り口のところで、しっかりとした人材を確保していく、これもまた大事なことなんだろうなというふうに思うわけです。なので、まず私の質問の入りとしまして、職員の採用について、執行部の皆様にちょっとお聞きしていきたいというふうに思います。

現状の職員採用試験について教えていただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

職員採用試験の内容につきましては、3次試験まで実施しております。1次試験は、教養試験や事務適性検査などの筆記試験と作文試験を実施しております。2次試験は、集団討論と個別面接を実施しております。3次試験は、最終面接として、個別面接を実施しております。

また、1次試験の筆記試験につきましては、事務職につきましては教養試験を実施しておりますが、保健師は専門試験、土木、建築につきましては社会人基礎試験と、職種に応じて試験内容にしております。

また、事務の受験区分に、地域活動やボランティア活動の実施があった学生が大学や大学院の推薦をいただいて受験する特別選抜の区分も設けております。この特別選抜の受験者は、1次試験の教養試験を免除しているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 私、平成7年に入庁しましたが、そのときの試験と比べると、大分変わっているなという印象を受けます。私のときは、記憶にある限りでは、1次試験で筆記と作文、小論文と言うんですかね、がありまして、次、2次で面接があって、合格に至ったという記憶がございますので、今は3次試験までしっかりやっているということで、これはしっかりとした人物を見るという方向転換なのかなというふうに思います。

それから、地域活動やボランティア活動に実績のある生徒をとるということ、これも非常にいい傾向かなというふうに思います。

私も、常磐大学の非常勤講師として教壇に立つことございますけれども、大学は今、非常に座学と言って学校の中で勉強するだけではなくて、やっぱり外に出て、例えば自治体の職員と一緒に問題を見つけ、解決をするというようなことに非常に取り組んでいます。これは多分常磐大学だけではなくて、茨城大学さんも、茨城キリスト教大学さんもそうじゃないかなというふうに思いますけれども、そのような中で、大学がきちっとした人物を推薦して、そしてその方を直接採用できるような形、当然そこには選考がありますので、そのままとるわけではありませんけれども、こういったことにも取り組まれているということは、非常にいいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

先ほど私言いましたとおり、大分自分のときとは変わっているなというふうに思うんですが、このあたり、どのような考えでどのように変わってきたのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在の試験、選考方法につきましては、平成27年度から実施しております。議員おっしゃるとおり、従来よりも面接回数をふやすことで、コミュニケーション能力などを重視した人物重視の試験として採用を実施しております。

また、昨年度から、採用試験の受験者層の拡大を図るため、事務職の試験問題の内容を見直しまして、従来の公務員志願者だけでなく、民間志願者にも受験しやすいような試験問題というふうに見直しているところでもございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 面接回数をふやすということで、より人物重視の採用ということで、なかなか筆記だけではわからない部分も評価していくとか、採用に結びつけていくということで、非常にいい変更じゃないかなというふうに思いますし、民間の方ですよ。やはり現状を聞きますと、先に民間が決まってしまうので、そこからさらに公務員に特化した勉強というのはなかなかしにくいということは皆さんよくおっしゃっていられますので、民間の試験により近づけることで、民間希望者がそのまま公務員試験に臨めるというような形で、間口を広げていく、多くの方を受験していただくという対応は、やはり必要なことなんじゃないだろうかというふうに思います。

それら変更を加えた上で、職員の応募状況がやはりちょっと気になる場所なんです、昨年度、そして今年度も、多分試験はやっていませんが、締め切っていると思いますので、昨年度と今年度の応募状況について教えていただけますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

昨年度と今年度の職員採用試験の応募状況を受験区分ごとに申し上げますと、昨年度、今年度の順に申し上げますが、事務職が91名の応募に対して61名、土木が9名に対して10名、建築が2名に対して応募者ゼロ、保健師が3名に対して7名、消防が15名に対して今年度も15名という応募状況になっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 試験区分がありますんで、いろいろ数字は出していただきましたが、単純に事務職として見ると、91名から61名と30名、より民間の人が受けやすくと大分変更しているように思うんですが、ちょっと30名というのは大きな数字かなというふうに思う

んですが、この辺、執行部のほうでは減少した原因というのをどのようにとらえられていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

毎年度募集人員が異なることから、単純に受験者数の比較は難しいというふうには思いますが、今年度の応募状況を見ますと、議員おっしゃるとおり、事務職が30名ということで減少傾向にあるとは感じております。

募集者の減少の理由というようなことですが、依然として民間企業の採用意欲が高いことから、内定時期が早まり、公務員試験との併願を考えていた学生からの応募が減っているというようなことにあるのではないかとも思っております。

また、都道府県職員採用試験の応募も8年連続で減少していることもわかるとおり、公務員全体の応募者数が減少しており、学生の民間志向が高く、民間企業との競合した、そういった結果だというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） そうですね。単純に比較はできないと私も思います。その年の募集人員というの、人数が違いますので、当然少ないときは、敬遠してほかの市町村に行くということもあると思いますので、さまざまな状況が加わった結果、減っているんだろうなというのと、やはり認識されているとおり、民間企業との競合という部分で、やはり民間に流れている方が多いのかなというふうに思います。

これはよく「好景気のときの民間、不景気のときの公務員」って聞きますけれども、やっぱりそういったところが如実にあらわれているのかなというふうに思います。

どうしても民間は内定が早いので、その後、もう一度モチベーションを保って公務員試験を受け直すって、非常に難しい部分があるんですね。

その中で、やっぱり民間企業との競合というのもあると思うんですが、私はもう一つ、ほかの自治体との競合ということもあるんじゃないかなというふうに思います。特に、県との競合、それから水戸市との競合、もっと言えば、公務員同士で、郵政だったりとか、税務だったりとか、そういったところとの競合というのもあるんじゃないだろうかなというふうに思います。

その中で、何年か前に茨城県が初任給の引き上げを行いました。たしかその当時の理由としまして、関東圏の中で茨城県の初任給が一番低かったという中では、上げざるを得なかったというようなことをお聞きしたことがございます。

茨城県内でも、ぼちぼちこの初任給の引き上げをされている自治体が出てきております。近くで言えば、ひたちながたしか初任給を上げていたかと思えます。そういったことを考えますと、民間だけではなくて、自治体間の競争というところで、この入り口の部分で、こ

の初任給を多少なりとも上げることで、那珂市への受験者をふやす。

これ、民間と比べてもかなり低いんですよね。より高いほうに行くという、この受験者の気持ちというのはよくわかりますので、そういった意味においては、民間との差も小さくして、他の自治体間の競争の中でも、那珂市を選んでいただけるようにするというようなこと、これ、一つ方策としてあると思うんですね。

いくつかある中の一つとして、この初任給の引き上げをしていくということも方法の一つかなというふうに思いますので、この点について、執行部のほうでもしっかりと検証していただきまして、もし効果が見込めるということになれば、そのような形をぜひとっていただきたいというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

続きまして、職員採用のPRなど、これはどのように取り組んでいらっしゃるのか、この点をお聞かせください。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

受験者確保対策ですが、市役所におきまして採用説明会を開催しているほか、大学のキャリア支援センターと連携し、大学主催の採用説明会に参加しております。また、就職情報サイトを運営する会社が主催する採用説明会にも参加しております。

しかしながら、年々就職活動をする学生が内定を得る時期も早まっておりまして、優秀な学生を確保するためには、できるだけ早い時期に那珂市役所を就職先として意識してもらうことが必要だと感じております。

そのため、本市におきましては、大学2年生、3年生及び高校2年生を対象としましたインターンシップを積極的に受け入れ、実際に那珂市役所で実務を経験した上で、那珂市役所を就職希望先に選んでもらうような取り組みも行っているところでございます。

先ほども申し上げましたが、民間企業の業績がよくなると、どうしても公務員志願者が減る傾向にありますが、引き続き試験受験者の確保につきまして努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） そうですね、市役所において採用説明会、以前はされてなかったと思うんですが、そういったことも始められている。それから、当然大学主催の説明会ですね、公務員を希望する学生に直接那珂市を受験してもらうように働きかける。そういったことは非常に大事だというふうに思います。

それから、まさしく就職先として早い時期にこの那珂市役所を意識してもらうという部分では、やはりこのインターンシップというのを、今もやっていらっしゃるということですが、今後も引き続き積極的に受け入れていただくということがよろしいんじゃないだろうかというふうに思います。

やはり公務員って、公務員というか、市役所の仕事って、インターンシップする子たちに聞くと、いつも明確にこんな仕事をしていますって答えられる人っていないんですよね。どこを希望しますかと言うと、大体思いつくのが、お祭りをやっている商工観光課とか、そういう状況があるんだと思いますね。

その中で、市役所っていうのは、よりこういうところなんだよというふうに理解していただいた上で、その子たちが入ってくる。これ、やはり非常に入り口として優秀な人材を確保するということにつながると思います。

より早くから意識して公務員になりたいという子をしっかりとつかまえておく。このためには、このインターンシップ、職員の皆様は仕事をしながら学生の面倒を見るって、大変だとは思いますが、これは那珂市のためにも、ぜひ積極的に今後も続けていただきたいというふうに思います。

今後もよい人材を確保するために取り組んでいくこと、今後に向けて取り組んでいくことがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在も実施しているところではございますが、大学等へ出向いての採用説明会の回数をふやすとともに、民間企業が出展する合同説明会に参加するなど、民間企業への就職を視野に入れている学生に対しましても、議員がおっしゃるとおり、那珂市役所の仕事の内容や職場の雰囲気、立地条件などをアピールし、那珂市に関心を持っていただけるよう、積極的な情報発信をして、よい人材を確保してまいりたいというふうに思っております。

また、面接する面接官のスキルアップも大変重要だと思っております。面接試験を担当する我々職員に対して、面接技法のための研修を実施しており、受けておりますので、そういったことを踏まえながら、適正な人物評価ができるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 積極的な情報発信、まことに大事だと思います。

よく採用試験の時期、募集の時期になりますと、とある市のポスターなんかがよく話題に上りまして、非常に受験者がふえたなんていうこともお聞きします。

ですから、これまで従来どおりの情報発信にプラスして、今後新しく取り組めることがあれば、何でもいいと思うんですね。今、結構情報発信、気軽にできますので、フェイスブックもありますし、インスタもある。そんな中で、那珂市がとれる方法というのを積極的にとっていただいて、より多くの学生に那珂市に関心を持ってもらう。受験まで結びつかなくても、那珂市に関心を持ってもらうというだけでも、これは成果だと思いますので、ぜひともそういう形で情報発信を続けていただきたいというふうに思います。

それから、面接官のスキルアップ、これ、まさしくそのとおりだと思います。よい学生が来ていても、その子を選べなければ意味がありませんので、そういった意味では、あわせて面接官のスキルアップというところにも努めていただければというふうに思います。

職員採用試験については以上にいたしまして、続きまして人材の育成についてお聞きしていきたいというふうに思います。

この人材の育成なんですけど、私は目指すべき職員像というものがまずあって、そこに対してどんな研修が必要かというのをやはり考えていくべきなんだろうなというふうに思います。研修ありきで職員像があるわけではなくて、しっかりとした目指すべき職員像があって、それに対してどういうことが必要なんだというふうに考えていくのがいいんじゃないかなというふうに思うところなんですけど、やはり目指すべき職員像というのは、私は市長の強いメッセージが必要だというふうに思っております。

その市長のメッセージ、要するに市長が情報発信をして、こういう職員像を私は求めていますよと事あるごとに発信することによって、職員も意識づけがされていくというふうに思うんですね。

そういった意味において、人材育成の質問に入るときに、まず市長から市長の考える目指すべき職員像をお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 目指すべき職員像についてお尋ねをいただきました。

市民に元気を与えられる那珂市役所にするために、職員の意識改革が必要である。職員の人材育成に力を入れていかなくてはいけないというのは、その「那珂ビジョン」の中でも訴えをさせていただきました。

市役所は、やはり新しい那珂市をつくっていくためのコーディネーター役にもならなくちゃいけない、そういうこともその中でうたわせていただきました。

こういうことを踏まえますと、私が考える目指すべき職員像については、なかなか一言では申し上げづらいと思いますけれども、あえて言えば、「既成概念にとらわれないで、新たな発想で果敢に挑戦をする職員」、そういうふうに言えるかもしれません。

「那珂ビジョン」、お手元にありますけれども、その中でも、人材育成基本方針の見直し、そういったものにも含まれておりますので、その検討の場において、目指すべき職員像、あるいは職員として求められる能力について議論をして、市として目指すべき職員像、こういうものだというものを求めていきたい。

ある一面で言えば、先ほど議員さんがおっしゃったように、職場としてみんなからあこがれられる、それももしかしたらやっぱり職員が輝いているから、ああ、ああいう職員になりたいな。地域の中でもそうですよね。そういう人をつくっていく、そういったことが、これはなかなか1つのものってまとまりませんけれども、そういうイメージを持って人材育成に取り組んでいきたい、そういうふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 多分、市長自身がいろいろ思いがあり、そしてこんな職員が欲しいという中で、一言で言うというのは確かに難しいことなのかなというのはご理解いたします。

ただ、やはりわかりやすくメッセージを伝えるということも、これは必要だと思いますので、私は要するに一言、こういった職員像というのがあって、その下にさらにいくつかそれに向けた職員像がぶら下がってもいいのかなというふうに思いますので、やはり市長自身がトップの上のところをぶれずに、間接に人に伝えていくということが続けていただくというのが職員の意識改革につながっていくかなというふうに思いますので、その点については、ぜひとも、人材育成方針を見直すということですので、その中でぜひちょっと頭の片隅に置いて検討していただければなというふうに思います。

続きまして、職員研修について、当然今の目指すべき職員像に向かって職員が変革していくためには職員研修が必要になってくるかと思えます。

そこで、現状、職員研修についてのまず目的を教えてくださいませんか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

研修の目的は職員の人材育成でございます。我々地方公務員は、最少の経費で最大の効果を上げるため、効率的に業務を遂行する必要があり、職員は最大限の能力を発揮することが求められております。限られた職員数で効率的に業務を遂行するためには、職員一人一人の能力を向上させることが必要であり、各職階におきまして、職員に求められる能力の向上を図るため、職員研修を実施しているというようなところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 各職階に応じて職員に求められる能力の向上ということで、それでは、そのために研修のプログラムというのはどのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

今年度の研修計画でございますが、職務経験年数に応じて行われる階層別研修につきましては、新規採用職員、採用後の3年目、7年目、新任係長研修、新任課長補佐研修、新任課長研修、新任部長研修というものを予定しております。

そのほか、テーマ別の研修としまして、人事評価研修、メンタルヘルス研修、安全運転研修なども予定しております。

また、派遣研修としましては、茨城県自治研修所や市町村アカデミーへの派遣、自治大学校への派遣を、また茨城県中央地域定住自立圏を構成しております自治体間で行われる相互研修、相互参加方式の研修というのがありますが、そちらにも派遣しております。

さらには、先進的な行政手法の習得や幅広い視野の涵養及び高度な知識の習得を図るため、茨城県や秋田県横手市、東京にある一般財団法人地方自治研究機構への派遣も実施しているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 階層別に、新採3年、7年、それからそれぞれ役職が上がる時研修をされているということだと思います。

ただ、これ、職員のやめる人数によって、かなりどの階級に上がっていくかというのは、若くなったり、年齢がある程度いったりというのは、その時期によってあると思うんです。そうすると、例えば今の状況だと、この新任課長補佐というのは、グループ長から総括まで含まれることとなりますので、どうしても在任期間が長くなっていくのかなというふうに思います。そういったところは、適時研修を見直していただいて、何年か、例えば5年以上受けてない方には研修を受けていただく機会を設けるとか、そういったことも考えていただきたいなというふうに思います。

それから、茨城県自治研修所、市町村アカデミー、自治大学校、やっぱり外の風が職員を育てるところもあると思います。なので、こういった外部に出て、ほかの自治体の職員と触れ合う機会というのは、私はもっとももっとつくっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、この部分については、今後も積極的に派遣を行っていただければありがたいというふうに思います。

続きまして、当然それらの研修があれば、この研修の成果というのを検証しているというふうに思います。職員研修について、効果というののどのようにとらえられているかお聞かせください。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

階層別研修につきましては、研修についてのアンケート調査と復命書の提出を受けまして、意識を新たにしているか、求められている職員について理解をしているかなどの視点により、研修の効果というものを確認しております。

また、派遣研修につきましては、幅広い人脈をつくることも研修の目的でもございますので、この部分につきましても、先ほどのただいま申し上げました視点に加え、研修の効果というものを確認しているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） このアンケートと復命書ではかっているということで、研修の効果というのは、どこに聞いても、どう測定するかというのは非常に難しいところがあります。それは重々承知はしております。

ただ、この復命書っていうのは、私は非常に重要なのかなというふうに思います。というのは、研修を受けて、それを自分の言葉でもう一度書き起こす、これは非常にやっぱり研修の効果を高める効果があると思います。

なおいいのは、それを人に伝えるという行為をしていただくと、なお研修の効果としては高まるんじゃないかなというふうに思いますが、やはり公金を使って研修をしている以上、この研修の効果というのは、執行部のほうとしてはしっかりととらえておく必要もあると思いますので、その点は改めてお願いをしたいと思います。

それでは、現状の職員研修の問題点や課題等について教えてください。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市の人材育成の課題ですが、職員の大量退職が続いた影響によりまして、入庁5年目以下の若手職員が全職員数の約2割を占めているため、組織の若返りが図られた反面、若手職員の早期育成が課題であると考えております。

若手職員におきましては、職場内研修とか業務を通じて日常的に職員個人の特性に応じてきめ細やかな指導が可能であることから、若手の人材育成の中心になっているというふうに考えております。

しかしながら、各職場において、若手職員の指導を日常的に担当している中堅職員に対する職場研修、先ほど議員からありましたように、課長補佐研修において、ちょっと長くなっている傾向もあるんじゃないかというふうなこともありましたが、そちらについても、研修等について、教育について、現状の研修体系では十分ではないのかなというふうにもやっぱり感じております。

また、大量退職に伴い、管理職に登用される職員の実務経験年数、その年数も若年化しているため、管理職のマネジメント能力というものの向上も課題ではあるのかというふうにも感じております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） それぞれに問題点はしっかりととらえられているなというふうに思います。

問題点がわかれば、それに向けて解決をしていくということになりますので、ぜひお願いしたいところですが、やはり若手職員、非常に割合的にふえておりますので、この年代をしっかり育てるとするのは非常に大事なことだなというふうに思います。

いろいろ総務課が用意するプログラムというのも、それはあるとは思いますが、それとはまた違って、この若手職員の育成に関しては、先輩とか、まさしく皆さんが管理職がその職員を育てていく、こういったことも必要んじゃないかなというふうに思うんですね。

それで、私、ちょっと思い出したんですが、副市長が現職でまだいらしたときに、たしか

若手職員、1年目から3年目ぐらいの職員を集めて、時間外に財政の講座をやっていたなという記憶があるんです。こういう取り組みが私は非常に大事なんじゃないかなというふうに思うんですね。

これ、その後、ちょっと私、わからないんですが、こういった取り組みというのは現状も続いていらっしゃるのかどうか、ちょっとそのあたりを加藤総務部長、わかっていれば教えてください。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、副市長が総務部長のころから、講師となりまして、勤務終了後の夜間に、入庁2年目までの職員を対象に、市の財政や契約などについて勉強会を実施してきたところでございます。

そちらの参加率につきましては、自主参加にもかかわらず、対象者の9割が参加しているということで、若いうちからこのような財政や契約の仕組みを理解するということが、大変重要なことだということで、大変効果が上がっているんじゃないかというふうにも思っております。

このように、副市長が行ってきたことを受けまして、総務課で行う研修以外に、現在、職員が自主的な勉強会を実施しております。

こちらは、昨年11月から始まった新たな取り組みとしまして、毎月1回、勤務時間終了後に、テーマを設定しまして、自主的な勉強会をしております。講師は、そのテーマごとによって、担当する職員が交代で講師を務めて、若手職員も含めて、職員に対して勉強会を実施しているというようなことで、毎回30名前後の方が参加しているというような状況でございます。

なお、内容としましては、主なものを挙げますと、6月に「那珂ビジョン」についての自主勉強、先月は「市民と協働のまちづくり」についての勉強を開催しているところでございます。

そのほかにも、市民課などによる職員のスキルアップ、窓口向上のために、平日の夜間勉強会を実施している課もございます。

このように、自主的な取り組みは職員個々の資質、能力向上を図る上で非常に重要であるというふうに思っておりますので、今後とも引き続き実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 引き続き、講師がかかわっても、そういった取り組みがされているというのは、非常に大変うれしく思います。

業務の中で学ぶことってというのはできるんですけども、例えばそのほかに財政の話とか、

市民協働の話というのは、市役所職員であれば当然に持っていなければならない知識なんです、なかなかそれを業務の中で学んでいくというのは非常に難しいと思うんですね。そういった意味で、先輩の職員が講師となり、後輩の職員を育てていく。非常にいい取り組みじゃないかなというふうに思います。

それから、もう一点考えますと、個人のスキルアップというのも、これ、個人の部分に任せられる部分はあるんですが、私は非常に必要じゃないかなと。そして、これはもしかすると職場の雰囲気というのものも、そういう個人のスキルアップに対して積極的になっていくというような取り組みも必要かなと思うんですが、その意味において、加藤総務部長はたしか通信教育等を利用しながら、かなり自己研さんに努められたと思いますが、そのような取り組みを部長自身がどのように感じていらっしゃるか。そして、その必要性等、もし考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） 議員おっしゃるとおり、私、通信教育を受けてきてまいりました。

市長は、先ほど望む職員像というのについて答えていらっしゃいましたけれども、常日ごろから、一人一人が市の活力を向上させる当事者であることを自覚なさい。一人一人が市長になったつもりで行動すること。みずから考え、みずから行動できる職員というものを求め、よくお話しされております。このようなことから、業務を遂行する上で、自己研さんというものは欠かせないものと思っております。

やはりやれと言われてやる研修より、自分からやる研修のほうが身につくし、大切であるというふうにも考えております。その上で、通信教育を受験することはスキルアップにつながっていくというふうに思っております。

自己研さんは、若い職員も大切であります、我々幹部職員も大切じゃないかなというふうに思います。

さらには、議員がおっしゃるとおり、若い人たちがこの通信教育の受講のほかにも、資格を取ったり、勉強や講演会など外部に出てさまざまな人の話を聞いたり、交流することも大切だというふうに思っていますので、若手職員等がやろうと思ったときにやれる環境づくりを努めてまいりたいというふうにも思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） たしかまだなくなってなければ、通信教育等で学んだ分の一部助成というふうなものもたしかやっていたらと思いますので、環境は整っていると思います。ですので、あとはやっぱり職員の皆様、先ほど私、採用の部分で初任給を上げてもいいんじゃないかという話をしましたが、やはりそれに見合っただけの皆さんの勤務、そういうふうなものも、能力の向上というのも求められるところだと思いますので、そういった意味においては、積極的に職員の皆様一人一人が研修に、自己研さんに取り組んでいただければ、

よりよい那珂市ができるのかなというふうに思います。

ここまでのお話をしてきましたけれども、問題点、課題等をとらえた上で、今後の研修のプログラム、それがどう変わっていくか、そして6月に早速補正をされておりますけれども、この内容について、どのような取り組みをされていくのかお答えいただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず初めに、補正の内容についてでございますが、2点ほどあります。

1つ目は、大学院や大学への講義へ参加する機会を提供し、職員みずからがキャリアデザインをする意識醸成するため、選択型の研修制度を導入しまして、自己啓発を促進させようとする取り組みです。大学院につきましては、水戸市にあるグロービス経営大学院、大学につきましては、茨城大学へ派遣する予定です。

2つ目は、本年4月に相互連携・協力に関する協定を締結しました株式会社京成百貨店から講師を招きまして、接遇研修を実施しております。これは対象者は正規職員ばかりじゃなく、臨時職員も含めて、接遇のスキルアップを図ったところでございます。

また、今後のどのように変えていくかというようなことにつきましては、市長の答弁にもありましており、那珂ビジョン推進計画に基づき、今年度中に人材育成基本方針の見直しを実施し、その上で、研修体系の見直しを実施していきたいと考えております。

今後は、個人の能力向上部分でなく、組織を動かすマネジメント力の向上にも強化していかなければならないと感じております。

いずれにしましても、職場全体で人を育て、組織を育てていこうという意識を共有することが重要であると考えておりますので、職場全体で職員が学びやすい環境整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 補正の内容はわかりました。非常にいい取り組みだなというふうに思いますし、早速動かれたというのは、やっぱりすばらしいことだなというふうに思います。

それから、今後に向けては、人材育成基本方針の策定を待つということになるんだと思います。その部分においては、私が提案した内容等も十分に加味していただいた上で、しっかりした人材育成方針をつくっていただきたいなというふうに思います。

そして、もう一つ、これは市長にお願いしたいのは、これ、「那珂ビジョン」が全協で説明されたときもお話ししましたが、やはり人とお金の問題というのは、これはあるかと思えます。限られた予算の中で何をしていくかというのは当然あるかと思うんですが、やはりこの研修に向けては、ぜひ力を入れていただきたいというのと、人ですね。なかなかこの研修担当という専門の職員は今、いませんので、ただ、これだけ外部とのやりとり等ふえてくると、かなり業務量はふえてくるのかなというふうに思います。

その中では、しっかりした業務を遂行できる職員をつけるということも、これ、ビジョンの実現に向けて必要かなというふうに思いますので、ぜひともあわせてお願いしたいというふうに思います。

職員の採用と育成については質問を終わりたいと思います。

続きまして、公園の利活用について、この点、いくつかお話をお聞かせ願いたいと思います。

まず、公園なんですが、市内にはいくつか公園ございます。ただ、ここの近場で言うと宮の池公園というのがございまして、これ、多分都市公園で、都市計画課の所管になるかと思えます。

今回私が取り上げますのは、静峰ふるさと公園、清水洞の上公園、一の関ため池親水公園の商工観光課が所管となる観光を目的とする公園、この3つの公園について質問を進めさせていただきたいというふうに思います。

3つの公園のそれぞれの概要、それから位置づけと活用事例等ありましたら、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

まず、静峰ふるさと公園でございますが、「日本さくら名所100選」に選ばれました八重桜の名所であり、12ヘクタールの敷地に約2,000本の樹木が植栽された公園でございます。春には八重桜まつりを開催し、県内外から多くの来園者が訪れる公園となっております。

次に、清水洞の上公園ですが、東木倉に所在し、豊富なわき水のある池や山林、清水寺、また市指定天然記念物の清水寺の杉など、豊かな自然が残る公園でございます。

最後に、一の関ため池親水公園は、市の中心部に位置し、日本庭園風の園内には、江戸時代末期に建てられましたカヤぶき屋根の民家「曲がり屋」が移築されており、冬のため池には、古徳沼と並び、ハクチョウが飛来する公園として市民に親しまれております。

次に、観光資源の位置づけとこれまでの活用事例というご質問でございますが、まず静峰ふるさと公園につきましては、四季を通じて多世代の方々が楽しめる公園、それから清水洞の上公園は、豊かな自然を生かした公園、一の関ため池親水公園は、文化財である曲がり屋と多くのハクチョウが飛来するという憩いの公園としての位置づけ、それぞれの特色を持った観光資源としてそれぞれ活用してございます。

活用事例、一例を挙げさせていただきますと、静峰ふるさと公園につきましては、平成29年度に大幅なりニューアル工事を行った際に、ノルディックウォーキングコースを整備しまして、平成30年度より体験会を実施し、さらに本年2月、友好都市である横手市より雪を搬入しまして、雪まつりとしてかまくらを設置したイベントも実施したところでございます。

また、今年度につきましても、無料体験イベントとして、先ほどのノルディックウォークのほか、フィットネス体験、水ロケットづくり体験等のソフト事業を実施するなど、子供か

ら大人まで幅広い年代を対象に、公園全体で楽しめる事業に取り組んでいるところでございます。

次に、清水洞の上公園につきましては、地元住民による活動団体清水洞の上自然を守る会の自主的な活動によりまして、市内幼稚園や認定こども園、大成学園の幼稚園の園児等が訪れまして、その案内や、また夏には蛍観賞会が開かれるなど、自然と触れ合う活動が実施されているという状況でございます。

最後になります。一の関ため池親水公園につきましては、月見の会、産業祭、それから水戸、常陸大田と合同で行う「水戸黄門様漫遊ウォーク」、そのほか冬場には那珂つるしびなの会が主催します「那珂のひなまつり」、それから「端午節句展」など、市民活動団体と連携協力をしながら、さまざまな活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） それぞれに特色がある、観光資源を十分に活用していく公園だということがよくわかりました。

静峰ふるさと公園は「日本さくら名所100選」の八重桜、それから清水洞の上公園は豊かな自然が残る公園でもあり、一の関ため池親水公園は曲がり屋とハクチョウと、そういった観光資源を大切にしながら、取り組んでいくという、活用されてきたというところがわかったところです。

当然、静峰ふるさと公園は、四季を通じてということで、今聞きましたら、さまざまな事業を行っているということがわかったところです。雪まつり、それからノルディックウォーキングの体験会、フットネス体験会、水ロケットづくり体験会、クライミング体験、幅広い層に楽しんでもらえる事業に取り組んでいるなというところですね。

それから、清水洞の上公園、こちらはやはり地元住民、清水洞の上自然を守る会の自主的な活動である環境が維持されている、これがやはり非常に大きな特徴かなというふうに思います。

それから、一の関ため池親水公園は、こちらも「那珂のひなまつり」、「端午の節句」等、市民活動団体と連携協力しながら、さまざまに取り組んでいるということでございました。

これらの3つの公園なんですが、直近でいろいろ改修等を行っているかと思えます。その状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げました静峰ふるさと公園につきましては、四季を通じて魅力ある公園を目指しまして、平成29年度にノルディックウォーキングコースを活用できる機能を付加した園路の整備をはじめとしまして、大型遊具、それから親水施設、水遊び場ですね。それから、展望施設等を設置するなど、大幅なリニューアル工事を実施いたしました。また、平成30年

度につきましては、水上ステージ、それから休憩等の施設でございます交流センターの改修を行いました。さらに、老木化した八重桜につきましても、一部樹木の更新を行ったところでございます。

清水洞の上公園につきましては、平成29年度に第2次計画第1工区におきまして、木道、遊歩道及び森林の整備を実施し、拡張をしたところでございます。

また、最後に一の関ため池親水公園につきましては、平成30年度、園内に移設しました曲がり屋が19年を経過したことから、カヤぶき屋根の改修を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） それぞれに大規模な改修がされてきたということで、静峰ふるさと公園については、これはもともと八重桜の時期はいいけれども、それ以外の時期にどうやって1年を通じて人を集客するかというところで、遊具とか、親水施設というものが新設された。

それから、清水洞の上公園については、エリアを拡張して、遊歩道等を整備した。

そして、一の関のため池親水公園は、曲がり屋の屋根ですね。カヤぶき屋根のふきかえを行ったということでございますけれども、それぞれにそれなりの予算をつけて、しっかりと取り組まれているなどと思いますが、その効果、改修後の成果について、どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 静峰ふるさと公園の改修によりまして、来園者は確実に増加しているというふうに考えてございます。改修前の比較で申し上げますと、平成30年度、八重桜まつり期間を除く来園者数でございますが、平成29年度が約1万8,400人、そして今年度がその2.4倍の4万4,200人程度というふうになってございます。

また、清水洞の上公園につきましては、平成29年度に先ほども紹介しました木道、遊歩道及び森林の整備を行ったことから、豊かな自然をさらに楽しく散策ができるようになりました。また、最近では、新聞等のメディアで紹介もされまして、市内外から多くの方が訪れるというようなことになってございます。

一の関ため池親水公園につきましては、改修後の状態が保存、維持できておりまして、来園者からはよくなったねというような好評の意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） 静峰ふるさと公園について、前年度比で2.4倍、八重桜まつり期間を除いて2.4倍ということですから、当初目的とした八重桜まつり期間以外にどれだけ人が来ていただけるかという部分では、非常に目的を達成しているのかなというふうに思います。

水上ステージとか交流センターの改修、それから八重桜の更新等もこれから行っていくと

いうふうに思いますけれども、やはりソフト面でね、ハード面の改修が終われば、ソフト面で次はさまざまな事業、先ほどもいろいろな事業をやっていることを聞きましたが、新たな事業等にも取り組んでいただいて、さらなる来園者の増加につなげていただきたいというふうに思います。

それから、清水洞の上公園、新聞等のメディアで紹介された。そういったものに取り上げられる公園になった。すばらしいことかなというふうに思います。市内外より来園者がふえているという一定の効果がある。

それから、一の関ため池親水公園についても、好評を得ているということで、それぞれの改修がしっかりと成果に結びついているんじゃないかなというふうに思います。

続いて、現状での問題点や課題等について、これ、ハードとソフト両面あると思いますが、ハード、ソフト、どのような課題があるか聞かせていただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

まず、ハード面の課題でございますが、静峰ふるさと公園につきましては、先ほど来述べております50年を経過しました老木の八重桜、こちらの更新を進める必要があります。複数年次かけての更新作業を進めていかなければならないというふうに考えてございます。

また、清水洞の上公園につきましては、先ほどもご紹介しましたとおり、来園者がふえておりますが、公園がちょっとわかりづらいというようなことも市民から寄せられております。そういったことで、案内板の設置などが必要なのではないかというふうに考えてございます。

一の関のため池親水公園につきましては、曲がり屋を改修しまして、その適切な維持管理に努めていくという必要があるんじゃないかというふうに考えてございます。

それから、ソフト面の課題でございます。

こちら、議員からも紹介ありました静峰ふるさと公園については、年間を通した集客を図るというような目的で、魅力向上検討委員会というものを立ち上げ、いろいろなソフト事業、先ほど紹介したソフト事業を展開してまいってきたところでございます。

なお、清水洞の上公園につきましては、地元住民のご協力を得ながら、今ある豊かな自然を後世の子供達に残していけるような、こちら維持管理が重要になってくるのかなというふうに認識してございますので、これからは清水洞の上自然を守る会様とは連携協力をしながら、観光資源としての利活用、維持管理について協議を進めていければなというふうに考えてございます。

最後に、一の関ため池親水公園につきましては、やはり市民協働団体であるつるしびなの会様等の市民活動団体とイベントを連携しながら、曲がり屋全体、産業祭も含めまして、そういったソフト事業を今後も展開していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君）　そうですね、静峰ふるさと公園は、まずは僕は八重桜だと思います。これは非常に大切にしていきたい。先人が残してくれた大きな財産だと思っています。これがソメイだったらほかと変わらない。でも「日本さくら名所100選」の中でも、八重桜の名所ってなると、これ、珍しいんです。開花時期が多少八重桜よりもおくれますので、ほかとずらして桜まつりが開催されるという部分でも、僕はこの八重桜というのは非常に貴重な財産だと思っていますので、ぜひこれは年次計画の中でしっかりと更新をしていただいで、残していただきたいなというふうに思います。

また、僕はソメイじゃなくて、全部更新は八重桜でもいいんじゃないかなと、極端に言えばですよ。そんなことも思いますので、そこは魅力向上委員会等でしっかりとした答申いただきながら、進めていただきたいというふうに思います。

それから、一の関親水公園、こちらのほうは曲がり屋とハクチョウ、それからこれまでのイベント等をしっかりとまた継続していただくということが大切かなというふうに思いますので、あわせてお願いいたします。

そして、清水洞の上公園でございますけれども、これ、案内板の設置、これはぜひともお願いしたいと思います。

それから、あそこの遊歩道、新しくなった遊歩道を歩いていただくとわかるんですが、伐採された木材が下のほうに転がっているのが見えます。これは、やはり観光資源として考えたときに、訪れた方をがっかりさせないという観点からも、やはり私は早期に片づけるべきなんじゃないかなというふうに思うんです。

清水洞の上の方、一生懸命やっていただいております。緑化管理という部分で言えばですよ、静峰ふるさと公園、一の関親水公園、それなりにお金がかかりますよね。その部分を清水洞の上の場合には地元住民の方がやってくれているということを考えれば、じゃ那珂市はどこをやったらいいんだ。

例えば、看板の設置、これは無理ですよ。伐採された木材の処分についても、機械で持ち出さなきゃいけない状態なので、非常に困難だと思うんです。こういったところはしっかりと行政が手を差し伸べていく。その上で、運営自体にはお金も出ませんが口も出しませんので、皆さんで自主的にやってくださいという形がやっぱり望ましいことかなと私は思います。そういった部分においては、この木材の処分と案内看板の設置というのは、ぜひ私は強く実施を望みたいというふうに思います。

これに関しては、多分市長も認識されていると思います。限られた予算の中でどうやっていくかって、非常に大変だと思います。ここで答弁を求めても、すぐにやれということはなかなか難しいと思うんですが、認識としてどのように思っていらっしゃるか、一言だけ答弁をお願いできればと思います。

○議長（君嶋寿男君）　市長。

○市長（先崎 光君）　清水洞の上公園については、私もいろいろ現場を見させていただいて

おりまして、非常に守る会の皆さんが一生懸命やっただいていて、今、小泉議員がおっしゃったように、公園施設なんかの新しいあり方というか、そういうものも提案してくれたような場所にもなっているのかなというふうに思っています。

市のほうとしても、お手伝い、当然できることをやっていかなきゃいけないと。ただ、なかなか市のほうも財政の問題もありますし、私もあの現場をちょっと見させてもらいまして、なかなか今おっしゃった材木を引き上げるというのは、これは大変なことだなというふうに思っています。

ただ、一生懸命やっている皆さんのことも考えれば、今、議員がおっしゃったように、市のほうとしても検討しなくちゃいけないなということで考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員。

○1番（小泉周司君） ありがとうございます。

認識は同じくしているということは確認できたかなと思います。

その中で、予算等のこともありますので、当然総合的に考えて判断されることだと思いますが、ぜひとも私はこの2点については早期の実現を強く望んで、皆様をお願いしたいというふうに思います。

最後になりました。今後、この3公園の活用について、何か決まっていることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えをいたします。

今後の改修計画についてのご質問でございますが、静峰ふるさと公園の八重桜におきましては、樹齢50年を経過しておりまして、今後、複数年をかけて計画的に、年次的に更新作業を進めていく計画としてございます。

また、清水洞の上公園につきましては、平成29年度に第2次計画の第1工区が完了いたしまして、引き続き第2工区の整備に向けまして、計画的に準備を進めていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小泉議員、1分を切っています。

○1番（小泉周司君） はい。

今後の計画、八重桜の更新、非常に大事なことだと思います。

また、清水洞の上、それから曲がり屋に関しても、一の関ため池親水公園に関しましても、やっぱり観光としてこれから何かを生み出すよりは、今あるものをきちっとブラッシュアップしていくと言いますか、きちっと活用していくということが非常に大事なことだと思いますので、今後もこの公園について、積極的に活用を図っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

私の質問を以上で終わりにさせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告5番、小泉周司議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日9月6日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時06分

令和元年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月6日）

令和元年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年9月6日(金曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 7号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 8号 平成30年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第 9号 平成30年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第10号 平成30年度那珂市一般会計継続費精算報告書について
- 報告第11号 平成30年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について
- 議案第53号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第58号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例
- 議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第62号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第63号 令和元年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第64号 大宮地方環境整備組合規約の変更について
- 議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成30年度那珂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 議案の委員会付託
- 日程第 4 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	小泉周司君	2番	小池正夫君
3番	石川義光君	4番	君嶋寿男君
5番	關守君	6番	富山豪君
7番	花島進君	8番	筒井かよ子君
9番	寺門厚君	10番	綿引孝光君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	中崎政長君	16番	笹島猛君
17番	助川則夫君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	監査委員	城宝信保君
企画部長	大森信之君	総務部長	加藤裕一君
市民生活部長	桧山達男君	保健福祉部長	川田俊昭君
産業部長	篠原英二君	建設部長	中庭康史君
上下水道部長	根本雅美君	教育部長	高橋秀貴君
消防長	山田三雄君	会計管理者	清水貴君
行財政改革推進室長	平松良一君	農業委員会会長	根本実君
総務課長	渡邊荘一君		

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	次長補佐 (総括)	横山明子君
次長補佐	小田部信人君	書記	小泉隼君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

本日の本会議におきましては、この秋に開催されます茨城国体のPRを兼ねまして、会議出席者が国体ポロシャツを着用し会議に臨んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議案の差しかえ

○議長（君嶋寿男君） ここで、本日の議事に入ります前に、執行部より、この後、議題となります議案第60号について差しかえの申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） 議事の始まる前にお時間をいただきまして、大変申しわけございません。

議案書の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

その差しかえをお願いする議案書につきましては、マル正のスタンプを押したものをお手元に配付させていただいております。

差しかえは、議案書の82ページから85ページまで、議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例となっております。

訂正の理由でございますが、那珂市都市公園条例の一部改正の条文中、屋内運動施設使用料、屋外運動施設使用料の表の備考において、公の施設の広域利用の場合の料金の適用条文の記載に誤りがあったものでございます。

改めまして、おわび申し上げますとともに、議案書の差しかえをお願いしたいと思います。
大変申しわけございませんでした。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。
これより順次発言を許します。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（君嶋寿男君） 通告6番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 待機児童について。2. 農業集落排水整備事業について。3. 空き家対策
について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔9番 寺門 厚君 登壇〕

○9番（寺門 厚君） 皆さん、おはようございます。

議席番号9番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

最初の質問は、待機児童についてであります。

待機児童につきましては、前回、第2回定例会において、幼児教育・保育の無償化について
の中で質問をし、平成31年4月1日現在で13名いるということはわかっております。7
月に確認しましたところ、13名は変わっておらず、待機したままの状態ということでござい
ます。保育所に預けないと働くことができなくなっている状態で、ずっとあきを待っている
というような状況でございます。

この保育所に入るためには、市に相談しまして、毎月5日、ホームページ上で市内認可保
育所の空き情報が公開されます。その情報を確認して、その情報については、例えば三角印
がついていますと、一、二名あきがあるというような情報の提供です。バツはありません。
あきなしということですね。

毎月10日までに次月1日の入所希望の申請書を記入し、申請をしていくということで、待
機解消ということで進めていくわけですけれども、必ずしも翌月に入れるということではご
ざいませぬので、あきがないとずっと毎月、同じ申請をしていくということになります。

年度が変わって4月1日から新入児の入所になるんですけれども、その申し込みは11月に行われます。ですから、ずっと申し込みをされていてあきがないと、その11月で来年度の申し込みをしていくというような状況でございます。

そのほかに、毎月保育が必要という親御さんがあらわれれば、当然またその希望者がふえていくという状況でございます。

現状についてはほとんどあきがないという状況を聞いております。申請についても、必ずこども課へ行って申請をしなければならぬということで、毎月毎月の申請作業というのは非常に大変な負担というふうになっております。

特にゼロ歳とか2歳、2人のお子さんがある親御さんですと、2人の子供を連れて窓口で申請しなければならぬという状況もございます。それから、あきがあるということで、一人は何々保育所、もう一人は別な保育所ということで、さあどうですかねと言われても、これ、すぐにはウンとは言えない状況でございます。そういった状況もあって、やっぱりゼロ歳から2歳の児童が非常に入園が厳しい状況になっているという状況でございます。

いよいよあきがない場合は、認可外保育所のご利用を勧められるわけですけれども、当然、認可外でございますので、保育料は認可施設とは別にちょっと高額になっております。この経済的な負担も大変な状況ということでございます。

あるいは、勤務先とは別な方向にあきがあるよと言われても、30分、40分、余計な時間を使って、朝の子供を面倒見ながら送り迎えもするというのも、これもまた大変な状況があるということでございます。

それから、那珂市で保育をしようということで探しているわけですけれども、そういう親御さんたちは、子育てのしやすい那珂市、それから住みやすい那珂市ということで探しているわけで、たまたま仕事先の関係でほかの自治体であきがあるという場合には、そちらへ転出していってしまうという状況もございます。

ということで、非常に厳しい状況があるということをご理解いただいて、せっかく子育てしやすい、住みよい那珂市と言っている以上は、こういう事態があってはならないというふうに私は考えております。

今回については、以上申し上げた現状について執行部はどう捉えているのか、何が問題でどう対応していくのかお聞きしたいと思います。

質問に入るまえに、もう一度実態を確認していただくために、議長のお許しをいただいて資料を配付させていただきました。

こちらが資料1ですね。こちらは、平成31年4月1日現在の茨城県の待機児童数です。これ、市町村別にあらわしてございますので、これをごらんいただきますと一目瞭然で、多いのはつくば市131名、次いでつくばみらい市33名、阿見町31名という順で、南のいわゆる少子化とはちょっと関係のない、人口がふえているという地域が待機児童が多いというのがわかります。

県央地域については、親御さんから言わせますとワースト3だよと、水戸市とひたちなかと那珂市はもう入りにくくてしょうがないんだよねというふうな声も聞かれております。これをごらんいただきますと、県央地域で多いのはひたちなか、水戸、那珂市という順になって、次いで東海村が9名ということで多い順になってございます。これ、ご承知いただいております。お聞きいただきたいなというふうに思います。

最初の質問に入らせていただきます。

4月時点で待機児童が13人いるということでございましたが、現在どのような状態なのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

待機児童数でございますが、厚生労働省の基準をもとに、4月1日及び10月1日現在の人数を報告することになっておりまして、毎月、正式な人数を出しているわけではございません。

しかしながら、毎月、新規の保育所入所申込数は10件を超えておりまして、全員が希望どおり入所できている状況にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 毎月申請件数が10件以上あるということで、必ずしも入所はできないんだよという状況です。ということは待機状態が続いているということですよ。

冒頭申し上げました待機児童の現状について市はどのように捉えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

待機児童解消のため、本年4月から、新規で民間保育園1園を開園したところでございますが、それでも待機児童が発生をしまして、4月当初には、先ほど議員からもありましたとおり、13名の方が希望どおり入所できない状況となりました。待機児童を解消するため、早急に対策を講じる必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 13人も待機児童が発生してしまったという問題点があるということで、この問題点についてはどういったことを考えていますか。

また、今後、幼児教育・保育無償化により保育施設利用者の増加が予想されております。

その対策はどのようにしていくのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

待機児童が発生した要因としましては、昨年ごろから、幼児教育・保育の無償化が始まる

であろうということが報道等でも流れ始めておりました、それを受けまして入所希望者がふえたのではないか、あるいは求職活動をする保護者の増加により入所希望者がふえたのではないかということなどが要因ではないかというふうに考えているところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、今後、無償化の実施によりさらに利用者がふえることが予測されます。

市といたしましても、待機児童を解消するため、早急に対策を立てて対応しないといけないというふうに考えております。そこで、本年度につきましては、既設の認可外保育施設を認可していくことで待機児童の解消を図っていくという方針を立てたところでございます。市内に8カ所ございます認可外保育施設に意向調査を行い、認可の可能性のある認可外保育施設に対しまして支援を行っていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 待機児童解消のために認可外保育施設を利用するというところでございますけれども、それについては、働くお母さんがふえたということがあるということもありません、やはり1園の保育施設の増設では間に合わなかったということで、これは、予測のちょっと甘さというものもあるのではなからうかというふうに思いますので、今後については、しっかりと人員の予測というのはやっていただきたいなというふうに思います。

認可外施設ということでありましたけれども、今回、待機児童解消対策として、認可外保育施設を認可施設へ移行して解消を図るという理由はどういうことなのでしょう、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

認可外保育施設を認可施設へ移行する理由でございますけれども、前回と同様に、事業者を募集し、建物を新たに建設することになりますと、事業者選定、それから国・県への補助金の申請、そして十分な工事期間の確保などを考慮しますと、2年近くかかることとなります。

今回の対応は、来年4月の待機児童解消に向けて早急に対策を講じるというものでございます。そこで、既存の認可外保育施設の中で大幅な増築や改修の必要のない施設であれば、来年4月の開園に間に合うことが可能であるというふうに考えまして、今回の対応の方針を決定したということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 経済的な問題、それから時間的な問題も考慮して、やはり来年4月の開園と、これに間に合う方法はこの方法しかないということはわかりました。しかし、今9月ですので、この時間的な余裕も本当にはないですね。これから8施設との交渉となるわけ

ですけれども、しっかりと進めていってほしいなというふうにお願いをしておきたいと思えます。

来年4月、認可外保育施設が認可保育施設になったという場合に、先ほど来申しております待機児童13人については、この来年のところで入所ができるのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、認可外保育施設を認可することで待機児童解消を図っていききたいというふうに考えております。

そこで、13人の方につきましては、既に4月以降あきができたことによりまして、ほとんどの方が認可保育施設へ入所できておりますが、現時点で若干入所できていない方もいらっしゃいます。本人の希望にもよりますが、入所審査につきましては引き続き行ってまいります。

また、来年の入所につきましては、11月から申し込みを受け付ける予定となっております。まず、入所の申し込みをしていただき、市で入所の審査・選考を行った上で入所決定となります。

入所申し込みのあった全ての児童を入所させることができない、そういった場合には、保育必要度の高い順から入所を決定していきますので、待機児童13人のうち、現在入所できていない方も含めまして、必ずしも入所できるとは言えないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 必ずしも入所できないかもしれないということですよ。

労働時間の長い、短い、いわゆる長短の問題や、それから面倒を見てくれる方がいる、いないだとか、保育必要度の高い、低い、これもありますので、当然4月の時点で毎月毎月申請があるわけですから、それによってその毎月毎月の必要度の高い方から決まっていくということになると、最終的にできませんでしたという人もあらわれるということになるので、そうなった場合、最終的に入所できませんでしたといった場合は対応はどうしていくのか。

また、認可外保育施設を認可しても、昨今、保育士の確保が非常に難しいという話も聞いておきまして、その保育士さんが確保できるのか、保育士確保の対策をどういうふうに考えているのかあわせて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市といたしましては、定員の確保に向けて最善の努力をしていきたいと考えておりますけれども、それでも待機児童が発生した場合におきましては、認可外保育施設をご利用いただくか、希望する認可保育施設のあきが出るのをお待ちいただくことにどうしてもなってしまいます。

長期的な対策としましては、本年度第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画を策定しますので、その中で保育の需要の見込み、提供体制の確保の方策を定めてまいります。

また、保育士の人材確保につきましては、各保育施設では大変苦慮しているとお聞きしております。人材確保に向けた施策として国が取り組んでいる保育士の処遇改善、こちらを実施し、賃金アップに引き続き努めてまいります。

また、保育士の離職防止に向けた施策としては、保育士の業務負担を軽減するため、周辺業務として清掃業務や給食の配膳などを行う者を配置する際の賃金補助、それから、保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げる際の賃金補助を実施しているところでございます。

認可を希望する認可外保育施設に対しまして、ただいま申し上げたような事業を行っていくことで人材確保の支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） わかりました。

待機児童の解消には、受け入れ保育施設の整備・拡充と保育士の確保が不可欠であります。最近、自治体間でのこの保育士さんのとり合いにもなっているというのが現状ではないかというふうに思います。

隣り、東海村の例で申し上げますと、来年4月に保育所を新設し対処するというので発表しており、中身を見ますと、保育士さん確保にも元職の復帰支度金や家賃助成制度を設け、村内の人材確保策を鮮明に、東海村ならではないということで打ち出している状況、こういった状況を鑑みますと、先ほどいろんなことをやって確保するんだよ言われましたけれども、本市の保育士さんの確保は大丈夫なんでしょうか、いま一度伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人材確保につきましては、どの施設でも苦慮しているところですので、確実に大丈夫と言える状況ではございません。先ほども答弁を申し上げましたとおり、処遇改善への取り組みや、保育士の離職防止に向けた取り組みを引き続き実施してまいります。

さらに、茨城県が実施している、いばらき保育人材バンク設置運営事業、こちらを県のほうで行っておりますけれども、こちらの周知をはじめとした情報提供なども行っていき、少しでも人材確保に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 国や県の人材確保策も周知を徹底して十二分な活用促進を行い、ぜひとも確保をお願いします。よろしくをお願いします。

先ほどの答弁の中で、保育所入所には入所申請が必要ということがありましたけれども、

新規に申し込みをしたが入所できなかったという方が継続して入所を希望する場合、先ほども申し上げましたが、毎月、こども課へ申請書類を提出していかなければなりません。これには、小さいお子さんを抱えている保護者が毎月毎月こども課へ訪問して行って手続をするとなると、負担が大変大きくなってしまいますので、電話とかメール等での手続はできないんでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

新規申し込みの方で入所できなかった方には、入所保留通知書、それから連絡票を送付しているところでございます。引き続き入所を希望する方につきましては、連絡票をこども課へ提出していただいております。

議員がご指摘されたとおり、こども課の窓口での手続となりますとご負担も多いというふうに思われますが、郵送していただくことも可能です。こども課から送付する通知にもその旨は記載してありますので、こども課の窓口までの来庁が困難な場合には郵送を、こちらをご利用していただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） この質問はなぜ聞いたかと申しますと、実際は保育所に入所させるには、妊娠した初期からもうこども課へ通って、それから保育所へ行きたいと思うところへ通って、ずっと一生懸命頑張らなくちゃならないんだよねというお母さん方の声が非常に多いんですね。

そのあきがないと毎月毎月行かなくちゃならないんですけれども、こういう書類で済むというのなかなかかわかっていないというのがあるんですが、やっぱり、行って何とかしてよという話だと思うんですね。この辺の事情があるので、毎月毎月、こども課へ行ったり保育所へ行ったり、いろんな関係づくりをしていくというような非常にこれも大変な努力だと思いますので、その辺もぜひ入所には組み入れていただければというふうにお願いもしたいなというふうに思います。

当然、その利用者の負担軽減になることは、今後も継続して配慮をお願いしたいと思います。そして、加えれば、一声、優しい声をお母さん方にかけていただきたいなという願いもしておきたいと思います。

この項の最後の質問になりますけれども、幼児教育・保育無償化が10月1日から実施となりますけれども、ゼロ歳児から2歳児の非課税世帯は無償化となりますが、課税世帯、所得の多い方ですね、無償化の対象にはなりません。

現状、認可保育施設へ預けたくてもあきがなく預けられない状態、やむなく高額な認可外保育施設へ預けて働かなければならない方もいらっしゃいます。そういった方へ、認可外保育施設の利用料と認可保育施設との利用の差額、これは当然高い、低いがあるので、一部で

も補助というのはいけないものなのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

10月からの幼児教育・保育無償化によりまして、認可外保育施設に入所している方で保育の必要性が認められる方については、ゼロ歳児から2歳児の非課税世帯の方は月額4万2,000円、3歳児から5歳児は月額3万7,000円を上限といたしまして利用料が無償となります。

幼児教育・保育無償化が始まるという状況も踏まえまして、確かにゼロ歳児から2歳児の課税世帯の方は無償化の対象になりませんが、市の財政事情等々を考えますと、差額を補助することは現在のところ難しいというふうに考えております。

市といたしましては、そういう状況にならないためにも、待機児童の解消に向けての対策を今後とも講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 短期的には、待機児童の解消のために全力を傾注して取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、ゼロ歳児から2歳児の幼児教育・保育の無償化の対象外となる、この件につきましては、今後の少子化をどう捉えるかなどの大変難しい問題もありますけれども、認可外保育施設から認可保育施設へ移行をする期間の延長等、これも含めて、3歳未満児の幼児教育・保育の無償化をぜひとも国や県へ要望していただけるよう切にお願いいたしまして、この項の質問を終わります。

次は、農業集落排水整備事業についてでございます。

本市は、住みよさランキングでも県内で上位に位置し、「いい那珂暮らし」でその住みよさを市内外へPRしております。当然、移住者増を図り、まちの活性化を促進しようとさまざまな事業や助成を行っております。

市街化調整区域においても、地元では、息子や娘、孫に対し地元へ帰ってこいと説得をして、人口減少の防止策の一助とすべく一生懸命活動している状況でございます。なかなか帰ってきてはくれないんですけれども、今回、帰ってくるということが決まって、説得が実って息子一家が戻ってきてくれるという方がおりまして、じゃどうするんだというところで、母屋を息子一家に住まわせて、自分たちは新たに隠居を新築してそこに住もうということで、じゃ排水処理はということで、現状は農業集落排水を使っています。ですから、そこへ後づけで供用するという形になった事例についていくつかお聞きしたいと思います。

初めに、農業集落排水設備の許可条件についてですけれども、本市では、現在整備進行中のものを除き、今後の農業集落排水整備計画はもうやらないということになっておりますけれども、市街化調整区域において、供用が開始されている農業集落排水整備事業における許

可条件について、個人負担分や市負担分はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

農業集落排水整備事業の供用開始につきましては、計画区域の全ての整備が完了後に供用開始となります。このことから、供用開始までに集落排水への接続を希望された方につきましては、分担金を納付いただき、排水本管、取り付け管及び公共ますについては市が整備を行っているところでございます。

また、供用開始後に新築されるなど、新たに集落排水に接続を希望される方につきましては、市の取扱要綱に基づきまして農業集落排水事業処理区流入申込書を提出いただき、排水本管からの取り付け管及び公共ますに係る工事費につきましては、個人負担を条件としまして集落排水への接続を許可しているということになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 排水本管からの取り付け管及び公共ますについては、後づけなどの供用開始について、市の負担から個人負担へ変わっているということですよ。それは、負担部分がふえるので当然個人の負担がふえ、大きくなっているということはわかりました。

この件については、たしか平成25年3月以前に、下水道審議会で当時、負担金、分担金、高低差が非常にありまして、上限を設定して不公平感をなくそうということで設定されて、40万円が上限ということで、そういうふうに設定された経緯があるということは聞いております。

私も、公共ますまでは一応、市の負担ということの理解でいたんですけども、いや、そうじゃなかったということで改めて気がつきました。

ということで、供用開始後の接続には、今申し上げましたように個人負担が大変大きくなるということから、農業集落排水への接続希望者に対して市ではどのような対応をしているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

接続に際しての窓口対応につきましては、排水本管からの取り付け管及び公共ます設置の工事費に係る個人負担や、分担金の一括納付など、集落排水接続の条件を提示しまして、加えて取り付け管の現場の条件等を考慮し、経済的な工事方法を指導・助言するなどの対応をとっているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 今回の例で申しますと、農集の供用開始後の後づけということになりまして、最初の話のときに、新たな排水施設の設置ではなく、現在使用中の排水施設へのつなぎ込みも可能であると、ただし建築課の建築基準確認が必要で、許可がとれればの条件つ

きということで、これは、担当課のほうから設備業者に話がされております。

これを受け、設備業者、大概こういった交渉は設備業者が代理人としてやっているのがメインでございますので、設備業者は施主に、現状使用中の排水施設へのつなぎ込みで可能と、つまり、最初の農集設備のときと同様の分担金の中での市負担の工事で済むということで、そういうふうに施主については理解をしたということでございます。

しかし、後で建築課の判断を確認しますと、新築予定地は従来の敷地内ですけれども、農転後で分筆登記をされており、別世帯なので新たな排水施設が必要という建築課の認可基準が確認されまして、排水施設も個人負担での設置ということになったわけです。

このことについて、施主は最初から現在ある排水施設へのつなぎ込みはだめだよということ、新たに排水本管からの配管取り付け及び公共ますまでの工事も個人負担になると、無償じゃなくて有償でやってくださいよという話があれば、最初から気持ちよく受けて工事を完了できたということなんですけれども、残念ながら設備業者からは、最初無償だったものが後から、実は有料でしたと、個人負担になりましたということで報告されたので、当然、市に対する不信感が最大限に達したということで、市は不誠実な対応をしているよというふうな理解をしてしまったわけです。

これは、当然、間に入った設備業者がきちんと伝えていかなきゃいけないことなんですけれども、その辺が抜けていたということもありますけれども、ここで、市では経済的な工事方法の提案を行っておりますので、せっかくの提案が施主にとってはまるで正反対の理解というふうになってしまったわけです。

特に私が言いたいのは、調整区域では人口増のため、先ほど冒頭申し上げましたように、地元の方が一生懸命努力しているわけで、そういう状況も考慮され、経済的な提案をされているというふうに思いますし、実際もそうだなというふうに、やっただいているというふうには思っています。

ただ、間に入った業者に、この間の提案、施主さんの反応はどうでしたと、聞いてくれましたかと。聞いてくれていれば、施主にとっては十分理解されていたのではないかなというふうに思うわけでありませう。

いずれにしても、工事完了の確認は担当窓口で行うわけですが、その際も、施主さんと顔を合わせることはなく、現場を確認して終わりという状況だと思います。やはり施主さんと顔を合わせて、工事の状況はどうでしたかとか、使用するに当たってお困りのことはありませんかぐらいはお聞きして、今後の工事の参考にして、よりよい工事進行や、より経済的な工事へつなげていってほしいと切に思うわけでありませう。

この辺は、もう言うておしまい、間に代理人がいようとまいと、これはやはり市のほうで提案をされているのであれば、きちんとどうなったかを確認するのが市長が言われるコーディネーターの役目であり、本来サービス業でありますから、この辺の役目ではないかなというふうに思うわけでありませう。今後、こういったことも十分徹底をしていただければなと

いうふうに思います。

もう一つお聞きしたいのは、これ、新築の場合は当然、水道工事も必要になりますので、集落排水工事と、どのような工事を進めているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

一般的には、給水工事と排水工事は同一業者が行っているケースが多いことから、道路の掘り返し等のないような工法で施工を行うよう指導しておるところでございます。具体的には、埋設箇所が同じであれば同時に施工するなど、作業の効率化により工事費の軽減が図れるよう施工をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 工事の同時期化、より効率的な工事ということでその辺は指導されているということなので、安心をいたしました。今後についても、少しでも経済的な工事で済むよう、新築施主の立場に立った、市民の立場に立った提案を検討、実施いただきたいというふうに思います。

次に、10月から消費税10%と増税になりますけれども、先ほど来、設備負担、個人負担が大きくなるということで申し上げてありますけれども、さらに税で個人の負担はふえていくわけで、これ、分担金については増税に伴う変更というのはあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

この分担金につきましては、課税の対象になりませんので、消費税の増税に伴う影響は特にございませぬ。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） わかりました。ありがとうございます。対象外ということですね。

接続許可について、もう一つ、分担金については一括納付というのが条件にあります。先ほど来、供用開始後の接続には個人負担が大きくなること、どれぐらいかかるかという、一般論で、上下水道の配管工事というのは1メートル当たり1万円かかるということで、公共部分25メートル、敷地内25メートル、もう50メートルですね、これで50万円、配水管工事になりますとさらにもっと高額になりまして、すぐに100万円、200万円の話になってまいります。

これだけ負担があるにもかかわらず一括納付ということではなくして、できれば、負担軽減の意味でも、分割納付というのを検討していただけないかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

随時加入の案件におきまして、分担金の納付につきましては、原則一括での納付をお願いしたところでございますが、議員ご意見の分割納付につきましては、申請者の状況に応じまして今後対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） ぜひ対応のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

今まで個人負担が高額になるためその軽減策についてお聞きしてきましたが、今回の例のような新築の場合については、最初に建築課を訪れ開発許可を得なければなりません。建築課の窓口で事前協議をすることになります。この最初の方に、建物、土地、道路、水道、下水道等に関してさまざまな許可条件がありますので、それぞれについて1回で説明がなされて、市民、受益者が納得されるような対応はされているのかどうかちょっと伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

この開発許可申請につきましては、道路の接道状況や給水方法、排水方法、それに農地の転用等、個々の確認を要することから申請者の代理人により進められるケースが多く、具体的な調整につきましては、各担当部署が窓口となりまして指導・助言を行っているところでございます。

なお、議員ご指摘のとおり、申請者の方にこの代理人との経過などが納得していただけますよう、今後とも、引き続き丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） ありがとうございます。引き続き丁寧な対応を心がけていかれるということなので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

とかく、市の仕事というのは許認可業務なので、できないものはできません、1回説明して終わりということになってしまいがちですけども、これも、やはり相手が理解したかどうかは確認する。今回の場合は新築、施主の顔が見えないので、代理人が介在しておりますので、余計に今後については配慮すべきではないかというふうに考えます。

当然、市民にわかりやすく、市民のために最善策は何かを考え提供していただけるよう、ソフト面のサービスも今後については配慮していただけますよう、職員の方に徹底をお願いしたいと思います。

先日も、聞くとところによりますと、京成百貨店を講師に市職員の接遇研修を実施されたというふうにお聞きしております。今後も研修を重ねて、ぜひとも市民へのサービス向上に努めていただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

那珂市の人口を少しでもふやそうということで、農業集落排水がせつかく整備されている

区域に住んでもらう努力をすべきであり、そのような考えから今回の質問になったわけですが、最後に、農業集落排水事業の今後について市はどのように考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

農業集落排水事業の今後についてのご質問でございますが、今、施工しております酒出地区が今年度をもちまして整備が完了することで、今後の農業集落排水事業につきましては施設の維持管理等が主な業務となりますが、来年度より公営企業会計を適用しながら、安定的な経営の運営に努めたいと考えております。

また、将来的におきましては、処理施設の更新も到来することから、公共下水道との共同化を見据えた上で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） この農業集落排水については、維持管理が高コストになるというのは前から言われております。特に汚水処理施設場や排水施設、排水管のメンテナンスが、那珂市は結構たくさんありますので、今後は、そのコストが膨らんでくるという予測がされております。

今、公営企業会計を適用するということでお話がありましたけれども、これ、会計制度を導入したからといって、すぐに安定的な経営ができるわけではないというふうに思います。当然、その運営をきちっと行っていただきたいというふうに思います。

将来的には、本市の生活排水処理の中で公共下水道との共同化も見据えて、低コストで安定的な運営ができるよう、さまざまな検討を重ねていかれるよう要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次は、空き家対策についてであります。

現在、本市では、令和元年6月現在で確認されている空き家が866戸ございます。これは、総戸数の3.8%を占めている状況です。そして、少子化、高齢化の影響もあり、今後も空き家はますますふえていくということは皆様もご承知のことと思います。

市では、空き家管理促進や空き家の活用、発生防止にさまざまな対応策を講じている部分と、これからというところがあると思います。その対応策の中で特に気になるのが、1年半以上も経過するのに、いまだ登録実績も売買対応の実績もない空き家バンクの状況及び対策についてお聞きし、空き家全体の今後の対応策についてお聞きしたいと思います。

最初に、空き家バンクの利用状況についてであります。

平成31年第1回定例会以降、空き家バンクへの問い合わせ件数及び実績数はどれぐらいあるのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

平成31年第1回定例会以降から現在までの問い合わせの状況でございますが、空き家の物件登録に関する問い合わせは8件、利用に関する問い合わせは1件でございます。どちらも登録までには至りませんでしたので、実績といたしましても、契約が成立いたしました案件はございません。

なお、制度運用開始からは利用登録者がお1人いる状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 現在、利用登録者が1件で、問い合わせはあるけれども、物件登録は依然としてゼロが続いているという答弁がありました。

では、この物件登録ゼロ件というのはどういうことなんでしょうか。その理由を把握していますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市街化区域内での空き家につきましては、民間不動産会社での取引がされているとお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 民間登録での利用ということで、菅谷地区の、この市街化区域の空き家の中でも優良物件、これについては修理等の必要もなくそのまま流通で取引が可能と、そういう物件が多いんだろうというふうに想像をするわけですが、空き家バンクに登録するまでもないということになるんでしょうかね。この辺はちょっと問題だなというふうには思います。

では、この民間不動産会社による流通以外について何か理由はありますか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

空き家バンク制度につきましては、平成30年1月から運用を開始したところでもございますので、現在、制度自体の認知度がまだ低い状態であることも理由の一つと考えられます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 認知度が低いという理由もあるということでございます。

では、空き家バンクの周知について、特に市内へ、また市外、県外へのPR及びその徹底についてどのようにされているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

制度の周知につきましては、市広報紙やお知らせ版、ホームページで制度の概要を周知するとともに、制度概要のチラシを、自治会に加入しております世帯や市外への転出者、及び公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会の各会員に配付をしております。

また、市役所のロビーや瓜連支所、各コミュニティセンター、図書館などの公共施設のほかにも、上菅谷駅構内や市内の不動産会社、金融機関などに同様のチラシを設置いたしました。

市外、県外の所有者の方には、直接チラシによる制度の周知は行っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 市内については、公共の場所等を含めてどこでもやっているよということですが、市外、県外の所有者に対してはこれからだと、やっていないということですね。ぜひとも、県外、市外の所有者にも徹底のほどをお願いしたいと思います。

先ほど、条件のいい空き家については流通のほうで動いているよということなんですが、登録できない物件というのは、当然、流通で動いている物件はその必要はありませんけれども、修理費のかかる空き家が多いということもあるんでしょうかね。これについて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

物件の登録に関する相談件数も少ないことから詳細は把握できておりませんが、空き家の状態により、登録するために修理費がかかることも原因の一つかと思われます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） わかりました。

今後は、修理費がかかる空き家の管理をどうしていくのか、これ、考える必要があると思います。

では、空き家バンク活用の今後の課題と対策についてどのように考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

民間での取引事例はあるとお聞きしておりますが、まだ空き家バンク制度への登録物件はなく、契約には至っていない現状でございます。

今後の対応としましては、さらなる空き家バンク制度の周知が必要であることから、市内に建物等を所有している市外在住者の方に対しまして、固定資産税の納税通知書の中に制度概要のチラシを同封するなどの周知の検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 制度概要のチラシの同封ということで、固定資産税納税通知書に同封するということで検討しているということなのですが、これは昨日も勝村議員の質問でありまして、その答弁では、市外の空き家所有者へチラシを一緒に同封していきますよと。実施を検討するということで聞いておられましたけれども、どうもはっきりした答えがないということだったので、これ、部長、いつぐらいから実施されるんですか、お聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） この空き家バンク制度につきましては、現状がなかなか登録がないという状況でございますので、なるべく早い段階にこの制度の見直しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 早い段階というのは、もう来年4月からなのか。納税通知書というのは年明け、年度が変わってからすぐということになりますので、その時期ということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） その方向で今考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） ありがとうございます。ぜひ実施していただけますようよろしくお願いいたしますと思います。

本市の空き家は、調整区域の空き家が866戸中667戸ということで、約8割占めております。非常に多い現状がありますことを鑑みますと、現在の空き家バンク制度の登録対象範囲は市街化区域と市街化調整区域内の区域指定区域というふうになっているわけですが、やはり移住を促進するためには、登録対象範囲を市内全域として、売買、賃貸を認めるべきではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

空き家バンク制度の登録対象の範囲につきましては、運用開始からまだ間もないために、今後の状況や関係機関のご意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） ぜひとも検討いただき、登録範囲の拡大をして空き家利活用の促進をお願いしたいと思います。

それから、今後の空き家対策についてでございます。

現在、空き家の管理や空き家バンクへの登録、リフォーム費用の申請に対する業務は防災

課、建築課で行っておりますが、2つの窓口があるため、どこへ問い合わせをすればよいのか、また、同様の話を何回もしなければならぬということで、窓口の一本化ということをお聞きしたいんですが、これについては、昨日、もう一本化していきますよという回答をいただいておりますので、省略したいと思います。

それから、今後の総合的な空き家管理についてでございますが、空き家対策マニュアル等の作成、これ、以前から空き家対策協議会で設置をして、その協議会の中で協議を行って作成していくというふうに聞いておりましたが、その後どうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるマニュアルというのは、計画のことだと思いますので、本市の空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針といたしまして、令和元年度内に那珂市空家等対策計画の策定を現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） なるべく早目の策定をお願いしたいと思います。

それから、どうしても空き家については、所有者の方が地元にはいらっしやなくてたまたま東京に住んでいるとか、県外、市外という方は、取り壊しや廃棄物の処理、あるいは更地化に対する費用やコストが非常にかかるという声を聞いております。

この辺で、一部は金融機関活用によるそういう制度があればいいんですけども、なかなかないというのが現状でして、こういったことも市のほうでいろいろ調べていただいて、こういうことがありますよみたいな空き家管理基金制度のそういったものが、総合的に考えて所有者の方へ周知できるというようなことがあれば管理不全の空き家が減っていくというふうに考えるんですけども、これについてはいかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

市といたしましても、適切な管理をするための費用等の相談がありましたら、関係機関、関係団体等の情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 金融機関等は、確認をしましたけれども、やっぱりこういった名称の商品はないということで、要請があれば、取り壊しや廃棄費用の積み立てとそのサービス料貸付制度、これ、仮称になりますけれども、こういった商品名で設定は可能ということはお聞きしておりますので、ぜひとも、柔軟な対応を今後していただきたいなというふうに思います。

最後に、今にも倒壊しそうな危険な空き家、いわゆる特定空き家はどれぐらいあるのかお聞きしたいと思います。その対策についてもあわせてお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

周辺への影響があり、危険が伴う空き家、特別措置法での特定空き家は現在のところございません。ですので、具体的な対策を講じているところは現在のところはありません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） 危険が伴う空き家は現在のところはないということなので、当然、対策も講じていないということになりますけれども、今後については、空き家がふえていくという予測がありますので、所有者不明の特定空き家、所有者がいるが未処置の特定空き家等、これは特別措置法にのっとり粛々と処置が進めばいいんですけれども、必ずしもそうはならない物件も発生してまいりますので、空き家対策協議会の中でしっかりと議論して対策を策定し、「那珂市空家等対策計画」に盛り込んでいただきたいなということを強く要望したいと思います。

通告はしていませんけれども、空き家対策について市長のご所見をちょっとお伺いできればというふうに思います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 今、寺門議員さんから大変貴重なご意見をいただきました。市としても、空き家、これ、ふえる傾向にあります。担当課でそれぞれ今、一生懸命やっておりますけれども、私の認識としても、やっぱりこれは住民生活にだんだんに影響が出てくるだろうと、そういうこともありますので、今後とも精力的に取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○9番（寺門 厚君） ありがとうございます。突然のお願いで申しわけありませんでした。

ということで、しっかりと取り組んでいくということでございますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告6番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 木野 広 宣 君

○議長（君嶋寿男君） 通告7番、木野広宣議員。

質問事項 1. 年金生活者支援給付金について。2. 健康推進について。3. 通学路の安全対策について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 議席番号11番、公明党・木野広宣でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は3点について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、年金生活者支援給付金について質問いたします。

10月の消費税率の引き上げに合わせ、年金生活者支援給付金がスタートすることになり、自分が対象になっているのかなどまだわからない方もいらっしゃると思い、この質問をさせていただきました。

初めに、年金生活者支援給付金がどのような趣旨でスタートする制度なのか、具体的にどういうものなのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

年金生活者支援給付金でございますけれども、消費税引き上げ分を活用し、年金を含めた所得が一定基準額以下となる方の生活を支援するために、年金とあわせまして支給されるもので、本年10月1日からの施行となっております。

なお、給付金は、恒久的な制度とされておりまして、支給要件を満たす限り継続して支給されるものというふうになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今回の答弁を伺うと、支給要件を満たせば継続的に支給されるということですから、生活する上ではすごく助かる制度でありますし、恒久的、要するに永久的な制度であると思っておりますので、すばらしいことだと思います。

では、給付金の支給対象となる方の要件はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

給付金の支給対象となる方ですけれども、老齢基礎年金を受給している方の場合、それから障害年金や遺族年金を受給している方の場合とでは要件が違います。

まず、老齢基礎年金を受給されている方の場合ですけれども、まず1つ目といたしまして、65歳以上であること、2つ目といたしまして、前年の年金収入額とその他の所得の合計額が87万9,300円以下であること、3つ目といたしまして、世帯全員の市民税が非課税であるという、この3つの要件を全て満たす方となります。

次に、障害年金や遺族年金を受給している方の場合ですけれども、前年の所得が、扶養親族の数に38万円を乗じた額と462万1,000円を合計した額、それ以下であることが要件となります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。対象となる方の要件は今ご答弁いただいた内容ということになり、世帯全員に関しても確認しないとイケないということがわかります。また、自分が対象だと思ってしまう場合も想定されるということはよくわかりました。

では、給付金の請求手続はどのようになっているのか、またその時期はいつごろとなっているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

請求手続につきましては、本年4月1日時点で老齢基礎年金、障害年金、遺族年金を受給している方と、4月2日以降に65歳に到達し年金の請求を行う方で、それぞれ請求の方法が異なります。

4月1日時点で年金を受給している方につきましては、9月中に日本年金機構から請求手続の案内が順次発送されます。年金生活者支援給付金請求書となっておりますはがきが同封されていますので、そちらに記入し提出をしていただきます。

一方、4月2日以降に65歳に到達し年金の請求を行う方は、年金の請求手続をする際にあわせて請求書も提出していただくこととなります。こちらは、4月以降の手続の際に既に提出をしていただいておりますということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かにチラシ、こういうチラシがあるんですけども、年金生活者支援給付金手続のご案内ということで、請求手続の流れが1番から4番とか、2ページをあけていただくと老齢年金生活者支援給付金の概要、また3ページ目には障害年金生活者支援給付金の概要、同じく遺族年金生活者支援給付金の概要とあって、最後に給付金を受給するに当たっての留意事項と、また、給付金の問い合わせに対しては年金ダイヤルへという、こういう案内も出ておりますので、これをしっかりと対象になる方は見ていただきたいと思い

ます。

そうしますと、4月1日時点で年金を受給している方については9月中に年金機構より請求書が送付されるということですから、那珂市ではどれぐらいの方が該当する見込みなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

4月1日時点で年金を受給している方へ送付する数は、日本年金機構によりますと、現在のところ約9,600人となっているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今ご答弁いただきましたけれども、対象者が約9,600人、市の人口に対してもかなりの方がやっぱり対象となっているのがよくわかります。

では、給付金はいつから支払われるのか、また支給される額はどのように計算されるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

年金は、偶数月に前月と前々月の二月分が支給されます。給付金は、10月施行であるために10月分と11月分の合計が12月に支給されるということになっております。年金支給日に、年金と給付金と同じ口座へ別々に振り込まれるということでございます。

支給額は、老齢基礎年金、障害年金、遺族年金で異なるということでございます。

まず、老齢基礎年金でございますけれども、月額5,000円を基準に、保険料納付済み期間に基づく額と保険料免除期間に基づく額をそれぞれ計算した合計額というふうになります。

次に、障害年金につきましては、障害年金2級の場合は月額5,000円、1級の場合は6,250円となります。

最後に、遺族年金でございますけれども、こちらは月額5,000円となりますけれども、遺族年金を複数のご遺族で受給している場合につきましては、5,000円を受給している人数で割った額を月額としてそれぞれ受給者へ支給するということになるということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに、月額5,000円というのは物すごく大きいと思います。

では、新しい給付金なので制度周知が大切であると思いますが、どのような周知をされているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

給付金の案内につきましては、国、それから日本年金機構でも、各種の媒体を通じまして

制度の周知を行っております。市におきましても、広報なかの7月号に掲載をしたところでございます。

しかしながら、請求書が12月中に提出されていないと、10月分から支給対象月を該当させることができないというふうにされておりますので、市としましては、今後も、広報なかおしらせ版やホームページなどを活用しましてさらなる周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今ご答弁いただきましたが、私も広報なかを見させていただきました。確かに、これをあけると、6ページ、7ページ目にその内容が掲載されているのが確認できます。

また、周知につきましては、できる範囲でしていただけるよう対象者の方にはお願いしたいと思います。そうすることによってさらなる周知ができると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、ご高齢の方や障害をお持ちの方に関してですけれども、ご自身で請求書を記入することが難しいという方もいらっしゃると思います。そのような場合はどのような対応が考えられるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ご高齢の方や障害をお持ちの方が氏名などを自署できない場合につきましては、代理の方にご記入をいただき、押印をしていただければ提出が可能というふうになっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

でも、心配なのは、日本年金機構からの案内が届かないなど不安を感じる方もいるのではないかと思います。今後の課題としてどのような点が考えられるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

給付金の手続案内につきましては、日本年金機構が所得情報により支給要件を満たしているかを判断した上で該当者に発送しますので、年金受給者全員に届くわけではございません。そのため、案内が届かず、自分が該当するかどうか分からないため不安を感じるということもあるかと思いますので、そのような場合は、市の保険課のほうへご相談をいただければ、必要に応じて日本年金機構へ確認するなどしまして対応をしていきたいというふうに考えております。

こちらは、新しい制度ですので、手続の仕方がわからないという方もいらっしゃると思

われますので、日本年金機構と連携をいたしまして適切な給付をするよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） ぜひ、今ご答弁いただきましたように、適切な対応をお願いしたいと思っております。また、対象者の方は手続を速やかにしていただきたいと思っております。

ただ、ここでやっぱり心配なのは、こういう給付金手続に関しまして必ず詐欺が起こることもあります。また、日本年金機構からの封書で届くそうではありますが、電話やメールで届くことはないそうであります。くれぐれも気をつけていただきたいと思っております。不安なことがあったら年金事務所に確認していただく、また市役所のほうに問い合わせをしていただく、それが一番だと思いますので、詐欺のないように皆さんに対応していただきたいと思っております。そして、この詐欺のないことを願い、この質問を終わります。

次に、市民の健康づくりの推進について質問をさせていただきます。

平成25年第3回定例会で健康マイレージについて質問をし、平成30年第1回で健康寿命について質問いたしました。

今回、茨城県でも、「元気アップ！りいばらき」のアプリを開始いたしました。そのことに関連しまして質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大しております。健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されております。このような中、国民健康づくり運動として、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現するため、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するようになりました。

国民の健康づくり、疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環として健康増進法案が公布され、その対象として運動教室や運動自主活動支援等の活動など、また、その他の事業を通じて健康増進、体力改善の老化防止、生活習慣病を予防するために積極的に事業に取り組んでいくことが大事である。

また、高齢化の進展に伴い、介護保険などの予算規模は増加することが予想されております。平成22年の市町村別平均寿命が公表され、那珂市は、男性の平均寿命が80.2歳、女性の平均寿命が86歳と、いずれも茨城県内で2位となりました。

今回もこのようなデータがあれば思い伺ったところ、これ以降は、県としてほかのデータはあるが、平均寿命に関しては出さなくなったそうであります。また、データがあれば大変よかったのですが、残念であります。

市民アンケートでは、自分は「健康である」、「どちらかと言えば健康である」と回答された方が全体の75.5%、また、アンケートに回答された方の93%以上の方が「食事や栄養のバランスに気を付けている」、「散歩や運動を行っている」、「健康診断を受けている」などの健康対策をとっているとありました。

厚生労働省が取り組みの一環として新たに展開する国民運動で、適切な運動、適切な食生活など、健やかな生活習慣の爽快感を国民一人一人が実感し、自発的に生活習慣を改善することを目指し、特定健診・特定保健指導をはじめとするハイリスクアプローチとともに、産業界を含めて、健康づくりに関するさまざまな機関がポピュレーションアプローチとして国民運動を積極的に展開することに、社会全体により生活習慣を実践する機運を醸成しております。国民の行動変容を促すことでもあります。

また、近年、糖尿病や高血圧など生活習慣病が増加傾向にある中、健康診断の重要性が改めて指摘されております。企業などに所属している人は職場で健康診断を受ける機会がありますが、個人事業主や専業主婦などは定期的な健康診断を受ける機会が少ないと言われており、特に、若い世代の専業主婦の健康診断受診率の低さなどが指摘されております。

そのような中、最近では、地域ごとに健診率向上に向けた取り組みなども行われているようになっております。市民の健康寿命の延伸をし、生活習慣病の発症予防と、心筋梗塞や脳卒中などの重症化予防の取り組みを推進している自治体も年々増加傾向にあります。

以前、那珂市の健康づくりの取り組みについては、国民の健康づくり運動を推進するため国で策定してある「健康日本21」を上位計画とし、市では、市の健康増進計画である「健康プラン那珂21」を策定し、市民の健康づくりに取り組んでいくとありました。

ほかの自治体においても、市民の健康づくり事業として、運動習慣を身につけるためのウォーキング教室や、健康運動指導士による健康づくり体操教室の実施や、健康づくり意識の関心を高めることを目的に、健康福祉まつりを開催するなどの周知啓発のための各種イベント事業や、健康マイレージポイント事業の導入を行っている市町村もあります。

健康診断を定期的に受け、病気を早期発見するとともに、脳血管疾患や虚血性心疾患による死亡率の減少や、糖尿病性腎症による新規透析導入患者の減少、重症化の予防など重要視して、保健指導に取り組む生活習慣の早期改善を図ることが大事になってくると思います。

また、健康づくりの施策を行い、乳幼児から高齢期までの方が健康づくりに取り組み、健康で生きがいを持って暮らせるような保健体制の充実を図っていくことも必要になってくるのではないかと思います。

健康を支え、守るための社会環境の整備、個人の健康は家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として個人の健康を支え、守る環境づくりに努めることが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取り組みを総合的に支援する環境を整備する。

また、地域や世代間の相互扶助など地域や社会のきずな、職場の支援等が機能することにより、時間的または精神的にゆとりのある生活の確保が困難な方や、健康づくりに関心のない方も含めて、社会全体が相互に支え合いながら国民の健康を守る環境を整備する。

そして、健康に関する生活習慣及び社会環境の改善、健康増進を形成する基本要素、生活

習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや、性差、社会経済的状況等の違いに着目し、こうした違いに基づき区分された対象集団ごとの特徴やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

その上で、その内容に応じて、生活習慣病を発症する危険度の高い集団や、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青年の世代や、生活習慣の改善に向けた働き方が重要となり、社会環境の改善が国民の健康に及ぼすことも踏まえ、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進の働きをすることも大事である。そして、現状及び課題について、共通の認識を持った上で課題を見つけ、自分の目標を達成するための取り組みを行うのも大事である。

また、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向け、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営む少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子供から高齢者まで、全ての国民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある生活を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能となるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項が示されました。

国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向は、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持管理及び向上により健康寿命の延伸を実現することとなります。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小を実現します。

そして、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、がん、循環器疾患、糖尿病や慢性閉塞性肺疾患に対するため、食生活の改善や運動習慣の定着等により、1次予防、生活習慣を改善し、健康を増進することです。合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進することでもあります。

社会生活を営むために必要な健康の維持向上、国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児時期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組むことも大事であります。

生活習慣病を予防し、またはその発症時期をおくらせることができるよう、子供のころから健康な生活習慣づくりに取り組むべきである。さらに、働く世代のメンタルヘルス対策等を、ライフステージに応じた心の健康づくりをすることが大事となってきました。

そして、必要な機能の維持及び向上を目指し、生活習慣の改善、社会環境の整備に取り組むこととし、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供するため、特定健康診査・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、受診者の利便性の向上や受診率の目標達成に向け、がん検診や特定健康診査、その他の各種健診を同時に実施することや、各種健診の実施主体の参加による受診率の向上に関するキャンペーンを

実施することなど、健康向上、維持においてはさまざまな要因対策がきめ細やかに示されております。

そこで、これから質問をさせていただきます。

初めに、那珂市民の死亡要因についてどのような疾患が多いのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂市民の主な死因を見てみますと、国・県と同様に、がん、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順で多く、生活習慣病に関する死因が高いという状況でございます。その中でも、本市は、心疾患のうち急性心筋梗塞が県内におきまして男女ともに多いという状況になっております。以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） やはり生活習慣病に関する死因が高いと思います。

次に、市の生活習慣病の予防の施策はどのようなものなのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市におきましては、平成30年度から那珂市健康増進計画を策定しまして、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を掲げて推進しておるところでございます。

その中で、循環器疾患、糖尿病、がんと、市として優先すべき疾患ごとに各施策を推進しておりますが、働き盛り年齢層における受診率の低下、さらには健康意識の薄弱化が課題となっております。

生活習慣病の発症、そして重症化予防につきましては、まず自分の健康状態を知るためには健康診断を受けてもらうことが大変重要でありますことから、健診の受診勧奨に積極的に取り組んでいるというところでございます。

また、健診結果に基づきました保健指導体制の充実を図り、健診結果の見方、それから生活習慣の改善の必要性和具体的アドバイス、医療機関受診及び治療における保健指導を、専門職である保健師、それから栄養士が行っておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かにそう思います。

先ほども述べましたが、いかに適切な食生活など、健やかな生活習慣の爽快感をお一人お一人が実感し、自発的に生活習慣を改善していくことが大事になってくると思います。

では、那珂市における健診の受診率等はどのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市の国民健康保険加入者が受けます特定健康診査の受診率でございますけれども、40歳か

ら74歳までの市の国保加入者が健康診査を受診したという、こちらは割合になりますけれども、平成27年度は38.7%、平成28年度は41.5%、平成29年度は42.3%となっておりまして、年々ふえているという状況でございます。平成29年度は、県内市町村で第10位という順位でございました。なお、平成29年度の県平均は39.6%でございます。

一方、特定保健指導実施率でございますけれども、特定健康診査を受診した方のうち、内臓脂肪肥満に加えて高血圧、高血糖、脂質異常のいずれかが該当となった方、いわゆるメタボリックシンドローム予備群を含めた対象者に対する保健指導の実施率でございます。こちらは、平成27年度は66.2%、平成28年度は73.9%、平成29年度は61.1%となっておりまして、平成29年度は県内第2位の実施率でございました。なお、平成29年度の県の平均値は30.6%ということでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 健康診査受診率は、年々少しずつではありますがふえているということですね。

前回は質問したときに、特定健康診査受診後の特定保健指導実施については、特定健康診査受診後の結果で特定保健指導が必要となった方に対し、市内の地区ごとに、担当保健師や管理栄養士がきめ細やかに個別の健康相談や保健指導に当たっている。また、那珂市健康増進計画に基づいた事業を進めるとともに、生活習慣病の早期発見のための健診やがん検診等の受診率の向上に努めながらきめ細やかな保健指導を実施して、生活習慣病の改善や合併症の発症等の重症化予防に重点を置いた対策に取り組むなど、健康づくりを推進しているとのことでありました。今後とも、健康な事業をお願いしたいと思います。

そして、それだけに自分の体に対していかに市民の方がしっかり向き合っているかがよくわかります。要するに、いつまでもやっぱり元気でいたい、健康でいたいというのが本音であると思います。

では、県では「元気アップ！りいばらき」のアプリを開始しましたが、これはどのような事業なのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

茨城県では、県民の健康寿命日本一の達成のため、県の健康課題である働く世代のメタボリックシンドロームの改善や生活習慣病予防を目的に、いばらきヘルスケアポイント事業を実施しております。県民や企業が取り組む健康づくり活動に対しましてポイントを付与し、ためたポイントで景品やサービスなどと交換をできるという仕組みでございます。

いばらきヘルスケアポイント事業では、主に働く世代や健康無関心層が気軽に取り組みやすいように、県が開発しましたスマートフォン用アプリケーションを活用して実施しております。

公式名称は、先ほど議員からありましたとおり、「元気アップ！りいばらき」でございます。本年6月1日より始まったということで、無料でダウンロードができるというものでございます。職場の同僚や家族などとウォーキングの歩数を競い合ったり、バランスのよい食事のとれるレストランを探したりと、仲間同士で楽しみながら健康づくりが継続できる工夫が凝らされているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 県では、脳梗塞や心不全など、循環器の病気で亡くなる方の割合が県内死亡者の4分の1を占め、働く世代でメタボリックシンドロームに該当する方が多いという特徴もあるそうであります。そして、生活習慣病に起因することが多く、生活スタイルを改善することが病気などの予防にもつながるとのことです。

そして、タイトルが、「スマートフォンのアプリであなたの健康づくりをサポートします」と、幅広い年齢層でできますみたいなことがあり、またわかりやすいようになっております。

ここにチラシがあるんですけども、こういった感じでチラシが出ておまして、表面にはアニメキャラクターが入っておまして、後ろには、そのポイントの制度等の詳しい内容も出ております。

昨日、この質問をするに当たって、助川議員のほうから、実は私も6月からこのアプリを利用してやっているんですよということで見せていただきました。これは本当に、私なんかよりも逆に素早く対応されていて、すばらしいことだと正直思った次第であります。

では、健康マイレージの質問の際も、健康診断受診者、健康のための教室、活動、講演会等への参加者、スポーツ教室や大会への参加者等にポイントを与えて、ポイントに応じて施設サービスや景品等をプレゼントすることにより、健康増進についての意識を高めるための新たな取り組みであると説明させていただきました。

「元気アップ！りいばらき」もポイント制度があるとのことですが、どのような制度なのか伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

アプリのポイントですけども、運動、食生活、健康、コミュニケーションの4区分の健康づくり活動にポイントが付与されます。

例えば運動の区分では、ウォーキング3,000歩で3ポイント、健康の区分では、毎日の体重・血圧の記録をすることでそれぞれ1ポイント、それから食生活の区分では、野菜摂取、適塩、適切な量の塩分がとれているかという適塩の質問への回答をすることでそれぞれ2ポイント、それからコミュニケーションの区分では、イベントなどへの参加で20ポイントが付与されるということでございます。

ポイントをためますと協賛企業・店舗から優待が受けられるほか、ポイントにより各種景

品を抽せんで受け取ることができるというものでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） やっぱりポイント制度があるというのはいかに大事なのか、以前質問したときと同じに感じられます。

次に、県のこの事業に対し市ではどのように取り組む予定なのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市では、7月より、県のいばらきヘルスアップ事業と連携しまして、「元気アップ！リいばらき」の広報・周知を積極的に行っておりまして、7月末に、先ほど木野議員がお示しされたチラシを全世帯に配布しております。

また、市で実施している健康イベントや社会参加事業のイベントをアプリに掲載し、市民が健康イベントなどに参加しやすい環境づくりを行っているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに、市民が参加しやすい環境づくりが大事であるのではないかと思います。

では、具体的な取り組みはどのようにされるのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

具体的な取り組みというご質問ですけれども、各課で行っているイベントなどを調査し、市で実施している健康・社会参加イベントを毎月、県へ登録し、アプリに掲載をしていきます。現時点では、農政課で行っております「いい那珂マルシェ」と「曲がりやごはん」を健康・社会参加イベントとして登録をする予定でございます。

今後も、イベント等で健康に関するもの、社会参加に関するものにつきまして、イベントの登録の申請を予定しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今伺った取り組みをぜひ推進していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、ほかの市町村の取り組み状況はどうなっているのか、わかる範囲で結構ですのでお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

県に聞きましたところ、7月1日現在で県内20の市町村が覚書を締結済みということでご

ざいまして、2市が締結予定となっているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 県内でも半数の自治体が取り組みを考えているというわけですね。

では、このアプリに健診のデータ等の自動取り込みはできないのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

健診のデータを自動的に取り込むということは、現在はできない状況でございます。

その理由といたしましては、まず1つとして、そもそも県のアプリを健診データの取り込みができるように改修をしていただかなければならないということ、2つ目といたしまして、市が保管している個人データサーバーに直接アクセスをすることは情報漏えいの危険がありまして、それを解消するには、中間にサーバーを立ててそこにアクセスする仕組みを構築することになるということでございます。それには莫大な費用がかかるということが予想されるということでございます。

以上のことから、現状では、健診データの自動取り込みにつきましては考えていないということでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。

市ではそこまでのことはできない状況ですが、本市におきましては、平成30年度から健康増進計画を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を掲げて推進しておられますとの答弁がありましたので、さらなる検討と健康増進計画を推進していただくことを要望し、この質問を終わります。

最後に、通学路の安全対策について質問いたします。

平成25年第1回定例会でも通学路の安全対策について質問いたしましたが、最近また市民の方から、通学路について危険なところがありますが、何とかありませんかとの話を伺うことがありました。

各学校ごとでは、危険箇所等の把握はもちろん対応はされていると思いますが、現状では対応できないところも実際にあるのではないかと思います。昨年大阪北部を震源とする地震により、女子児童が亡くなる事故が発生しました。そして、学校施設が常に健全な状態を維持できるような適切な管理についての通知も出されると伺っております。

また、市町村においては、学校施設や通学路における安全確保を管理するともあったとあります。

そこで、通学路の安全について以前伺ったところ、学校ごとに意見交換の機会を設け、PTAの方等が入っての会合があると伺っております。現在も、通学路の安全対策について学

校や保護者からの要望を聞いて対応しているとは思いますが、こういった形で行っているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

通学路の安全対策につきましては、那珂市通学路交通安全プログラムを策定し、安全点検や改善のほうを実施しております。

このプログラムは、各学校のPTAの方々が子供たちの通学路を点検・調査し、何らかの対応が必要な箇所について教育委員会に調査票のほうを提出していただいております。それをもとに関係機関が対応を協議し、改善を図るというものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 現在も実施し、対応を協議されているということはよくわかりました。

では、そのプログラムの要望提出や対応の時期など、年間の流れはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

プログラムのスケジュールでございますが、PTA等の方々が実際に通学路を見て歩くなどした上で、危険箇所や改善が必要な箇所を7月下旬を目途に提出いただきます。

8月から9月にかけて、該当箇所を所管する市の土木課や防災課などの関係課、那珂警察署、大宮土木事務所などの関係機関が現地確認等を行い、その結果をもとに10月に関係機関が集まって対策会議を開催し、対応を協議いたします。

担当の部署のみで対策が可能なものにつきましては、対策会議を待たずに実施する場合もございます。

その検討結果や対応の状況につきましては、最終的に要望を提出しました学校に回答するとともに、ホームページのほうでもお知らせをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。各学校には連絡されているということであります。

それが正確に伝えているのか、また対応策もとられているのであれば納得するとは思いますが、しかし、市民の方々から実際どうなっているのかとの相談はないのかと思います。なぜなら一番心配されている親御さんからの切実な相談なのですから、丁寧な対応をしていただきたいと思います。

次に、先日、通学路となっている道路で交通事故があり、通行止めとなる事態がありました。その際、通学途中の中学生が迂回せざるを得なくなり、その生徒はほかの道を知らず迂

回できないといった状況がありました。

各学校では、ふだんの通学路で何かあった場合に備え、補完ルートを教えておくなどの対応はしているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

通学路につきましては、各学校におきまして、安全の確保を最優先にルートのほうを指定しているところでございます。

道路工事などで前もって通行どめがわかっている場合には、別のルートを代替として指定できますが、今回の事故のような不測の場合もございまして、児童・生徒ができるだけ安全に登下校できるよう、通常の通学路以外のルートを確認しておくなど、子供たちへの指導や家庭への協力依頼など、各学校のほうに周知してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） わかりました。ぜひそのように対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、先日、水戸市五軒小学校の通学路を通った際に見たのでありますが、グリーンベルトのところにはラバーポールと一緒に設置されていて、歩行者と車を運転する方も一目で気をつけなければいけない危険箇所と認識できるのを見ました。

ああ、これならば那珂市でも危険な通学路に対応できるのではないかと思ったのですが、これは提案ではございますが、那珂市においては、危険な通学路に対しグリーンベルトとラバーポールと一緒に設置できないかと思いますが、対応は可能かどうかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

本市におきましても、歩行者との交通事故の防止のために、歩道のない通学路の路側帯を緑色に着色して、ドライバーが通学路であると認識できるようにグリーンベルトを設置しております。また、ラバーポールは、歩行者などの巻き込みの危険性がある隅切りや車線分離帯など、ドライバーの視線誘導標として設置をしているところでございます。

今回、グリーンベルトとラバーポールと一緒に設置できないかのご質問でございますが、グリーンベルトを設置した通学路は、センターラインのない車道幅員の狭い道路ですので、新たにラバーポールを設置することにより車の通行にも支障を来すことから、長い区間での設置ではなく、歩行者と自動車の通行にも支障のない、安全を確保できるような部分的な設置での対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今答弁いただきましたように、市の状況等を踏まえ、部分的な設置

での対応ができるよう要望いたします。

次に、通学路交通安全プログラムにおける道路にはみ出した樹木の対応などはどのように対応されているのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

民地から道路にはみ出しているような樹木の枝や倒木などにつきましては、緊急性や危険性があり通行にも支障があるような場合につきましては、道路管理者である市が伐採除去の対応をしております。

しかしながら、原則は土地所有者や管理者の方が管理するものでございますので、管理が不十分な状況の場合には、交通安全プログラムや各自治会からの申請を受けまして、市から土地所有者に連絡をして適切な管理のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 私も、相談を受けたときには土木課等にお申し対応をさせていただいておりますので、今後も適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

最後に、通学路の安全対策について、教育長のお考え、またご所見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 通学路の安全対策につきましては、近年、集団登校中の子供たちが車にはねられる、あるいは凶悪な事件に巻き込まれるなど、大変痛ましい事故・事件が全国でたびたび発生しておりまして、心を痛めると同時に、安全確保の難しさを実感しているところでございます。

本市におきましては、先ほどから出ております交通安全プログラムによる安全対策、あるいは地域のパトロール隊による登下校時の見守り、さらには子供を守る110番の家、さらに那珂警察署に配属され学区内の見守りを担うスクールサポーター、そしてそのほかにも登下校の子供たちを犬の散歩をしながら見守っていただく「ワンちゃんパトロール」への参加を呼びかけるなど、関係各機関をはじめ、地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら子供たちの安全対策に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、子供たちが安心して登校できるよう、関係機関や地域住民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今、教育長からご答弁いただきましたように、今後とも引き続き関係機関や地域住民の協力をいただきますよう要望し、この質問を終わります。

ありがとうございました。

- 議長（君嶋寿男君） 以上で、通告7番、木野広宣議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

- 議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 笹 島 猛 君

- 議長（君嶋寿男君） 通告8番、笹島 猛議員。

質問事項 1. ゲリラ豪雨対策について。2. 防災行政無線のデジタル化について。3. ひとり暮らし高齢者対策について。4. 認知症対策について。5. 引きこもり支援策と「8050問題」について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

〔16番 笹島 猛君 登壇〕

- 16番（笹島 猛君） 議席番号16番、笹島 猛です。

通告に従いまして一般質問させていただきます。今回もちょっと欲張り過ぎまして、質問、5問もつくってしまって、60分という時間内で納まるかどうか、頑張ってみます。

まず、順番を変えたいと思います。最初はゲリラ豪雨、2番目はひとり暮らし、3番目が引きこもり、4番目が認知症、5番目が、最後が防災行政無線ということで、よろしく願いいたします。

まず、ゲリラ豪雨対策について伺ってまいります。

地球温暖化により日本の気候が亜熱帯化しております。これがどこに原因があって、CO₂の削減をすれば解決するかどうかというのは、私も、科学者ではないのでわかりません。災害は、いつ起こるか、何が起こるかわからない状況です。局地的、そして短期間に大雨を降らせるゲリラ豪雨もその一つです。

水防法では、都道府県が河川について浸水想定区域を想定し、想定区域ごとに洪水予報の伝達方法や避難場所に関する規定を地域防災計画に盛り込むよう、各市町村に求めております。しかし、現行法は河川の水位上昇で発生する氾濫が主な対象で、ゲリラ豪雨により市街地に降った大量の雨水が側溝や下水道からあふれて浸水する冠水等に対しては、想定してい

ない自治体が多いのが現状です。

そこで、那珂川、久慈川の上流域に降った大雨が河川に流れ込むことで発生する外水氾濫を対象としている地域はどこになりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

外水氾濫につきましては、大雨により川の水が堤防からあふれたり、堤防を決壊したりすることによって発生する洪水で、本市の浸水想定区域は、国土交通省関東地方整備局が発表しました洪水浸水想定区域図によりまして、久慈川は、瓜連地区、木崎地区、額田地区、神崎地区のそれぞれの一部になります。那珂川につきましては、戸多地区、五台地区のそれぞれの一部が対象となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 2番目として、市内に大雨が降ったために発生する内水氾濫地域というのは、これはどこを想定しておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市内の内水氾濫地域につきましては、過去に冠水しました事例等のリストにより冠水箇所を想定しております。

主に道路側溝や排水路の流末が未整備であったり、豪雨に対して現在の排水施設では対応し切れない場所など、周囲の敷地より低い土地や道路などを想定しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 部長、リストアップしているということですが、想定している場所は何カ所ぐらいあるんですか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

想定している場所としましては、道路や排水路の整備を実施したことにより冠水が解消されたところもございしますが、小規模なものも含めると市内には約30カ所ございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そういう中で、冠水が大きな場所とか、その対応というんですか、それをちょっと伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

冠水被害の大きかった場所としましては、まず菅谷の寄居地内にあります、日立ドライバ

一ズスクール西側の排水路沿線の住宅地がございます。

議員もご承知のとおり、この排水路の流末先は、菅谷飯田線を横断した後、隣接のひたちなか市側にあります水田脇の排水路に接続をされております。以前より、その水路の断面が小さいことから、ひたちなか市側には整備・改修の協議をしてきたところでもございます。

現在まで整備には至っていないところでございますので、引き続き、ひたちなか市側には那珂市の現状を伝えながら整備のお願いをするとともに、現場の対応としましても、大雨時の現場パトロールを行いながら、状況に応じてポンプによる排水作業を行ってまいりたいと考えております。

次に、後台地内の埼玉病院の東側奥にあります住宅地でございます。

周囲の土地よりも低い地形となっており、流末排水路もない状況であるため、今までの冠水時には消防によるポンプ排水での対応をしてまいりました。

現在は、流末排水として仮設の配水管を設置しているところでございます。今後の対応としましては、道路改良工事にあわせた排水処理対策の整備計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 部長、私もここ何年か前かな、大変な洪水になったことがあって、消防署の方が何かポンプアップしてということで、なかなかその水が引かないということで、床下浸水、床上浸水までいくような感じのところだったんですね。非常に、私もそれに困っているという住民の方からも聞いていて、今お話を聞いていると、雨水が上がる流末先がひたちなか市の田んぼだということで、これ境界ということで、那珂市のほうは住宅が7軒ぐらいあるのかな、あと工場地帯があって、アパートというか貸し家があってという、そういう地帯なんですよ。密集しているんです。そういうところにおいて、今度は、菅谷飯田線の近くのところの方が三、四軒、今度、空き家になっちゃっているんですよ。多分それが原因だと思うんです。

だから、人口減だ、人口減だと言っておきながら、そういうことをやっぱり、今言っていた整備をしていかないとそうやって逃げてしまうという形で、これはしょうがないですよ。やっぱりひたちなか市があってのことですから、たまたまその境界が云々ということで、でも運が悪いでは済まされないという、そういう人たちの不安を取り除くというのがやっぱり市役所の役目だと思うんですけれども、それどう思いますか。今言っていたひたちなか市役所のほうに集中豪雨もこれから結構来ますので、そういうことを懇願していくというか、頼みに行くということでやっていただけるんですか、ちょっとお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） 今、議員さんのほうからも現場の状況についてはまたご説明をいただいたところですが、先ほども申しましたように、排水の流末先が隣のひたちなか市の行

政区域内というところもございますので、なかなか那珂市だけで解決できる問題ではないというところが苦慮しているところではございますが、市民の安全・安心ということを考えますと、ハード面においても排水路の整備というのは大切なことだと認識しておりますので、今後も、その辺につきましては、現場対応も含めまして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そうですね。市長にちょっといいですか、今の話、ちょっと聞いていましたか。要するに、場所、寄居のところなんですよ。パチンコ屋がたくさんあるところ。ダイナムとかメガガイアとか、そこがある三角地帯のところ、ちょうど場所はドライバーズスクールから菅谷飯田線の三角地帯のところ、細長くなっている、昔は水路だったんですね。そこにふたをかけてというので非常に住民が困っているところなんですよ。

これから秋雨前線も活発化してきて、それから線状降水帯という、何かわけがわからないような今状態になってきている。あるとき突然降ってくるような状態で、住民の人は不安がっているんですよ。ですから、部長も限界があると思うんですけども、やはりそのひたちなか市の職員の方に整備・改修のお願い、要するに住んでいるところは那珂市なんですよ、住民の人は。流れる流末先の出口はひたちなか市の田んぼのあれだということで、時々ま向こうのほうでは田んぼに被害を与えないように水門を閉めているとか何かという話も聞いているんですけども、非常に微妙なデリケートなところなので、そういうところを何か一言、二言お話し、上からしていれば少しは違うのかなということなんですけれども、どのように思われますか。突然申しわけないんですけど。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 近年のゲリラ豪雨に代表されるような想定外の水害は、やっぱり大きな課題だと思っています。今、議員さんがおっしゃった部分についても、おそらくかねてからそういう課題があったんだと思います。特にどんどん整備が、市街地なんかもそうですけれども進んでいきますと、想定以上に水がたまってしまったり流れないとか、そういう課題がたくさんあるのも私も聞いています。

今、担当部長が申し上げたように、やっぱり水ですから、流末が確保できないと放流できないということはもう当たり前のことなんですけれども、たまたまその流末先が行政界を越えているということがまた一つの課題になっているようなので、その辺につきましては、行政同士、話をできる部分もあるでしょうし、あと、ひたちなか市側にもいろんな事情があるのかもしれませんが、本市の住民の皆さんがやはり困っているということが、まず第一義的に解決をしなくちゃいけない課題でしょうから、その辺につきましては、担当とももう少し詰めて、行政としてどういうことができるか、これからも研究して前に進んでいきた

いというふうに考えています。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市長、よろしく申し上げます。やっぱり転ばぬ先のつえという、今手を打っておけば万全だと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、台風とか局地的な集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨の対応について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

台風や豪雨時の対応としましては、気象状況などの情報収集や土のう、バリケードなどの安全対策の事前準備を行っているところでございます。

また、冠水被害が想定される場所などには、現場状況の確認のためパトロールを実施しております。

さらに、被害の拡大を防ぐための現場対応としまして、消防本部と連携しながら、土のうやバリケードを設置したり、状況に応じまして可搬ポンプによる排水作業を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 冠水の原因としては、排水溝の詰まりとか、それから流末の増水という、主なものが挙げられると思います。流末の増水が原因となる場合には、解消までには時間がかかります。そのための冠水により道路通行が困難となった場合には、どのような被害解消に向けた取り組みを進めておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

冠水により通行が困難となった場合などは、まず通行どめの処理を行い、通行車両等の安全を確保した上で、二次被害の発生を防ぐ対応をしております。

また、後日、現地を確認しまして、冠水の原因の調査や事後対策の検討を進めるとともに、排水機能向上のため、排水路の除草や道路側溝などの土砂払いを行っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市街化区域が開発される前は集中豪雨があってもやはり田んぼが多かったので、田んぼというのは調整池のような役割を果しておりました。それが最近なくなりましたので、都市化の進展によって雨水の流出量が増加しております。いろんな形で排水路も迷路のようになっているような気がします、どこでどのような排水をされているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

一般的には、道路の側溝や集水ます、地中に埋設されました雨水管渠などの排水施設から調整池や幹線排水路などに排水されているところがございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市街化区域の排水路等でポンプ圧送を行っている地区はどこがございますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

一つの排水方法としまして、高さや勾配等の条件により自然流下による排水ができないようなところでは、ポンプによる強制排水を行っております。

市街化区域におきましては、昨年度までは両宮排水路でも行っておりましたが、整備が完了したことにより、現在は、那珂四中北側の太想次ため池の1カ所で行っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） ポンプの増設やポンプ場の設置及び排水路の改修など、こういうものを行わなくても大丈夫でしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

ポンプの増設につきましては、現場状況や維持管理を踏まえて判断しておりますが、今のところ、ポンプの増設等の予定はございません。

また、主要な排水路の整備としましては、先ほども申し上げましたが、昨年度、菅谷地内の両宮排水路の整備が完成したことにより、今後は、瓜連地内において、冠水被害のある春日川排水路の改修・整備に着手をしていく考えでございます。

また、通常の排水路の改修につきましても、流末先が確保できたところから年次的に整備を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 道路冠水の短時間化などについては一定の効果があると思います。しかし、局地的な集中豪雨などの増加や台風の発生・襲来など、自然の猛威も増していることから、雨水対策はその途上にあるのが現状のような気がします。

道路冠水も深刻ですが、住宅地域の冠水はさらに深刻です。市街化区域は開発されて家が建ってくる。そうすると、屋根の面積がふえてくれば、その屋根に降った雨水は当然、吐き切れなければ前面の道路に出てくる。そうすると、その道路が今度は水浸しになって冠水してしまう。

そういうことを防ぐ一つの方策として一番いいのは、自分の家の中に降った雨水は何とか

そのまま土に返したいということだと思います。そういう対策をするための一つの方策として、雨水ますとか貯水槽の設置ということを市民の皆さんに協力していただく、また、積極的にそういうものをつけてもらうような施策が必要だと思いますが、その辺に關しての考えを伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

雨水の排水ますや貯留槽の設置につきましては、多くの宅地内で雨水をためることによりまして、降雨時に道路の側溝や河川、水路へ流れ出る雨水の量を減らすことによりまして、川の氾濫や浸水の抑制に有用であるということは認識してございます。

しかしながら、現時点におきまして、雨水貯留槽に対しての補助金につきましては、道路冠水対策として考えた場合、費用対効果等を考慮した上で判断すべきと考えられますことから、現時点において、その補助金ということは検討は行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 水害の怖さは経験した方しかわかりません。事前に予測できれば各自対策はできますが、突然の集中豪雨では対応が間に合いません。想定外の集中豪雨といっても、年に数回発生してしまうとやはり対策が必要になってくるのではないのでしょうか。冠水地域の皆さんが安心して暮らせる環境づくりに早期に取り組んでいただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員ご指摘のように、近年、全国各地で大雨による大規模な災害が発生したり、その中でとうとい命が失われ、家屋の浸水、流出などの被害状況が連日報道されています。今回の九州の災害もそうでありました。そういったこと、まさに想定を超える記録的な大雨が長期化していることから、警戒レベルを見直し、それが図られまして、自然災害に対する取り組みも強化をされてまいりました。

本市におきましても、このような災害に備えた対応と被害の抑制を視野に取り組まなければならないと考えております。

まずは、住民の安全、人命を第一と考え、ソフト面では、万が一に備え、住民へ災害に対する意識の向上と啓発を行うとともに、災害時の正確な情報提供や避難指示をはじめ、避難所、そして物資の調達など、安心して避難できる環境を整えていく必要があると考えております。

また、ハード面では、主要排水路の整備や降雨時の迅速な現場対応、それを進めまして、冠水被害の抑制を図りながら安心・安全なまちづくりに努めていかなければいけないと考えております。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 次は、ひとり暮らしの高齢者対策について伺ってまいります。

今年の4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者人口は1万6,728人です。ひとり暮らしの高齢者数は1,202人という状況です。今後も、高齢化や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者数は増加し、団塊の世代が75となる2025年の高齢者人口に占めるひとり暮らしの高齢者の割合はどのくらいになると推計しておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

2025年度におけるひとり暮らし高齢者の割合につきましては、算出はしてございませんが、本年4月現在では7.2%となっております。議員ご指摘のとおり、今後もこの割合は増加するものというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 次に、このひとり暮らし高齢者が急増する背景はどのようなものがあると思いますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

核家族化が進んできたこと、それから平均寿命が延びているといった社会状況の変化が背景ではないかというふうに推察をしております。

また、ひとり暮らしの方がふえることによります問題点としては、見守る方が家庭内にいないということが考えられます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そうしますと、このひとり暮らしの方がふえると何が問題だと思いますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 今申し上げましたとおり、その世帯に、そのおうちに高齢者を見守る方が家庭にいないということで、認知症の進行だとか孤独死だとか、そういったこともふえてくるのかなというように考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そうしますと、このひとり暮らしの高齢者の見守りというんですか、それどのようにしておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ひとり暮らし高齢者が、急病等の緊急事態に、緊急通報システムにより消防本部に通報を

することで速やかな救護が行われ、日常生活の不安を解消することを目的としましたひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、それから、食事をつくるのが困難なひとり暮らし高齢者に食事を届けることで、あわせて安否確認を行います配食サービス事業などに現在取り組んでおるところでございます。

また、市社会福祉協議会で進めております「あん・しん・ねっと事業」、それから民生委員の方々、それから見守り協力事業所等の見守り活動が現在ございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そうしますと、今度は次に、ひとり暮らしの高齢者に対する支援についてですが、これからますますふえるであろうひとり暮らしの高齢者、それらの方々の行政に対するニーズを的確に把握することは、適切な行政サービスの提供や住みなれた地域や家庭でいつまでも元気で生活していただくために必要なことです。

そこで、今後ますます多様化すると思われるひとり暮らし高齢者のニーズの把握についてはどのように考えておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

各地区の民生委員の方々にご協力をいただきまして、現在、ひとり暮らし高齢者台帳の作成を通じまして、ひとり暮らし高齢者の把握を行っておるところでございます。また、ひとり暮らし高齢者のうちケアマネジャーのついていない方に対しましては、市地域包括支援センターの職員が実態調査を行っております。

このような取り組みを通じまして、ひとり暮らし高齢者のニーズの把握に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 高齢者の閉じこもりを防止し、社会とのつながりを維持していくためにも、地域の活動拠点をふやしていくことは重要なことです。

高齢者の活動拠点では、自分の存在を認識できる、経験や能力を生かせる、誰もが利用でき、いつでも立ち寄れて、いつでも帰れるという穏やかな定義のもと、身近な地域で自主的に活動していくことが求められます。

そこで、本市での高齢者の居場所、生きがいづくりについてどのような取り組みを行っておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

高齢者福祉センターにおける各種教室、それから各地区に51カ所設立されております高齢者サロン等の活動を現在支援しております。

また、高齢者の就業機会の確保としましてシルバー人材センターへの支援や、各地区の高齢者クラブへの活動の支援につきましても取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 健康や生きがいがづくり、それから介護予防、それから認知症予防につながっていくと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

あのとき、あの方のそばに寄り添う誰かがいたらあんな悲劇は起こらなかったという事態を招くことがないような、行政としての体制づくりと整備が必要ではないかと思われませんが、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 市といたしましても、議員ご指摘のように、痛ましい事態を決して起こしてはならないと考えております。

自助、共助、公助と申しますが、自助が弱い高齢者に対しましては、共助として、隣近所から始まる地域との結びつきを強めていくことが、いざというときには非常に大事になってまいります。また、公助としては、このような方を漏らさないためのセーフティーネットを充実させていくことも必要となってまいります。

私の那珂ビジョンの取り組み事項の一つに、地域包括ケアシステムの充実を掲げております。医療・介護・保健など専門職の方々との連携と、民生委員さんをはじめとする地域の皆さんの支え合いにより、地域包括ケアシステムを拡充していくことで、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 次に、3番目の引きこもりの支援策と8050問題について伺ってまいります。

今年3月、内閣府は、40歳から64歳を対象としたひきこもり実態調査の結果を発表しました。中高年層を対象にした調査は初めてです。そこで明らかにされたのは、余りにも衝撃的な数字でした。その数61万3,000人、若年層を超える結果が出たのです。

そこで、本市の就労や引きこもりの実態はどのようになっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市における不就労者や引きこもりの方につきましては、実態をつぶさに把握することは困難な状況でございます。人数や生活状況等につきましては把握できていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 引きこもりは、潜在化している傾向がありますから、行政としても

支援するためにはまず本人や家族からの相談が必要となってくると思います。

そこで、引きこもりに関する相談窓口はどのようになっていますか。また、家族、本人からの相談があった場合には実際に訪問して本人と面談を行ったりしておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

引きこもりに関する相談につきましては、茨城県ひきこもり相談支援センター、それから常陸大宮保健所において現在実施をしているところでございます。

また、市におきましては、広報などで周知を行っているほか、市で実施する各健康相談におきまして引きこもりの相談を受けた際には、必要時に相談窓口リーフレット、こちらの配布を行っております。

引きこもりの対象は、対象年齢に幅がございまして、子供から成人、高齢者にまで至っております。教育や保健、福祉など各部署におけるそれぞれの相談窓口におきまして引きこもりに関する相談を受けた際には、相談者から十分に内容を聞き取りましてその状況を把握するとともに、可能であれば訪問により面接を行うなど、必要に応じた支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 引きこもりの方を支援するためには、まずは当事者や家族の希望する生活を取り戻すこと、そのための適切な相談支援を実施することが市の果たすべき役割と思われれます。

そこで、個別支援の考え方を基礎としながらのよりよい支援のあり方について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃるとおり、引きこもりに至る要因につきましては本当にさまざまでございます、それぞれ異なる経緯、それから事情を抱えておりまして、時間をかけて寄り添う支援が必要であるというふうに考えております。

まずは、より相談しやすい体制、こういった整備をすることが大切であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 引きこもりの対策として、当事者である40代、50代の本人または家族とどう接触していくか、または水際対策として10代のころから長期化しないような対策が考えられますが、引きこもる一つの背景として子供の不登校の問題があります。

そこで、市内の小・中学校の児童・生徒の不登校について、どのような状況になっている

のか、またその要因はどのようなものが挙げられるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

本市の不登校児童・生徒の状況でございますが、平成30年度は小学生が21名、中学生46名の計67名、児童・生徒数全体に占める割合は1.63%となっております。

要因といたしましては、漫然とした不安を覚え登校できないという複合的な不安の傾向が一番多く、次に多いのが無気力の傾向で、気力がなく何となく登校しない、迎えに行くと登校するが長くは続かないというケースでございます。

そのほか、学校における人間関係に課題があるケースも挙げられますが、中には、本人や保護者と話をしても理由がはっきりしないというケースもございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 具体的なケースとして、中学時代にいじめを受けて人間関係の不調から不登校となり、最終的に引きこもりになったケースもあります。

そこで、本市のいじめ発生状況と発生時の対応について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

本市のいじめの発生状況でございますが、平成30年度のいじめの認知件数は、小学校が277件、中学校88件の計365件ございました。

主な内容としましては、一番多いのが、言葉による冷やかしたりからかい、次いで、軽くぶつかったり遊ぶふりをしてたたいたりするとなっております。スマホとSNS等を介したいじめは全体の2%となっております。

発生時の対応でございますが、事案が発生した際には、生徒指導主事が中心となり、事案の内容に応じて組織的な対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 各学校においては、いじめ早期発見のために定期的なアンケート調査を行ったり、教育相談を行ったり、あるいは子供たちの小さな変化を見逃さないよう教員同士の情報連携を密にするなどの取り組みはしておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

各学校におきましては、アンケート調査のほうは定期的を実施しております。個別の面談や教育相談につきましても適宜行っております。また、何らかの事案が発生した場合には臨時でも実施しているところでございます。

教員間の情報共有につきましては、全職員が参加する定例的な会議や学年単位で随時実施

するもの、事案発生時に開催するものなど、児童・生徒への指導事案の状況や内容に応じて柔軟に対応し、情報の共有のほうは図っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 教育支援センターは不登校も含めて相談を受ける窓口になっているものと認識しております。

そこで、教育支援センターの業務内容や相談件数などの状況について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

教育支援センターのほうの業務ですが、主に教育相談と適応指導教室になっております。

教育相談につきましては、児童・生徒本人はもとより保護者や学校などを対象に、不登校やいじめ、発達心配などさまざまな案件に対応しているところでございます。

相談件数でございますが、平成30年度は延べ1,523件で、前年度と比べ22%を超える増となっております。

また、不登校の児童・生徒への支援としまして適応指導教室を開設しております。ひまわり教室という名称で、ここでは学校にかわって個に応じた学習環境の提供や、小集団による体験学習などを行いながら、学校生活へのスムーズな復帰を支援するものでございます。

ひまわり教室の通室人数でございますが、平成30年度は16名となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） その教育支援センターがより一層、連携を密にして、学校への適切な指導・助言が行えるような取り組みはしておりますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

教育支援センターのほうにいじめの情報や相談が寄せられた場合には、支援センターのほうから当該校へ情報が共有され、協力して事案の対応に当たっております。

支援センターでは、被害の児童・生徒や保護者のカウンセリングを行ったり居場所づくりの支援をしたり、ケースに応じて対応しておりますが、議員ご指摘のとおり、学校との連携が非常に重要となりますので、その点をしっかり意識し取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） いじめの問題に関する課題ですが、これはさまざまです。冷やかしやからかいなどの行為もいじめになるという意識が乏しいような現状があります。軽率な判断で相手を傷つけてしまう事例が多く見られます。そして、SNSなどを利用したいじめのように、いじめが学校では発見しにくくなっております。

そこで、こういったSNSとかネットのいじめに対する対応策はありますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ご指摘ありましたとおり、SNSやネットによるいじめは即時の発見や対応が難しいのが現状でございます。そのため、SNS等を介したいじめの未然防止が非常に重要と認識しております。

市内の全小・中学校では、児童・生徒及び保護者を対象とした情報モラル研修会の開催や、道徳、学級活動の時間を使ったネットいじめ防止に向けた心の育成などを行っております。また、近年、中学校におきまして、生徒会のほうが中心となりまして、スマホの使用ルールを独自に作成している学校もございます。

今後、さまざまな取り組みを続けながら未然防止を図ってまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 保護者からすれば、やはり学校教育のトップは教育委員なんです。

でも、相談を受けて、その児童、子供からするとやはり一番は先生なんです。その生徒が一番頼れる先生、生徒の味方、頼りになる先生というのが一番だと思います。

もちろん、先生方も皆さん頑張っていると思います。決して1人の先生だけで抱え込まず、組織で対応することに努めておりますか。また、被害児童・生徒及び保護者の心情に寄り添う気持ちでの対応に心がけておりますか、教育長に伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 教師の中には使命感や責任感から、自分で何とかしようと、そういうことを考えている者もいるのも事実でございます。しかしながら、学校といたしましては、いじめの被害者救済を第一に考え、いち早く情報を共有し、学校全体として組織的対応を行っております。

家庭訪問や面談の際には、被害者の心に寄り添った共感的な姿勢で話を聞くこと、また加害者側へは、事実の説明や取り組み方針あるいは今後の家庭教育への助言をすることなど、被害者、加害者双方への支援を行っているところでございます。

教育委員会といたしましても、引き続き学校と情報の共有を密にしながら、事案に合った支援や指導・助言をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 教育長も、以前、学校長をやっていたらしゃって現場のことはよくわかっていらしゃると思います。例えば中学3年生の方がいじめを受けて、次につながるの是不登校ですよ。そうすると、その方も来年は高校の進学を控えていると。その学校の単位もあるでしょうけれども、そういう方たちがやはりその次の高校進学ということを目指

にしても、現実的にいじめを受けて不登校になって学校に行きたくないと。非常に現実とのバランスが崩れていると。でも、将来のことも考えなきゃいけないと。昔、学校長としては、これはどういう方法で、解決までいかないですけれども、その人たちを将来のほうですか、進路も含めてどういう形で持っていったほうが、よりベターな方法だと考えますか。すみません、突然。

○議長（君嶋寿男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 当然、進路に関しましては、どの子供たちにとっても、中学生ばかりじゃなくても、将来的にやはり義務教育の出口ですので、ここはやっぱり教員としては、学校としてはしっかりと認識していかなくちゃならないところだというふうに思っております。

先ほどから答弁をさせていただいておりますけれども、いろんな事情があつてなかなか登校できない、これも現実的な問題であります。当然、そういった子供たちに対しましてはできるだけあらゆる手段を講じて、例えば個別に課題を与える、あるいは放課後登校する、あるいはこちらから訪問して一緒に勉強する、いろいろな方法を取りながら、さらには、進路がかかわってくれば当然、高校とも相談をしながら、その子に合ったよりよい方法がどうなのか。当然、最終的に決めるのはその子自身なんですけれども、保護者とも随時、定期的に相談をしながら進めていく。そういうようなことで子供の将来、進路というものを考えていった、そういうことは経験としてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そうですね。生徒さんとか保護者がどこまで発信しているかわからないですけれども、発信の度合い、それから受ける側ということで、やっぱりそこでギャップはあっちゃいけないと。タグを組んでその一つの目標に向かっていくということが理想なんですけれども、そういうふうにして現場のほう頑張っていたいただきたいと思います。

次に、8050問題について伺ってまいります。

5月20日、川崎で児童ら20人を殺傷した事件に続いて、6月1日には、元農水省事務次官が息子を刺殺するショッキングな出来事が続きました。

今、8050問題が注目を集めております。8050問題とは、長期間の引きこもりをしている50代前後の子供を、80代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する問題です。8050問題では、社会参加や生活困窮が課題となるなど、家庭内で複数の問題を抱える事例が多いです。だが、自治体の窓口は介護、障がい、生活困窮など課題に分かれていることが多く、たらい回しにされて孤立するケースが出てきております。

そこで、厚労省は、引きこもりや貧困、介護といった家庭の問題について、市町村の縦割りの対応を見直し、断ることなく一括して相談に応じる体制の整備に向けた中間報告をまとめ、来年の通常国会に社会福祉法改正案を提出するとのことでした。

この改正案が通れば、どんな相談も丸ごと断らず、受け付ける窓口を市区町村に整備し、関係機関が連携して解決を図るようになるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、那珂市におきましては、本年4月から、市民の多様化・複雑化している課題に対応するため、総合保健センターひだまり内に、「ふくし相談センター」を設置いたしました。

こちらの窓口では、福祉における全ての相談に応じ、そのケースに応じて介護や障がい、生活困窮といった窓口につなぐという役割を果たしているほか、福祉に関するあらゆる相談に対しましても多機関が連携して支援できるよう、相談や支援体制の充実を図っておるところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 最後に、これらの問題を私なりに総括すると、いじめから不登校、そして引きこもりとなること、関連づけはしたくないんですが、現実には、イコール引きこもりということにつながっていくと思います。

引きこもりの方は、たとえ軽度であっても、地域から孤立し、社会から孤立し、支援が必要な人ほどみずからSOSを発することができない状況にあります。支援がおくれるほど状況は複雑化し、解決が難しくなり、さらには経済的困窮という問題も複雑に絡んでいきます。

そこで、地域の身近な相談相手である市役所はどのような早期発見・支援に努めていく考えですか、市長にお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員がおっしゃるように、いじめが原因で不登校となり、引きこもりの状態から不就労や生活困窮となった方は、問題が複雑化しており解決も難しいなど、引きこもりは非常に根が深く、市としても、きちんと向き合わなければならない課題だと十分認識をしております。

地域の身近な相談相手である市役所も、国や県と連携しながら今悩んでいる方々へ手を差し伸べ、どのようなことに悩んでいるのか、何を必要としているのか、一つ一つ理解していくことが大切だと感じております。

例えば、今年4月に開設しました「ふくし相談センター」での相談対応や、居場所づくり、サポーター的な人材の養成、相談員によるアウトリーチなどの支援策が考えられますが、どんな支援が効果的なのか職員とともに考えてまいりたいと考えております。

また、地域や民生委員・児童委員の皆様にもお力をかりながら、早期発見・支援のため、できることから取り組んでいきたいと考えております。

まずは、やはり第一義的には初期対応、これが大事で、そういったことを地域、市役所一体になって取り組めるようにこれからも進んでまいりたいと考えております。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 引きこもりは、やっぱり社会全体の問題と捉えないと改善は難しいかもしれませんね。

以上です。

次は、認知症対策について伺ってまいります。

世界でもまれに見る少子高齢化が進行する日本で、患者数増加と治療選択肢の少なさがゆえに問題になりつつあるのが、認知症です。内閣府の2017年度高齢社会白書によると、2012年度の推計認知症患者数65歳以上は462万人、これが2025年には約730万人になると試算されております。

政府は、今年6月、団塊の世代全てが75歳以上になる2025年度までを対象とする認知症施策推進大綱を決定しました。大綱では、認知症を誰もがなり得るとして、発症や進行をおくらせる方法の研究開発の促進などを盛り込みました。

最近、防災無線で高齢者の方の行方不明者の放送が流れることがよくあります。あの放送が流れるとやはり気になって、そこに集中して、早く見つかるといいなと思ってしまいます。次の無線が鳴ったときには、もう見つかったということがたびたびあります。

そこで、平成29年度から今年の半年までの認知症による行方不明者の捜案件数はどのくらいありましたか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂警察署管内の行方不明者数につきましては、警察として情報公開をしていないことから現在把握しておりませんが、那珂市の防災行政無線による行方不明者情報の放送件数につきましては、平成29年度が6件、平成30年度が2件、令和元年度におきましては、8月27日現在でございますけれども、4件というふうになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 認知症はどなたにも起こる可能性があります。しかし、いざ自分や家族に認知症の症状があらわれたときに、どこに相談し、どのように対応していけばよいのかという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、本市では、広報なかで特集記事を掲載したり、市公式ホームページで認知症について掲載したり、相談窓口を開設したりしておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市におきましては、市内3圏域に設置してございます地域包括支援センターが認知症に係る相談窓口としての役割を担っております。

議員ご指摘のように、広報なか、それから、市のホームページにおきましても、相談窓口

である地域包括支援センターの活動状況をはじめ、認知症サポーター養成講座あるいは認知症カフェといった認知症に係る定期的な情報提供にも取り組んでおるといところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 次に、認知症ケアパスについて伺ってまいります。

認知症ケアパスは、認知症の人ができる限り住みなれた地域で暮らし続け、また認知症の人や家族が安心して状態に応じた適切なサービスの提供が受けられる流れを示すものです。本市では、平成28年度に認知症ケアパスが作成され、全戸に配布されたと聞いております。

そこで、困ったとき、悩んだときには地域包括支援センターやケアマネジャーなどに相談していただきたいのですが、相談件数と、その対応によってご家族が少しでも不安が取り除けて、その人らしく穏やかな生活を続けることができるようになりましたか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

地域包括支援センターへの相談件数でございますけれども、平成30年度におきましては延べ439件でございますが、ケアマネジャーへの相談件数につきましては把握をしてございません。

相談後の対応といたしましては、平成30年4月から、認知症初期集中支援チーム、通称オレンジチームといたしますけれども、こちらを設置しております。

オレンジチームにつきましては、認知症疾患医療センターである栗田病院の医師等の専門職、それから各地域包括支援センター職員により編成をしております。認知症の方や認知症が疑われる方を訪問し、受診支援、それから本人・家族への助言等、自立に向けた活動等に関係機関と連携をしまして取り組んでおるといところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 全国的に徘徊による行方不明の方が年々ふえております。とても深刻で、家族にとっては不安で眠れない日々を過ごしているのではないのでしょうか。本市では、徘徊高齢者家族支援サービスとして、GPSの貸し出しは平成28年度から行っていると聞いております。そこで、GPSの利用件数と利用者の感想などがありましたら伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

平成30年度の利用件数になりますけれども、2件だということでございます。

利用者の感想ということですが、いざというときに助かったと、本人がGPSを持っていないが、持っていないときに本当に困るんだといったご意見があるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 部長、今、たった2件ということで、これ、何でこんなに利用者が少ないんですかね。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） ほかの民間のサービスもやっぱりふえているということが一つの理由かと思います。

あとは、家族の話ですと、小型で持ちやすいんですけども、認知症の方に必ず持たせるというのが非常に難しいということも影響しているのかなというふうに感じております。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） あれ、市からは初期費用として補助出しているよね、何か。維持費は自分でしなきゃいけないんだけど、それ、たかが知れているけれども、そういう結構お得さを感じるサービスなんで、何でだろうね。PRが足りないのかな、やっぱり。いいです、それは。

徘徊高齢者等事前登録事業として、あらかじめ登録いただいた情報を警察署と共有することで、早期発見・早期保護することを目的とした事業はしておりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

事前に登録いただいた利用者に「おかえりマーク」を配布しまして、身の回りの衣服や靴などに張りつけていただき、警察などに保護された際に迅速に本人照会ができる、いわゆる茨城県おかえりマーク事業、こちらにつきましては、本市と警察とが連携し、進めておるところでございます。

また、高齢者の徘徊などによる行方不明事案が発生した場合には、休日・夜間におきましても速やかに警察等の関係機関と連携を図って、防災無線あるいはメルマガ等による周知を図るとともに、県やほかの市町村とも情報連携に努めることで、早期発見・早期保護に取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 次に、若年性認知症について伺ってまいります。

認知症で今、18歳から64歳までに発症する若年性認知症というのがあります。今、これが社会問題化になっております。全国で推定者数約3万8,000人、65歳以上の老年期と異なり、働き盛りの発症は患者本人や家族のこうむる影響が大きく、より深刻な問題を抱えております。

そこで、本市における若年性認知症の現状を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂市におきまして、日常生活に支障を来すような症状等が出ている65歳未満の認知症の方は、本年4月1日現在で20名となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） やはり認知症と一緒に、それ以上に若年性認知症を把握するのは困難だと思います。

そこで、若年性認知症の方が安心して相談できる場所はどこになりますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市におきましては、先ほどから何度もお話ししてはいますが、地域包括支援センター、こちらの相談窓口で相談を受けております。

また、専門的な相談先といたしまして、筑波大学附属病院認知症疾患センターに設置してございます茨城県若年性認知症相談窓口をご案内しております。こちらの相談窓口には、県の若年性認知症支援コーディネーターが配置されているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 認知症は決して他人ごとではありません。本市で、認知症を抱える家族のケアのためにも、認知症高齢者を地域で支えていく体制づくりを今後どのように充実させていくのか、市長に伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員ご指摘のとおり、認知症は、決して特別なものではなく、誰もが発症するおそれのある病気でございます。

まずは、認知症の予防や症状の進行を抑制するための初期対応などが重要でございますので、認知症サポーター養成講座等を通して認知症について正しく理解していただきたいと考えております。

ご自身やご家族が発症した際には、相談窓口として地域包括支援センターにご相談をいただき、何より早期受診・早期対応が肝要でございますので、認知症初期集中支援チームなどもご活用いただけるように取り組んでまいりたいと思います。

また、認知症となったとしても、ご本人様やその家族がこの住みなれた那珂市で変わらず暮らし続けることができるような、医療、介護の専門機関や民生委員さんをはじめとする地域の皆さんとの連携を強化しながら、地域で支える地域包括システムの拡充をこれからも推進してまいります。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 最後に、防災行政無線のデジタル化ですけれども、現在、本市では

デジタル化を進めておりますが、それについての計画はどのようになっているか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、アナログ方式の周波数が令和4年11月までしか使用できないため、現在、平成30年度から令和2年度の3カ年でデジタル方式への更新工事を行っているところでございます。

平成30年度は、市役所及び消防本部の親機及び遠隔装置を更新いたしました。令和元年度、本年度は、菅谷・五台地区を除く6地区の屋外スピーカー及び戸別受信機の更新、再送信子局の設置を行います。

最終年度の令和2年度におきましては、菅谷・五台地区の各整備を行い、市内全体が完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告8番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（君嶋寿男君） 通告9番、富山 豪議員。

質問事項 1. 長期休みの子供達の居場所について。2. 動物愛護について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔6番 富山 豪君 登壇〕

○6番（富山 豪君） 議席番号6番、富山 豪でございます。

通告に従いまして順次質問させていただきます。

短目な質問が2つですが、今定例会、最後の質問者となります。どうぞよろしくお願ひい

たします。

まず初めの質問であります。長期休みの子供たちの居場所についてとさせていただきます。

つい先日の1日に、子供たちの約40日間にわたる長い夏休みが終了しました。私が子供の時代に過ごした夏休みは、子ども会のソフトボールの練習、町営プールでの水遊び、近所の山でのクワガタとりがほぼ毎日、ほぼ同じ内容で、繰り返し繰り返しだったような気がします。ですから、夏休みが終わるころには、小麦色の肌を手に入れるかわりに、毎年ながら、たまりにたまった宿題に泣かされておりました。

今回の質問をするに当たり、いろいろなところを見に行かせていただき、時代とともに大きく変わった子供たちの長期休みの現状を質問させていただきたいと思います。

しばらく前からのことではありますが、休日に学校のグラウンドで自由に遊ぶ子供たちの姿を見かけなくなりました。現在、夏休み等の長期休みに際しまして学校等のグラウンドの開放はどのようにしておられるのか、現状を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

夏休み中のグラウンドの開放でございますが、学校のグラウンドにつきましては、子供たちがいつでも自由に使えるような開放は現在行ってはおりません。貸し出ししておりますのはスポーツ少年団や子ども会等の団体となっており、事前に申請の上、利用をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 子供たちがいつでも自由に使えるような開放は行っていないということで、それには何らかの理由があると思いますが、その理由はどうしてなのか。長期休みとはいえ、平日の日中であれば先生方や職員の方がおられるのでは、その時間だけでも開放することはできないのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、グラウンドのほうを開放する場合には、子供たちのけがや事故などの安全管理や学校の資機材等の管理など、管理責任者が必要となります。確かに夏休み中のほうも教職員は出勤しておりますが、通常業務のほか校内研修や外部研修、講習会など夏休み特有の業務もありますので、グラウンドの常時開放、夏休みの開放につきましては難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） なかなか難しいとの答弁ですが、ちょっと残念ではありますが、現状

では、答弁にありましたとおり確かに難しいのかなとも思います。それだけでなく、先生方の負担をいかに軽くするかという働き方改革の渦中にある先生方に、さらに負担増は確かに難しいと思います。また、ボランティアを募ってみてはどうかと思いましたが、その責任の所在をボランティアの方に持っていただくのはちょっと見当違いな話であります。

今現状でできることは、責任の所在が明らかであるスポーツ少年団や任意の団体に使用してもらうぐらいしかないのかなとも理解しましたが、しかしながら何かしらの手だてはあると思っております。それが見つければまた再度質問させていただきます。

子供たちの置かれている家庭環境は私が言うまでもなく、さまざまであります。共働きの家庭や母子家庭、また祖父母と同居する世帯であったり核家族世帯であったりと、なかなかくくり子供たちの置かれている家庭環境を考えることは難しいと思います。

ですから、学童保育においても、この長期休みの期間はさまざまなケースが想定されると思います。例えばふだんは子供の帰る時間に間に合うから学童保育には入れてないけど、夏休みの期間中を見てもらいたいとか、ふだんは祖父母が見てくれているが、どうしてもこの日は都合がつかず見れないのでお願いしたいなど、考えられることだと思います。

そこで、学童保育の現状といたしまして、夏休みなどの長期休みの期間中だけの預かりは行っているのか、急を要するケースなどに対応なされているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

学童保育は、就労等により、日中、保護者のいない家庭の児童を対象としまして、放課後における児童の安全確保や健全育成を図るものでございます。夏休みの長期の休みの期間中でも、日中、保護者のいない児童につきましては、学童保育を利用することはできますし、夏休みのみの利用についても可能としているところでございます。

また、保護者が急病等、何らかの理由によりまして一時的に不在となり、児童が適切な保護を受けられない場合につきましては、児童を一時的に学童保育で受け入れることも可能でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） きちんと臨機応変に対応しておられるのがわかりました。安心いたしました。引き続き、利用をなされる方の目線での対応、どうぞよろしく願いいたします。

私は、地元にありますらぼーるをよく利用させていただいております。子供たちの夏休みの期間中に伺った際、毎年ながらの光景ですが、ロビーにおいてゲームをしている子をたくさん見かけることがあります。

近年、この異常なまでの猛暑日の連続、先ほどの質問ではグラウンド開放をお願いし、多少質問に矛盾を感じておりますが、外で遊ぶことは危険であり、困難な状況であると理解します。ですから、エアコンのきいたらぼーるのロビーは、現在、子供たちの遊び場を兼ねて

いるように感じております。

現在、本市の公共施設、特にコミセンなどにおいて子供たちに開放しているスペースがあるのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

先ほど議員おっしゃいましたらぼーるを含めまして、コミュニティセンターや公民館には、子供たちに限らず誰でも利用できる共用スペースがございます。そのほか、ロビーや図書コーナーなどがございまして、これらのスペースは、日ごろより子供たちの勉強や遊びの場、そして大人の打ち合わせなどの場として利用されております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 誰でも利用可能なフリースペースとしての位置づけであると理解いたしました。

多分ですが、ここにおられる何人もの方々も、先ほど話しました光景を見たことがあるのかと思われまます。ソファーなどで寝そべりながらゲームをする姿は、余りですが、いい印象を抱かないと思われまます。

そこで、あいています会議室などを開放して自習室としての利用や、またボランティアなどを募りまして勉強や宿題などを見てもらう仕組みづくりはできないのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今年度、先崎市長のもと策定いたしました「可能性への挑戦 ―那珂ビジョン―」の中で、「子育て・生きがいがづくり活動への支援」の一つの取り組み事項としまして、「寺子屋活動・こども食堂活動に対する支援策の調査検討」のほうを位置づけております。この寺子屋活動こそが、議員のご提案に当てはまるものではないかなと思ひます。

具体的には、活動する団体間のネットワークを市が仲介あるいは構築するなどの手法が現段階で考えられておりますが、これから動き出す段階でございますので、今後、現状の調査、場所など検討を行った上で方針のほうを決めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 他県も含めまして、先進的に取り組んでいる自治体もたくさんあるようです。ただ、調べてみますと、子供たちの居場所づくりというよりも、子供たちに学習支援を行い、学力向上を目指すことに重きを置いているように感じました。やり方は地域のニーズに合わせてさまざまですが、子供の貧困が叫ばれる昨今、その環境によります教育格差をつくらないための取り組みとしても、大変よい取り組みであると感じました。どうか、本市としましても、前向きな調査、そして方針ができますよう心からお願い申し上げます。

これまで夏休みの子供たちの居場所づくりについて質問させていただきましたが、既に開放されております施設について伺いたいと思います。

夏休みになると子供たちがふえて混雑を見せる施設といえば、図書館が挙げられます。皆様方もご存じのとおり、本市においても市立図書館を有しております。図書館を利用される方のニーズもさまざまで、読書される方、ソファでくつろぐ方、そして多目的室を自習室として利用される方といろいろであります。

この夏休み期間中、特にふえるのが、多目的室を自習室として利用する子供たちです。実際に見に行かせていただきましたが、大盛況で、かなりの子供たちが利用しておりました。また、自習室のスペースを確保するのに、開館時間前に並ばれる話も伺いました。

そこで、市立図書館の開館時間は現在午前9時半からとなっておりますが、夏休み期間中ではないふだんの子供たちの生活習慣に沿って、長期休みの間だけでも開館時間を早める取り組みはできないのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今回、子供の居場所づくりとのことでございますが、市立図書館は、子供たちだけではなく社会人や高齢者の方まで、誰もが気軽に利用いただく地域の方が集う公共施設であり、市民に読書活動など多様な学習の機会を提供するという大きな役割を担っているところでございます。

議員からご質問がありました図書館の開館時間でございますが、子供からお勤め帰りの社会人の方が気軽に利用できるよう、午前9時30分から午後7時までということで設定させていただいております。

閉館時間のほうが夜7時となっておりますので、館内の清掃作業のほうは開館前の朝行っており、またそのほかにも開館前の事前準備として、閉館後に返却されましたブックポスト、本のポストですね、それに返却されたポストの本の処理や書架への返却、図書の貸出システムの立ち上げの確認等、利用者に快適に図書館をご利用いただくために必要な作業の時間となっております。

開館のほうを早めるということは、こうした利用者を迎え入れる準備のための時間の確保が厳しくなりますので、管理・運営の面から、時間を早めることは現段階では難しいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） たくさん処理することがあり、開館時間を早めることで、図書館機能の肝心な部分であります図書貸出システムに影響を与えることになりかねないという答弁と理解いたします。

人員配置の関係もあるでしょうから、本日は何度もお願いすることは申しませんが、私が

言うまでもなく、利用者のニーズは時代とともに変化しております。また、下妻市など、県内の市町村も取り組みを始めていることでもあります。現段階では難しいとの答弁であること、まことに残念ではありますが、これからも利用者の動向を注視して、必要性をさらに感じるものがあれば、再度質問、再度お願いをしていきたいと思っております。

この項目のまとめの質問といたしまして、先ほど来より質問しております数々の問題を総合的に解決する手段として、児童館という考え方があります。

児童館とは何かと厚生労働省ホームページにて調べてみますと、「児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設」とあります。

運営主体は公営、民営とありまして、大型児童館、児童センター、小型児童館と規模もニーズによりさまざまで、全ての18歳未満の児童がその対象児童となります。

公の児童館を茨城県内で見えますと、圧倒的にその数は県南地区に多く、特につくば市に多く見られます。さすが学園都市と感心いたしました。近隣の市町村では水戸市などが有しております。

本市においても、子供たちの居場所もさることながら、子供たちの健康増進、情操教育のさらなる発展の場といたしましても児童館の整備を考えてみてはどうかと思っております、いかがでしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

子供たちの居場所づくりにつきましては、必要性は十分認識をしておりますが、児童館の建設までは今のところ考えてはございません。先ほど教育部長の答弁にもありましたように、寺子屋をはじめ子供たちの居場所づくりにつきましては、今後とも、関係部署と協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） ただいま答弁いただきましたが、子供たちの居場所づくりについては同じ思いでおられるようなので、安心いたしました。前向きな協議を関係部署間でどうぞよろしく願いいたします。

児童館の整備については今のところ考えていないとの答弁ではありますが、これには土地取得や建設費用、大変予算を要することが、必要性は感じているんだけど、できない最大の要因であると思われれます。予算の緊急性から考えてみてもまだまだ先の話になるかもしれませんが、今後も引き続き、児童館の必要性をお願いしていきたいと思っております。

以上でこの項の質問を閉じさせていただきます。

続いての質問は、動物愛護とさせていただきます。動物愛護といいましても、非常に幅広くスケールの大きな話になってしまうので、ここではポイントを絞って、茨城県が平

成28年に制定しました犬猫殺処分ゼロを目指す条例とペット霊園について伺っています。

まず初めに、先ほど申し上げました茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例とは一体どういった条例なのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

この条例は、犬の殺処分頭数が長年にわたりまして茨城県が全国上位に位置していたため、県、市町村及び県民が一体となって犬や猫の殺処分ゼロを目指すことを宣言し、犬猫とともに幸せに暮らせる社会の実現に向けて行動する決意を明確にするため、平成28年12月28日に制定されたものでございます。

条例では、殺処分ゼロを目指す施策を推進するために、県の責務、所有者の責務、そして販売業者等の責務を明確に示しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） ありがとうございます。

部長の答弁にさらに加えさせていただきますと、茨城県の犬の殺処分頭数は、平成16年度には8,837頭であったものが、平成25年には2,158頭と大幅に減少しているものの、平成17年度から平成24年度の8年間連続で全国ワーストであり、平成25年度はワースト2位と、依然として多い状態が続いていました。また、猫に至りまして、平成25年度の殺処分頭数は、全国順位で14番目と多い頭数でした。このような状況を何とか変えようと、茨城県と県議会が一体となりまして条例制定を行いました。

その内容ですが、適正な犬猫の引き取り業務の推進、譲渡の推進、愛護意欲の啓発、飼い主への適正飼育普及啓発、推進員の育成、民間団体の育成強化、取扱業者の適正化、災害時の対応、学校教育との連携など、幅広い推進計画となっております。

今回の質問に当たりまして県の資料をもとに調べてみますと、飼い猫頭数はわかりませんでした。本市の平成26年度の飼い犬登録数は2,762頭とありました。現在もそう変わりないと思われま。そこで、本市の殺処分の状況を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

本市の状況でございますが、犬と猫では扱い方が若干異なります。

まず、犬の場合ですが、いわゆる野良犬はほとんど存在しません。飼い犬が迷い犬になって、保護した市民の方から連絡があり、市が飼い主の方に戻すケースが大部分でございます。

猫は、基本的には引き取りませんが、生後間もない子猫や衰弱した猫などは保護し、治療のため動物指導センターへ送ります。しかし、その猫の体調によっては、数日、市で預かりまして里親を探すこともございます。

幸いにも、過去この三、四年におきましては犬猫の殺処分はゼロというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 幸いにも過去三、四年は犬猫の殺処分はないということなので、大変安心しました。それと同時に、本市は動物にも優しい先進的な地域であると感じました。

この犬猫殺処分ゼロを目指す条例ですが、その責務は、県、所有者、販売業者と位置づけております。したがって、市町村の責務はありません。しかしながら、この条例の条文に、「県、市町村及び県民が一体となって、犬や猫の殺処分ゼロを目指すことを声高らかに宣言し、」と書かれております。これは、言いかえれば、市町村に責務はありませんが、積極的にかかわって下さいねというように理解いたします。

現在もきちんとした取り組みがなされているから、過去三、四年殺処分していないとお話ですが、本市はどのような取り組みを行っているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

殺処分ゼロ条例の取り組みにつきましては、まず所有者に対する知識の普及啓発、販売業者に対する適正な販売に関する指導、そして活動を行う人材及び団体の育成でございます。

具体的には、迷い犬猫をなくすためのマイクロチップの埋め込み、捨て犬・捨て猫をなくすための不妊・去勢手術など、飼い主の義務7カ条をチラシなどで周知しておるところでございます。

人材の育成といたしましては、熱意と見識を有する民間ボランティアの動物愛護推進員を委嘱しまして、地域での日常生活において、動物愛護と犬猫の適正飼養の重要性についての啓発、繁殖制限措置に関する助言、犬猫の譲渡あっせんなどの活動を行っております。

迷い犬・猫は、基本的に自治体が7日間保護するという県の指導なんです。その間に所有者が見つからなければ新たな飼い主や民間動物保護施設へ譲渡されますが、譲渡先がない場合に殺処分となります。

那珂市では、留置を数日延長いたしまして飼い主を見つける時間を確保する対応をしております。今のところは、ほぼ飼い主の方に戻すことができしております。また、県が行うマイクロチップ、避妊助成の情報を広報紙などで発信しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） これは、NPO法人ねこだすけというところから出しました広報チラシであります。こういったチラシや先ほど答弁にありました広報紙などでの地道な呼びかけ、とても大事だと感じます。ぜひとも継続していただきたいと思います。

余談になりますが、今回質問するに当たって茨城県の資料を調べましたら、平成26年度の

数値になりますが、狂犬病ワクチン接種率が78.8%で、県内3位の高い接種率となっております。大変よいことなので、こちらもあわせて継続のほどよろしく願いいたします。

犬や猫は、我々人間にとって最も身近な動物であり、家族同様の存在として私たちの生活に癒やしを与えてくれます。犬や猫を飼育するということは、その命を終えるまで適切に飼育することは所有者の責務であり、茨城県が殺処分ゼロを目指して条例を制定したことは大変意義のあることと考えます。

最近では、ペットが亡くなった際に、火葬を行ってくれます民間業者を利用する市民の方も多くいると聞いております。事実、私のご近所の方もそうなされたと同っております。その方々が、埋葬する場所がなくて困っているという話を耳にします。

そこで、提案であります。まずもって当然ながら、市民の皆様の需要を調査することが必要かと思いますが、ペット霊園の建設を検討してみたいかでしょうか。近年のこのペットブーム、将来的には必ず必要な施設になると思います。民間の参入を促すのも含めまして、近隣の市町村に先駆けて検討してみたいかどうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

現在、市民の方から公設のペット霊園を建設してほしいとの声を聞くことは、ほとんどありませんので、今のところ、ペット霊園の建設をすることは考えてはいないというところがございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） 残念ではありますが、確かに、公営型でつくるというのはハードルが高くなります。相当数の要望、声がないと難しいということは理解いたします。ただ、今後、民間企業などから問い合わせなどあれば前向きに相談に応じていただけたらと思います。

そこで、市長、この犬猫殺処分ゼロ条例ですが、市長が県議会時代に一生懸命制定に向け尽力された条例であります。思いや所見などありましたらよろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（先崎 光君） その前に、やっぱりもうペット、私たちの生活に本当に身近な存在、よく縄文時代の埴輪なんか見ても犬が出てきます。昔から人間のそばにおったということが証明されているわけですけども、現在のペットブームもそうでありますけれども、今、議員がおっしゃったように、県議会時代に、犬猫殺処分ゼロの条例をつくらうということで、私もそのワーキング委員会のメンバーでしたので、いろんなことを経験させていただきました。

いろんな背景は先ほど部長からもありましたけれども、あとは、やっぱり茨城県のイメージをよくしようと、魅力度ランキングで5年間最下位だったとか、茨城県のイメージをよくしようという中でも、全国の中でワーストだった犬猫の殺処分をいかにしてゼロにしようか、そういったことが茨城県のイメージアップにもつながるのではないかとということも、そうい

う発端にあったと思います。

そういった中でいろいろやっていく中で、やっぱり殺処分を減らす、あるいは愛護の精神をもっともっと広めていく、いろんな分野で議論をしてまいりました。今の県の動物指導センターももう大分古くなってきて、ああいったものも改修しなくちゃいけないんじゃないか。そういう意味で神奈川県施設も見に行つて、公園みたいな施設になっている、ここで譲渡会を毎週のようにやっている、だから不幸にして引き取られてきた犬猫もきれいになって、愛するそういうご家族に引き取られていく。ああ、こういうサイクルをつくっていけばいいんだなんていうのも見させていただきましたし、あとは、不幸なそういう犬猫をつくらなために、例えば避妊の政策なんかをもっと進めていくとか、いろんなことも議論をした記憶がございます。

市民の声で、もう少しそういう犬猫のことについて手厚くやってほしい、そういう声も市長室にも届いています。これ、財政もありますのでなかなか思い切ったことはできないんですけれども、そういった声があるというのも市長室のほうに届いております。

いろんなことがあります。ただ、先ほど部長から、三、四年殺処分はゼロなんだと、これは那珂市としては非常に誇るべきことでありまして、たまに担当の部局のところに、おりに入った猫とか犬がいるときがあるんですね。どうしたのと聞くと、いや、今、保護しているんです、飼い主が見つかるまでもう少しという話をしたり、市のグループウェアにも、飼い主を探していますなんていうのが時々掲示をされます。職員はいろんなところで努力をしてくれて、その三、四年分ゼロだということをつくり上げてきているんだなというのが、やはり随所に感じられます。

そういったことも積み重ねていって、ぜひとも、やはりペットを大事にする、動物を大事にする、子供たちにもきちんとそういうことを示せる那珂市になっていかなくちゃいけないかなということを感じて思っておりますので、よろしくまたお願いします。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○6番（富山 豪君） ありがとうございます。

ペットの意味は愛玩動物であります、人によっては、先ほども申したとおり家族同様の存在となります。私の友人の話ですが、17歳になる老犬を、人の年齢なら80歳を超える犬を、時には親のように介護するように、時には子供の面倒を見るように、大切に、大切に飼っている方がいます。

また、別の方は、迷い犬を保護し飼い主さんに届けたところ、うちではもう飼えないから飼ってもらえないかと頼まれ、飼ってもらえなければ殺処分するからと引き取り、6年も一緒に家族の一員として暮らしております。

また、てんかん発作を持つ犬を自分の子供のようにきちんと面倒を見て、発作を抑えた友人もおります。医療費が人よりもかかると苦笑いしておりました。

この犬たちは、本当にいい飼い主さんと巡り会え幸せだと思います。ですが、今回質問す

るに当たり調べてみますと、その逆の立場のペットたちがたくさんいることに考えさせられました。

本市において、人の身勝手にペットたちが苦しまないように、その殺処分ゼロが今後も続きますようお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告9番、富山 豪議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第7号から議案第66号までの以上19件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、花島 進議員、発言を許します。花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔7番 花島 進君 登壇〕

○7番（花島 進君） 議案第59号と議案第60号について質問します。

まず、議案第59号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例について伺います。

幼児保育に限らず、現状では、教育あるいは保育関連の施策を改善するのは賛成です。そうですが、いくつか質問したいと思います。

まず、条例案でいう保育園の保育料無償化についてはその財源が必要ですが、国からの予算で賄えるのはどのぐらいの割合でしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 一括で。

○7番（花島 進君） 全部、わかりました。では次にいきます。

それから、同じ条例に関連して、保護者会費や本代、給食費などはどうなりますでしょうか。

また、保育園の保育料、これは議案には直接ないですが、バランスという点で非常に大事なことですので、伺います。

次に、60号についても一括ですか。

議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について伺います。

今回の見直しについては、各種サービスにかかわる費用を算出し、利用者と市の目標負担割合を設定することに対しては異議はありません。一人の利用者の立場であっても那珂市を構成する部分ですから、たとえ漠然としたものであっても、私たちが受けているサービスや行政の仕事のコスト認識はあるべきです。

そのことを意識しながら質問します。

1つは、見直しの基準について、目標の受益者負担割合をどのような考えで設定したのでしょうか。

受益者負担割合というのは、議案書には直接は書いてありませんが、資料の表にある項目です。その受益者負担目標については、多くのものが目標の負担割合が50%になっている。これはまたどういう考えなんでしょうか。そして、結果として、料金値上げの中での50対50はちょっと釈然としないという意識があります。

次に、表の受益者負担割合ですが、50%のものが多いんですが、一方で、100%、つまり受益者が100%を持つというものがありますので、この理由をお伺いしたい。

次に、このような料金設定、あるいは負担割合を決めるときに、住みやすさの基準として考えがあると思います。那珂市では、一方で、那珂市に住む人をふやそうとする施策をしていますね。一定の条件の転入者に補助をする制度も実施しています。それも私は結構だと思っているんですが、私の考えでは、那珂市に住む人をふやすというのは、基本的に那珂市が暮らしやすい場所であることが第一で、見かけ上、外からよく見えるだけ、あるいは一時の転入メリットをつくるのは2番目の施策だと思っています。

その点で、住みやすさの基準として、今回の見直しにおいて各種使用料や手数料の高低を考えたかどうか、それをお伺いしたい。

最後に、那珂市、水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村に住所を有する方は、那珂市と同様の料金表、それと、これは議案の訂正の部分に相当するんですが、那珂市内に通勤または通学の者は表のとおりなんですが、それ以外の者については2倍にするという項目がたくさんあります。

先ほどの負担割合とも関連しているんですが、かかるサービスのコストを計算し、10%、50%、50%、あるいは0、100とか、いくつか決めている中で、利用者には100%の負担率をかけているものがありますね。それなのにもかかわらず、さらに、外から来るこの協定の範囲外の人を、那珂市とこの協定の範囲内の人以外は2倍にするというのはいかかなものか、その理由は何かというのをお伺いしたいと思います。

特に横堀のフットサル場に関して言えば、コスト計算が1時間当たり300円です。現状もそうですが、今後の改定案でも一緒なんですけれども、1時間当たり3,000円取っているんですね。かかるコストの10倍を取っているわけです。その辺の論理というか、考え方をお聞きしたい。

以上が質問です。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） まず、議案第59号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例についてお答えいたします。

質問1の無料となる保育料の国からの補填ということでございますが、公立幼稚園における今年度からとなります、本年10月から3月までの令和元年度の保育料相当額の地方負担分

については、地方特例交付金で全額補填されます。

来年度以降につきましては、消費税率が10%に引き上げられたことによる地方消費税交付金の増収分の一部が充てられることとなります。これは公立保育所も同様になります。

質問2でございます。保護者会や本代、給食費用などはどうなるかというご質問でございますが、給食費につきましては実費徴収でございますが、新たな支援の制度として、年収360万円未満相当の世帯の子供、及び多子世帯の小学3年生を上限としてカウントした第3子以降の子供につきましては、ご飯等の主食を除く副食費、おかずの費用につきましては全額免除となります。

その他の保護者会費等の経費につきましては、これまでどおり実費負担ということになります。

質問要旨3になります。保育園の保育料はどうなるかというご質問でございます。

こちらにつきましては、保育所につきましても、3歳から5歳児までにつきましては、公立幼稚園と同様、全ての子供が無償化の対象となります。0歳から2歳児につきましては、非課税世帯についてのみ無償ということになります。これは、公立・私立保育園にかかわらず同様となります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） 議案60号につきまして説明をさせていただきます。

ご質問の中の1、2、3につきましては、受益者負担の割合についてご質問をいただいておりますので、その3件につきまして一括して説明をさせていただきます。

市が提供します施設につきましては、道路や公園などの日常生活に必要なもので市場原理によって提供されにくいものから、プールやテニスコートのように、特定の市民の方がご利用をして民間においても類似の施設が存在するものまで、多岐にわたっております。

このため、施設のサービスの公共性の強さや日常生活上の必要性、また民間において提供されているかどうかなどの基準によりましてサービスの性質を分類しております。

その分類を組み合わせまして、公費の負担と受益者負担の割合を設定しております。サービスの種類による分類につきましては、1つ目が基礎的なサービスということで、日常生活を送る上でほとんどの市民が必要とするサービスになります。

2つ目としましては、選択的なサービスとしまして、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするために受けるサービスということでございます。

3つ目に、市場的なサービスとしまして、民間においても提供されており行政と民間が競合するというサービスになります。

4つ目としましては、非市場的サービスとしまして、民間においては提供されにくく、やはり行政が主体となって提供するサービスというふうになってございます。

これらの4つを組み合わせをしまして分類しておりまして、1つが、基礎的であり非市場

的であるもので、公費100%、受益者負担0%としております。

第2分類としましては、選択的であり、非市場的なものは、公費を50%、受益者負担を50%としております。

3つ目としまして、選択的であり市場的であるものは、公費を0%、受益者負担を100%としております。

第4分類としまして、基礎的であり市場的であるものにつきましては、公費の負担を50%、受益者負担を50%という割合にさせていただきます。

続きまして、住みよさの基準につきまして、手数料の中でそちらを配慮したのかということでございます。

ご指摘のとおり、各種使用料の高さ、低さは住みやすさの中の要素の一つにもなるというふうに考えてございます。

各種使用料の算出につきましては、今回の消費税率の引き上げ2%を単純に上乘せするという方法ではなくて、統一の基準を設けて見直しを行ってございまして、その中で、受益者負担の急激な上昇を防ぐために、現行料金に対しまして上限の改定率というものを設けておりますし、さらに増減額の圧縮もまたあわせて行っております。

またそのほかに、今回は市民の利便性の向上のために、既にコンビニ交付で行っております住民票の写し、印鑑登録証明書に加えまして、年内に新たにコンビニ交付が可能となる課税証明書や所得証明書につきましても、コンビニで交付する場合に、改定後の新料金1件当たり350円のところを、2年間を限度とさせていただきますまして1件200円で交付を行いたいというふうに考えております。その2年が経過いたしました3年目以降につきましては、50円引きの1件当たり300円で交付を行いたいというような取り組みも考えてございます。

もう一点、今度は、那珂市や水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町などの、東海村も含めまして、こういったところの2倍の料金というふうなお話でございます。

こちらは、運動施設の使用料の備考のところに記載してある事項となりまして、市の施設は市民の税金をもとに建設をさせていただいておりますので、なおかつ維持管理費についても税金を使っているということがございますので、市民以外の方のご利用につきましては2倍の料金を設定しているということになります。

ただし一方で、先ほど言われました9市町村というところにつきましては、県央地域首長懇話会におきまして公の施設の広域利用に関する協定を締結しておりますので、協定を締結している市町村の住民の方におきましては、那珂市の市民と同額の料金の使用ができるようにしております。

これは、那珂市の市民の方がほかのこの9市町村に行っても同じように扱いをしていただいているということですので、そういったことにさせていただきます。

あわせて、先ほどお話しをいただきましたフットサル場につきましては、経費の中で今回積算をさせていただきます。この中は、やはり民間との競合という部分がございます。

まして、フットサル場は水戸市やひたちなか市等にもたくさんございまして、民間の料金は相当高い金額になってございます。それに比べて那珂市の料金というのは抑えた金額になっているということがございます。

それらをもとに、民業圧迫ということもございまして、今回は料金の改定をしないというところで取り扱いをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 2つだけ追加で疑問を投げかけたいと思います。

1つは、住みやすさの基準としてのメリットでどうかという質問に対して、高低の急激な変化を防ぐために上昇を少し抑えていますという答えと、それからコンビニ交付等の便宜の話をしていました。

前者の話はわかります。ですが、後者のコンビニ交付というのは、ある意味では市の、執行側の都合でもあって、それを誘導するために単純な計算よりは安くしているというところで、ちょっと話が筋違いかなと私は思っています。

それから、それもしか2年間だけ安くして、その後300円にすると、これも正直言って理解できません。本当だったら、もうちょっと真剣に利用者負担額というのを考えたほうがいいかなと。例えば先ほどの分類の中で50、50というふうになっているところを市が60、利用者40にするとか、そういうことも考えてしかるべきかなと思います。

それと、増減の幅を縮めていると言っていますが、先ほどのフットサルの例では、増減の幅の計算、要するに、小さくするほうもめちゃくちゃ抑えてゼロにしているわけですよね。民業を圧迫しないとおっしゃいますが、基本的に那珂市内にフットサル場はないと思いますよ、民間の中で。それで、附属の協定でもって広い範囲で使えるようにしている中にひたちなか市や水戸市があるというだけです。

ですから、ちょっとロジックがおかしいと私は思っています。その点どうお考えでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） まず、住みやすさの点につきまして、コンビニ交付の部分につきましては、やはり議員ご指摘されるような見方の部分もあるかと思うんですが、例えば市民の方が、特に今回の場合ですと課税証明とか所得証明の部分を市は考えておまして、この場合に、毎年、職場に提出をしなければならないということがございます。特にこの時期は大変混雑してまいりますので、仕事終わりになかなか来づらいとか、休みをとって来られないというときに、このコンビニ交付ということを利用していただければ、忘れていても職場のすぐ近くでもとれます。気がついたときに自宅の近くでもとれます。そういった点においてやはりコンビニ交付というものを広げていこうというふうに考えておまして、その中でそれにはマイナンバーの取得というものも必要になってまいりますので、あわせて

マイナンバーの普及も今回こういう形で取り組みをさせていただいたということでございます。

フットサルにつきましては、今回、やはり、計算の中にはちょっと一部含まれておりませんが、そのほかに、実際の経費の中にはその設置したときの費用というか、建設費の部分も本来は入れなければならなかったなというふうには理解してございます。

ここにつきまして、その民業との部分になりますけれども、民間の場合の一つの例をちょっとお話をさせていただくと、水戸市にあります、ある一つのフットサル場につきましては1時間当たり大体8,000円ぐらいで、これが会員になりますと6,000円ということでございます。また、ひたちなか市にありますフットサル場につきましてもやはり1時間8,000円ということでございまして、那珂市の場合には2時間で3,000円ということでございますので、それらのことも含めまして考量をさせていただいております。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○7番（花島 進君） 質疑の回数が制限されていますので、市の考えをとりあえず伺ったということで、納得したということとは別にして、質問を終わります。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告1番、花島 進議員の質疑を終結いたします。

以上で通告によります議案等の質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第7号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項、報告第8号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事項、報告第9号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告事項、報告第10号につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告事項、報告第11号につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上5件は報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第53号から議案第66号までの以上14件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう

望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会への開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

令和元年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月20日）

令和元年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和元年9月20日(金曜日)

- 日程第 1 議案第53号 那珂市税条例の一部を改正する条例
議案第54号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
議案第55号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例
議案第56号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第57号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例
議案第58号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
議案第59号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例
議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
議案第62号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
議案第63号 令和元年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
議案第64号 大宮地方環境整備組合規約の変更について
議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
議案第66号 平成30年度那珂市水道事業会計決算の認定について
請願第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第 2 議案第67号 那珂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議員派遣について
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番 小泉周司君

2番 小池正夫君

3番 石川義光君

4番 君嶋寿男君

5番	關	守	君	6番	富	山	豪	君
7番	花	島	進	君	8番	筒	井	かよ子
9番	寺	門	厚	君	10番	綿	引	孝光
11番	木	野	広	宣	君	12番	古	川
13番	萩	谷	俊	行	君	14番	勝	村
15番	中	崎	政	長	君	16番	笹	島
17番	助	川	則	夫	君	18番	福	田
								耕四郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市	長	先	崎	光	君	副	市	長	宮	本	俊	美	君
教	育	長	大	縄	久	雄	君	監	査	委	員	城	宝
企	画	部	長	大	森	信	之	君	総	務	部	長	加
市	民	生	活	部	長	大	森	信	之	君	保	健	福
産	業	部	長	篠	原	英	二	君	保	健	福	祉	部
上	下	水	道	部	長	根	本	雅	美	君	川	田	俊
消	防	長	山	田	三	雄	君	建	設	部	長	中	庭
行	財	政	改	革	推	進	室	長	教	育	部	長	高
総	務	課	長	平	松	良	一	君	會	計	管	理	者
				渡	邊	莊	一	君	農	業	委	員	會
									事	務	局	長	根
													本
													実
													君

議会事務局職員

事	務	局	長	寺	山	修	一	君	次	長	補	佐	小
書	記	小	泉	隼	君								田
													部
													信
													人
													君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

◎議案第53号～議案第66号及び請願第3号の各委員会審査報告、質
疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、議案第53号から議案第66号までの以上14件及び請願を一
括して議題とします。

各委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第53号 那珂市税条例の一部を改正する条例外7件です。

次に、結果でございます。

議案第53号、第54号、第57号、第58号、第60号、第61号、第64号は、全会一致で可決す
べきものとなりました。

議案第65号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第53号は、地方税法等の一部を改正する法律が公布及び施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものです。

議案第54号は、住民基本台帳法施行令の一部改正により、氏の変更があった者が住民票に旧氏の記載を求めることが可能となったことから、住民票に記載された旧氏の印鑑登録や印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の氏名欄に旧氏を記載することができるよう、本条例の一部を改正するものです。

議案第57号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年後見制度を利用していることを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する方針が示されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第58号は、地方公共団体の手数料の基準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、本条例の危険物規制事務手数料3件を改正するものです。

議案第60号は、消費税の税率改正や社会経済情勢の変化を踏まえて、第4次那珂市行財政改革大綱実施計画に基づき、受益者負担の適正化の観点から各種使用料及び手数料の見直しを行うため、関係条例を整備する条例を制定するもので、主な改正内容は、那珂市手数料条例の手数料の額の改正、那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例、那珂市公民館の設置及び管理等に関する条例、那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例及び那珂市都市公園条例の使用料の額の改正を行うものです。

議案第61号の当委員会の所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第64号は、大宮地方環境整備組合の構成団体である大宮市との協議をするため、議会の議決を求めるものです。協議の内容については、大宮地方環境整備組合規約の変更であり、その変更の内容については、当該一部事務組合の議員の定数を12人から10人とし、那珂市の議員定数を6人から5人に見直すものです。

議案第65号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 続きます。産業建設常任委員会、木野広宣委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 木野広宣君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（木野広宣君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第55号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例外4件でございます。

次に、結果でございます。

議案第55号、第56号、第61号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第65号及び第66号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。
理由でございます。

議案第55号及び議案第56号は、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに
伴い、条例中の消費税について8%から10%に改正するものです。

議案第61号の当委員会の所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第65号の当委員会所管の部分及び第66号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 続きまして、教育厚生常任委員会、筒井かよ子委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 筒井かよ子君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（筒井かよ子君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第59号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例外5件でございます。

次に、結果でございます。

議案第59号及び61号から63号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第65号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第3号は、全会一致で原案のとおり採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第59号は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、本年10月1日から
幼児教育が無償化されることに伴い、条例の全部を改正し、保育料をゼロ円とするとともに、
預かり保育料についても定めるものです。

議案第61号及び65号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第62号及び63号については、特に問題なく妥当なものです。

請願第3号は、学校現場において解決すべき課題が山積する中で、子供たちの豊かな学び
を実現するため、少人数学級の推進と教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための義務
教育費国庫負担制度の堅持を求めるものです。

全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。

なお、意見書は別添のとおりです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

なお、発言の前に、反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いします。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島 進議員、自席をお願いします。

花島議員。

○7番（花島 進君） 議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、反対意見を述べます。

市民サービスにかかるコストを算出し、行政と利用者の負担割合の目安を設定することについて反対するものではありません。今回の議案に関するものだけでなく、サービスとそれにかかる費用を、行政担当者だけでなく市民も議会も意識すべきと考えます。それが市政をよりよくしていく道であるとも考えています。それを前提に、市政としては、那珂市を住みやすいところにするという観点からも使用料を考えるべきと考えています。

今回の見直しで、サービスの種類、性格を分けて目標負担割合を設定することには反対しませんが、執行部提案で目標負担割合を市50%、利用者50%としているところは、例えばそれぞれ60%、40%などとするのが望ましいと思います。

一方で、那珂市では市外から那珂市内への転入を促す施策を行っていますが、一時、見かけの利益を示すよりも、今の市民を含めて那珂市を住みやすいところとする施策をとりたいと考えます。その点、転入を促す施策と整合性がとれません。

今回の使用料改定は、減額するものはあるものの、増額されるものが多く、施行日が来年4月といえども、消費税の増税と重なり市民の負担がふえる。その点で賛成できません。

また、個別の料金で納得できないものもあります。よこばりコミュニティセンターのフットサル場利用料が目標利用者負担割合100%に設定されていて、100%であれば1時間当たり300円の計算とされているのに、これまでどおりの1時間当たり3,000円の利用料とすることは賛成できません。

議案質疑において、民間の業者を圧迫しないためとの執行部の説明がありましたが、那珂市内に民営のフットサル場はありません。ひたちなか市、水戸市に民営のフットサル場があるとのことですが、広域の利用協定はあくまで補助的なものであって、その協定があるからといって、300円の計算のところを3,000円にするのは妥当ではないです。私が知るひたちなか市の民営フットサル場は、私の住所からは遠く、市内の施設とは同列にはなりません。

スポーツ振興という面では、私は、オリンピックや国民体育大会などの華々しい場よりも、普通の市民が日常的にスポーツを楽しむことが大切と考えています。その考えからも、1時間当たり300円の料金は賛成できません。

以上、反対意見です。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告によります討論を終結いたします。

これより議案第53号 那珂市税条例の一部を改正する条例、議案第54号 那珂市印鑑条

例の一部を改正する条例、議案第55号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第56号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第58号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例、議案第59号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例、以上7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第59号までの以上7件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） 起立多数であります。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第62号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第63号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、議案第64号 大宮地方環境整備組合規約の変更について、以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第64号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。議案第65号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） 全員起立であります。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第66号 平成30年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。議案第66号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） 全員起立であります。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案第67号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第67号 那珂市教育委員会委員の任命についてご説明いたします。議案書の1ページをお開き願います。

氏名、榊原一和さん。住所、生年月日につきましては議案書をごらんいただきたいと思います。

提案理由でございますが、現在欠員となっている那珂市教育委員会委員に榊原一和氏を選出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） ただいま議案第67号について、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許します。

13番、萩谷俊行議員、登壇願います。

萩谷議員。

〔13番 萩谷俊行君 登壇〕

○13番（萩谷俊行君） ただいま市長から教育委員会委員に榊原一和さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきまして、僭越でございますが、地元議員を代表いたしまして推薦を申し上げたいと思います。

榊原一和さんは、平成8年に国土館大学を卒業し、卒業後は広告代理店を経て、現在、森永牛乳額田販売店にて勤務しております。

教育関係としては、平成25年に額田小学校PTA会長として、児童生徒の健全な成長を図るため、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、親と教師とのかけ橋として尽力されました。

その後、平成30年からは、額田地区子ども会育成連絡協議会会長として、少子化が急速に進み、子ども会活動が極めて困難になる地区がふえている中、学校や家庭における教育とともに、欠くことのできない子供たちのよりよい環境を残すため、地域の諸機関と強い連携を保ちながら、その活動に尽力されているところでございます。

このような榊原さんは、民間出身でありながら、これからの未来を担う子供たちに対する熱意と高い志をお持ちの方でございます。清廉潔白、誠実で地域での人望も厚く、行動力と実行力を兼ね備えた方でありますので、これまでの多様な経験を生かし、那珂市の教育発展に寄与できる適任者と確信しております。

どうぞ皆様方のご同意のほどをよろしく申し上げまして、推薦の言葉とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第67号について採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和元年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、新聞などで報道され、議員の皆様も既にご承知のことと思いますが、本市において、保管していた交付前のマイナンバーカードを市民課執務室内で紛失する事案が発生をいたしました。心よりおわび申し上げます。

今後は、再発防止に向けて全力を挙げて取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

また、本定例会におきましては、平成30年度各種会計決算をはじめとする20件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決いただきましたこと、まことにありがとうございます。

本定例会における審議を通しまして議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的、効率的な行政運営を図ってまいります。

いよいよ今月から「いきいき茨城ゆめ国体」、来月には「いきいき茨城ゆめ大会」が開催されます。本県を挙げての一大イベントでございます。本市も県立水戸農業高等学校が馬術競技の会場となっており、全国大会に向けた準備を職員とともに進めてまいりました。

全国から選手、関係者、そして観覧者の方など、多くの方が来られます。国体を通して那珂市のイメージアップを図る絶好の機会ですので、「那珂市の対応はすばらしかった」、「また那珂市に来てみたい」と思われるようなおもてなしを、職員、国体ボランティアスタッフ一丸となって取り組んでまいります。どうか議員の皆様におかれましても、大会の成功に向け、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

結びに、日に日に秋の訪れを感じる季節となりましたが、昼夜の寒暖差がだんだんと大きくなっていく季節でもあります。議員各位におかれましては、体調管理には十分お気を付けいただきまして、市政運営になお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） これにて令和元年第3回那珂市議会定例会を閉会といたします。

18日間ご苦労さまでした。

閉会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 君 嶋 寿 男

那珂市議会議員 富 山 豪

那珂市議会議員 花 島 進